

平成 17 年度施策の事後評価書

(その他の施策)

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	オゾン層保護対策	担当部局	地球環境局
		評価者	フロン等対策推進室長 榎林 茂夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球規模の大気環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	1, 3 節	オゾン層の保護、オゾン層保護対策
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 代替フロン等による地球温暖化対策に資する予算を含む。
	金額(単位:千円)	111.062	108.678	91.229	
	一般会計	111.062	108.678	91.229	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考) 南極のオゾンホール面積	万 km ²	2,868	2,423	2,797	-	-
オゾンホールはほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、我が国、特に札幌上空のオゾン全量は減少傾向にある。 国内 2 地点におけるオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン(HFC)の大気中濃度、オゾン全量を測定するとともに、平成 16 年度までのオゾン層破壊の状況等について評価・公表を行った。 業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収破壊法の改正法案を平成 18 年通常国会に提出(平成 18 年 3 月 7 日、同 6 月 2 日成立)した。 オゾン量の減少は継続しており、また、段階的生産規制の途上にあるハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)やハロンの大気中濃度は増加傾向にある。しかしながら、クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下していることもあり、規制の有効性が科学的にも示されているといえる。						

残された課題・新たな課題

改正フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取組の強化、冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進
--

今後の取組

改正フロン回収破壊法成立後の円滑な施行を期するため、新たに導入する行程管理制度の詳細設計等を行い、実施に向けた周知徹底を図る。 ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。					
指標の名称	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量 (参考)PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値					
指標年度・単位	単位	H14年	H15年	H16年	目 標 値	H16年 H32年
指標	ODPトン	2,907	2,810	1,473	3,615以下 0	-
		13,778	12,521	10,539		
目標を設定した 根拠等	基準年	1989年		基準年の値	5,562	
	根拠等	モンリオール議定書(昭和62年9月)				
達成状況	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量については、平成16年の目標数値を達成した。 PRTR法によるオゾン層破壊物質の排出量(ODP換算値)についても、前年度を下回った。 消火剤として用いられるハロンの破壊処理ガイドラインについて検討を行った。 発泡用途フロン類の排出抑制方策について検討を行った。					

下位目標 2	業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率60%(2008年度から2012年度の平均)の達成を目指し、その向上対策を講ずることを始めとしたフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。					
指標の名称	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率					
指標年度・単位	単位	H14年度	H15年度	H16年度	目 標 値	H20~24年度平均
指標	%	-	約28 (回収量:約1,889t)	約31 (回収量:約2,102t)	60以上	
目標を設定した 根拠等	基準年	-	基準年の値		-	
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月)				
達成状況	平成14年のフロン回収破壊法の施行により、製品が廃棄される際の冷媒用フロンの回収・破壊が義務付けられ、フロン類の回収が進展したものの、業務用冷凍空調機器から回収されるべきフロン類として業界等が推定した量(約6,800t)をもとに回収率を推定すると、未回収となっているフロン類が約7割に上ると見込まれるなど回収率の向上が課題となっており、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収破壊法の改正法案を平成18年3月通常国会に提出した(6月2日成立)。 第2種特定製品(カーエアコン)については、平成16年度に約577トンが回収された。なお、第2種特定製品からのフロン回収については、自動車の再資源化と一体的に行うことが効率的であるため、平成17年1月から自動車リサイクル法に移行された。					

下位目標 3	国際的に協力して、開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援を行う。					
達成状況	インドネシア及びフィリピンにおいてオゾン層破壊物質の破壊方策の検討調査を実施した。 モンゴルにおいて、多数国間基金を用いたオゾン層破壊物質の最終撤廃管理計画プロジェクトを開始した。 アジア地域の途上国における施策実施能力を向上させるため、人材育成及び体制整備、制度構築への支援等を実施した。 それらの結果を基に、開発途上国におけるフロン類の回収破壊対策への支援の必要性についてモンリオール議定書締約国会合等の場において主張し、国際的議論を主導した。					

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 - (2) オゾン層保護対策	目 標
指標名	(参考)南極のオゾンホール面積	
指標の解説	オゾン全量が 220m atm-cm 以下の領域の面積の当該年の最大値。	
評価に用いた 資料等	オゾン層観測報告 2005(気象庁)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	当該年の気象条件
-------------------	----------

施策番号 及び施策名	- 1 - (2) オゾン層保護対策	下位目標 1
指標名	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量 (参考)PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値	
指標の解説	HCFC 消費量 = HCFC 生産量 + HCFC 輸入量 - HCFC 輸出量 なお、ODP トンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。 PRTR 法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。	
評価に用いた 資料等	オゾン層保護法第 3 条第 2 項により公表される消費量 平成 16 年度 PRTR データの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果 -	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 1 - (2) オゾン層保護対策	下位目標 2
指標名	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率	
指標の解説	都道府県の登録を受けた回収業者から報告された回収量を、業界等が推計した機器が廃棄される時の残存量で除したもの。	
評価に用いた 資料等	フロン回収破壊法に基づく平成 16 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	酸性雨・黄砂対策	担当部局	地球環境局
		評価者	環境保全対策課長 小川 晃範

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	2 節	酸性雨・黄砂に係る対策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	563.624	499.459	468.582	
	一般会計	563.624	499.459	468.582	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET への積極的な貢献に努めている。国内においては、EANET の手法に併せた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。 黄砂については、アジア開発銀行等による国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

EANET の活動基盤の強化等将来的な発展についての協議。 これまでの国内酸性雨調査結果の総括的分析等による一部湖沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。 アジア開発銀行等による国際プロジェクトにおける、黄砂のモニタリングネットワーク構築等の検討。

今後の取組

EANET については、将来的な発展について協議されることとなっており、この協議に我が国として意見を提案する等積極的に貢献する。 国内における酸性雨の影響が疑われる一部湖沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた重点的な調査を実施する。 アジア開発銀行等による国際プロジェクトについては、特に我が国に多くの専門家を有する黄砂モニタリングの分野において技術協力するなど積極的に貢献するとともに、国内におけるモニタリングネットワークを整備する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	EANET の活動や酸性雨に関する国際協力を推進するとともに、酸性雨による環境影響を把握するため、国内モニタリングによるデータを取得する。					
指標の名称	EANET モニタリング(酸性沈着)地点数 酸性雨モニタリング地点数 EANET 分析精度管理目標達成率					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	地点	44	44	46		45 (H18 年度)
		31	31	31		31 (H19 年度)
	%	85.7	89.3	集計中(H18.10)	100	
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	長期モニタリング計画(環境省 平成 13 年 3 月)				
達成状況	<p>平成 17 年 11 月に我が国において EANET 政府間会合が開催され、EANET 参加国が、EANET への資金拠出のための確固とした基盤となる文書とその法的性格についての議論を開始することが決定され、我が国もこの合意形成に積極的に貢献した。</p> <p>長期モニタリング計画に基づき、酸性雨による環境影響を把握するためのデータを取得した。また、データを適切に取得するため、測定装置の更新等を行った。(棄却サイト数は、16 年度は 10 局、17 年度は 0 から 1 局と見込まれる。(自然災害等によるものを除く。))</p> <p>これまでの国内酸性雨調査の結果(過去 20 年間)に基づく総括的な分析等により平成 17 年度より 3 年間を目途として酸性雨の影響が疑われる一部湖沼において酸性化のメカニズムの解明等に向けた重点的な調査を実施した。</p> <p>EANET 参加国における酸性雨モニタリングの技術的能力向上のため、EANET の技術的なサポートを行うネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターの活動を支援するなどの国際協力を進めた。</p> <p>東アジア地域における酸性雨対策に向け、EANET の技術的なサポートを行うネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターの活動を支援するなど調査研究等を推進した。</p>					

下位目標 2	黄砂のモニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じ、発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。					
指標の名称	国内ライダー設置基数(カッコ内は環境省による設置基数)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	台	7 (1)	8 (2)	8(3)		8 (5)
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	-				
達成状況	アジア開発銀行等による国際プロジェクトと連携し、環境省による国内におけるライダー(レーザーを用いた黄砂の観測機器)の設置を進めた。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

近年の東アジア地域は急速な工業化・都市化が進み、地理的な条件から我が国においても酸性雨の環境影響が深刻化することが懸念される。国際的連携の下での継続的なモニタリングの実施とともに、国際協力の強化、発生源に関する対策等が必要である。

黄砂は、近年中国等での被害が深刻化しており、北東アジアの共通懸念事項になっている。このため、国際プロジェクトを核とした国際的連携の下でモニタリングネットワークを形成し、データを収集し、発生源対策を実施することが必要である。

【有効性】

平成 17 年 11 月に我が国において EANET 政府間会合が開催され、EANET 参加国が、EANET への資金拠出のための確固とした基盤となる文書とその法的性格についての議論を開始することが決定された。

国内モニタリングによるデータが適切に取得されるとともに、ホームページ、CD-ROM により公開され、データ開示及びデータ利用の促進が図られた。

EANET 参加国（特に当初参加国）における酸性雨モニタリングの分析精度管理達成率の向上がみられるなど技術的能力の向上がなされた。また、新規参加国によるモニタリングデータの取得についても技術指導等を行い、モニタリングデータの国際社会への提示が促進された。

黄砂モニタリングネットワークの核となるライダー観測機器を環境省によって新たに設置し、観測を開始することにより、国際的に共有されるデータの獲得が可能となった。

【効率性】

コスト面を含め、より効果的なモニタリング体制の整備のため、特に酸性雨については策定した長期モニタリング計画に基づき、また、黄砂についても全国的な分布という観点から地点を選定し、効率的にデータの取得ができた。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初		H19 反映
1	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	119,067			123,519		
	国内酸性雨モニタリング推進費	261,479			243,028		
	酸性雨調査研究費	44,671			64,644		
2	黄砂対策推進費	28,368			26,649		
	黄砂による大気汚染物質の輸送に係る調査研究費	15,000			13,875		

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 - (3) 酸性雨・黄砂対策	下位目標 1
指標名	EANET モニタリング(酸性沈着)地点数 酸性雨モニタリング地点数 EANET 分析精度管理目標達成率	
指標の解説	EANET 参加国が実施しているモニタリング地点数 長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリングの地点数 EANET 参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況	
評価に用いた 資料等	EANET 年次報告書 酸性雨対策調査取りまとめ EANET 分析機関間調査報告書	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 1 - (3) 酸性雨・黄砂対策	下位目標 2
指標名	国内ライダー設置基数	
指標の解説	国内に設置されたライダーの設置数	
評価に用いた 資料等	環境省資料	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	海洋環境の保全	担当部局	地球環境局
		評価者	環境保全対策課長 小川 晃範

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境 土壌環境 地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境 土壌環境 地盤環境の保全	施策(節)	4,8 節	海洋環境の保全 他
	4 節	6 地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり			
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 海洋環境保全に関する各条約()及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。 (:本シート内 欄「政策手段等」の欄にて記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	203.230	187.896	224.028	
	一般会計	203.230	187.896	224.028	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止を推進し、目標達成に向け進展が見られるが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。

残された課題・新たな課題

これまでの検討結果を踏まえ、ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けた国内制度の確立と、制度の運用に向けた取組。
 NOWPAP について、活動を指揮、推進する中枢機関の RCU(地域調整ユニット)の本格的活動、NOWPAP 活動のさらなる活性化のための体制作り。
 パラスト水条約の発効に備え、更に基礎情報の収集を行うとともに、対応体制の整備を進めること。
 海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000 年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS 議定書」という。)の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備すること。
 海外に起因する漂流・漂着ゴミへの対応や、海浜へのゴミ漂着状況の把握と削減方策の検討。

今後の取組

ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けて、国内制度のうち海洋施設からの投棄のガイドライン策定等、未対応の部分について整備する。
 NOWPAP 活動のさらなる活性化のため各機関との連携体制を構築して、各プロジェクトの実施を推進するために各国に設置された各 RAC(地域活動センター)の研究成果を共有する。
 パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。
 OPRC-HNS 議定書の締結に向けた環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。
 海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進める。また、海浜のゴミ漂着状況の把握及び削減方策の検討のための調査等を進める。このための定員を要求する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組を引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	条約等の規定に基づき国内体制を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分や油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進するとともに、油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を推進する。					
指標の名称	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	万トン	384	378	338		284
目標を設定した根拠等	基準年	H15 年度		基準年の値	384 万トン	
	根拠等	H19 年度 2 月までに海洋投入処分しないことが確定しているし尿・浄化槽汚泥の投入量を削減した値。				
達成状況	国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物等による海洋汚染に対して、脆弱沿岸海域図の整備等をはじめとした海洋汚染防止策を推進するとともに、油の流出事故に対する緊急時における国内体制の整備を図った。また、海洋投入処分量については、年々減少傾向にある。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

海洋環境について、廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による汚染が懸念されており、国際的な連携の下に一層の環境保全を図っていく必要がある。

【有効性】

関連法の着実な施行により国際的な連携の下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。

海洋投入処分に係る排出基準等について検討を行い、ロンドン条約 96 年議定書締結の準備を進めているところである。

NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋観測を行うための研究開発を行った。これにより、NOWPAP については、事前準備の段階から、海洋環境モニタリング技術の開発等具体的活動の推進の段階に移行しつつあり、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインのドラフトが、平成 18 年 3 月の CEARAC(特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター)フォーカルポイント会合で NOWPAP 諸国に対して公表された。

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための(国際)条約(以下「バラスト水条約」という。)の発効に備えた基礎情報の収集及びバラスト水の実態調査を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。

漂流・漂着ゴミについては、漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会により、省庁間で情報交換を行うとともに、連絡体制を整え、削減に向けた方策の検討のために国内の漂着物実態調査や予測手法のモデル構築等を行った。

【効率性】

平成 17 年度においては、NOWPAP 推進事業においては関係機関との連携を図り少ないコストで沿岸海洋環境モニタリング等を行い、また、漂流・漂着ゴミに関する調査においては、実施効果を考慮しながら重点的な予算配分を行うことで、実態調査や予測手法のモデル構築等を行った。これらのように、委託業務、請負業務の事業内容について再度見直しを行うことによって前年度よりさらに事業の運営が効率的となった。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 4 を目標に統合・整理し、下位目標 1~3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とした。

< 内閣としての重要施策等 >

漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会

関係省庁：経済産業省、気象庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、外務省、内閣府

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)				
MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78 条約(昭和 53 年 2 月)				
ロンドン条約及び 96 年議定書(昭和 47 年 11 月)(平成 8 年 11 月)				
OPRC(油濁事故対策協力)条約(平成 2 年 11 月) 北西太平洋地域海行動計画(平成 6 年 9 月)				
HNS(危険物質及び有害物質)議定書(平成 12 年 3 月) バラスト水条約(平成 16 年 2 月)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	PICES 年次会議開催等経費	3,843	3,252	
	油汚染対策推進費	7,883	5,500	
	海洋環境モニタリング推進調査費	100,171	64,036	
	北西太平洋地域海計画活動推進費	38,878	32,200	
	海洋汚染対策規制基準設定等調査費	3,771	9,071	
	ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費	36,921	30,000	
	バラスト水条約対応基礎調査費	13,505	9,863	
	漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	18,530	16,760	
	OPRC 条約 HNS 議定書国内対応事業費	16,760	9,211	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 - (4) 海洋環境の保全	下位目標 1
指標名	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	
指標の解説	我が国の廃棄物処理は、陸上処理が原則であるが、やむを得ない場合に法令で規定されている廃棄物を法令に規定されている方法に従って海洋投入処分することは認められている。平成 17 年度に発効したロンドン条約 96 年議定書においては、海洋投入処分可能な廃棄物がさらに限定され、海洋投入処分可能な廃棄物についても事前の環境影響評価の実施等が義務づけられるとともに、海洋投入処分量を最小にすることが求められている。このため、我が国としても廃棄物の陸上処分を徹底し、海洋投入処分量を最小限にする必要がある。	
評価に用いた 資料等	我が国の海洋投入処分量 (海上保安庁とりまとめ)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	水環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	水環境課長 紀村 英俊

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策(節)	3,6 節以外	環境保全上健全な水循環の確保他
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、水利用の各段階における負荷の低減を図ることにより同目標の達成、維持を図るとともに、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組等を推進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 水質保全監視費等補助金を H16 年度で廃止したため、減額となっている。
	金額(単位:千円)	2,417.938	2,458.947	921.681	
	一般会計	2,417.938	2,458.947	921.681	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H14 年度	H15 年度	H16 年度		H - 年度
健康項目基準達成率	%	99.3	99.3	99.3	目標値	100 (: 数値詳細は 欄)
生活環境項目基準達成率 ()		81.7	83.8	85.2		
地下水基準達成率		93.3	91.8	92.2		

水質に係る環境基準の設定とその達成・維持のための取組(水質汚濁防止法に基づく排水規制等)を着実に実施した結果、環境基準の達成状況に着実に成果が顕れている。しかしながら、公共用水域における生活環境項目及び地下水質の環境基準の超過が見られる等成果が十分ではない水域等が依然としてある。

残された課題・新たな課題

水質環境基準等について、最新の知見を踏まえ、農薬等に関する項目の見直し及び国の類型指定水域(人工湖等)の類型見直しの必要性の検討、誰もが実感できる水環境の目標の設定。
未規制発生源対策や水生生物の保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について継続した検討。
硝酸性窒素等による地下水汚染対策の推進。
公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視における効率的なモニタリングの確立。
流域毎の環境保全上健全な水循環の確保に向けた計画の策定等の取組の促進及び地下水管理手法の開発による地域の地下水管理、保全計画等への支援。

今後の取組

水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行う。
未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。
硝酸性窒素等による地下水汚染について、各汚染地域の実情に応じた対策実施を推進する。
公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視の効率的なモニタリング手法の検討を行う。
流域別の水循環計画の策定や環境用水の導入等について手引書等の策定等を行う。適正な地下水位の確保等を図るため、地下水の有効利用を含めた管理手法を開発する。
水環境保全活動の普及啓発・効果的なアピール等を推進する。

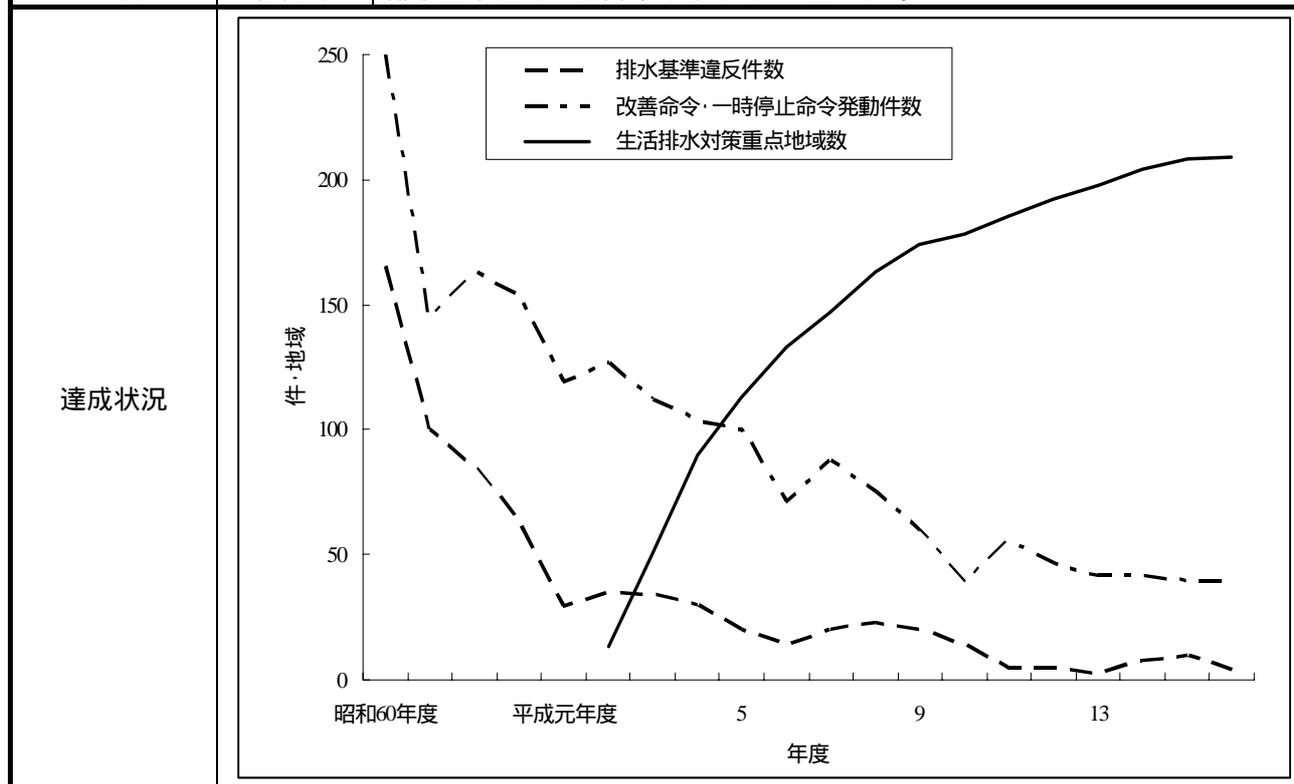
施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準について、水生生物の保全に係る環境基準を含め、科学的知見を充実させ、検討を行い、必要な場合は改定等を行うとともに、水環境を総合的に評価する手法について調査、検討する。					
指標の名称	(参考)要調査項目の調査実施項目数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
	物質群	32	68	69		-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>人の健康の保護に関する水質環境基準等の見直しに用いることを目的として、農業に関する項目について基礎情報の収集を行った。</p> <p>既存の生活環境項目について、公共用水域の水質特性及び水域の利用障害、また、諸外国制度等について情報を収集し、生活環境項目に関する課題等について検討を行った。</p> <p>水生生物保全環境基準に係る水域類型指定に関する検討を行った。また、水生生物保全に関する水質環境基準の追加設定に向け、優先的に検討すべき有害化学物質のうち、水生生物に対する毒性情報が不足している物質について毒性試験を行い、目標数値導出のための知見を蓄積した。</p> <p>水環境を水質だけでなく幅広い観点から捉え、人々の水環境への満足感等も表現できる指標として、水環境の健全性指標に関する検討を行った。</p>					

下位目標 2	工場・事業場に対する排水規制等の実施、生活排水対策の推進等を講じることにより水環境への負荷の低減を図る。					
指標の名称	排水基準違反件数 改善命令・一時停止命令発動件数 生活排水対策重点地域数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	件	10	4	集計中(H18.9)	0	0
	件	40	40	集計中(H18.9)		0
	地域	208	209	209		-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	排水基準違反や改善命令等はゼロが望ましい。				



下位目標 3	有害物質による地下水汚染の浄化対策を推進するとともに、汚染された底質の浄化対策を推進する。					
指標の名称	地下水汚染対策等実施件数 窒素負荷低減対策等実施件数 環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策の着手率 / 完了率					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	件数	426	484	集計中(H18.12)		-
	件数	80	143	集計中(H18.12)		-
	%	100 / 0	100 / 0	100 / 0		100 / 100
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	底質対策の着手が 100%となり、かつ、すべて完了することが望ましいため。				
達成状況	地下水汚染対策等の実施件数は増加している。 窒素負荷低減対策等の実施件数は増加している。 すべての地区において底質対策に着手しているが、完了した地区はない。					

下位目標 4	水環境の効率的・効果的な監視等を推進する。								
指標の名称	公用水域水質等常時監視における測定地点数 (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順) 地下水質常時監視における測定井戸数 (概況調査、ダイオキシン類の順) 水準測量の測量延長 (km) 水環境総合情報サイトのアクセス件数								
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度			
指標	地点数 (検体数)	5,708 (272,762)	5,703 (269,127)	集計中(H18.12)			-		
		7,267 (429,709)	7,257 (429,054)						
		2,126 (2,701)	2,057 (2,627)						
		1,825 (1,958)	1,740 (1,870)						
		5,129 (1,200)	4,955 (1,101)					集計中(H18.12)	-
		井戸本数	1,200					1,101	集計中(H18.12)
	km	11,595	11,901	集計中(H18.12)			-		
	万件	-	-	173 万	-				
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-					
	根拠等	-							
達成状況	公用水域水質及びダイオキシン類水質・底質の常時監視における測定地点数(検体数)はやや減少している 地下水の概況調査及びダイオキシン類の測定井戸数はやや減少している。 測量延長については、平成 9 年度には 14 千 km であり、長期的には低下傾向にある。								

下位目標 5	環境保全上健全な水循環の確保に向けて、地盤環境保全に係る取組、水循環計画の策定等の支援等を推進する。					
指標の名前	年間 2cm 以上の地盤沈下面積 (k m ²)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
	k m ²	3	176	調査中 (H18.12)		0
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	工業用水法第 1 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 1 条				
達成状況	<p>(地盤環境保全)</p> <p>地盤沈下は、全国的には沈静化の傾向にあるものの、年によっては局所的な発生がみられ目標の達成には至っていない。</p> <p>図 全国の地盤沈下地域の面積 (年度別推移)</p> <p>(水循環計画等支援)</p> <p>平成 18 年度を目処に、「(仮称)水循環計画の策定のための手引書」及び「(仮称)環境用水の確保方策マニュアル」を策定予定。</p>					

下位目標 6	水環境保全活動を推進する。					
指標の名前	全国水生生物調査参加者数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
	人	85,907	90,782	85,910		-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>全国水生生物調査を実施し、平成 16 年度は全国 4,263 カ所で 90,782 人が調査に参加した。</p> <p>「こどもホタルエンジャー」事業を実施し、こどもたちが中心となってホタルに関連して取り組んだ水環境保全活動を募集した。平成 17 年度は 40 件の応募があり、優れた活動について大臣表彰を行った。</p> <p>快適水浴場の再選定を行い、快適水浴場百選を選定した。</p> <p>昭和 60 年に名水百選を選定以来、選定された自治体により、ほぼ毎年名水シンポジウムが開催されており、平成 17 年度は犬山市で開催された。</p> <p>アジアモンスーン地域の水環境保全に関するデータベースを平成 18 年 3 月に公開した。</p>					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。

〔有効性〕

各種の施策を実施した結果、以下に挙げるような成果が見られた。

環境基準の維持・達成について

水質環境基準の健康項目については公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しても、公共用水域全体では基準達成率が85.2%（平成16年度）と、改善傾向にある。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

指 標		H14年度	H15年度	H16年度	出 典
健康項目基準達成率（%）		99.3	99.3	99.3	公共用水域水質測定結果
生活環境項目 (BOD / COD)	全体	81.7	83.8	85.2	
	河川	85.1	87.4	89.8	
基準達成率 (%)	湖沼	43.8	55.2	50.9	
	海域	76.9	76.2	75.5	
地下水基準達成率（%）		93.3	91.8	92.2	地下水質測定結果
ダイオキシン類 基準達成率 (%)	公共用水域水質	97.2	97.6	97.9	ダイオキシン類に係る環境調査結果
	公共用水域底質	97.6	99.5	99.7	
	地下水質	99.9	100	99.9	

公共用水域及び地下水の常時監視の測定地点数等には減少も見られ、より効率的かつ的確なモニタリング体制について検討する必要がある。

地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向にあるものの、その推移は安定しているとは言い難い。

地盤高の測量延長は、長期的には低下傾向にあり、適正な監視水準が確保される必要がある。

環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。

水環境保全活動の普及啓発により、より広範な国民の参加を得た活動が展開されている。

〔効率性〕

水質環境基準等の設定については、既存の水質測定結果、化学物質の製造使用データ、物性・毒性データ等の科学的知見の集積が必要であるが、当該知見の収集に当たっては内外の最新の技術・知見を最大限活用するなど、必要なコストを抑えるための取組を行っている。

排水規制対象事業場や原因物質の追加、有機汚濁の改善について民間の持つ最新の技術や知見を最大限活用している。

円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備の特別償却制度等の税制優遇措置を設けて、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。

底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の開発を行っている。

公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について、モニタリング手法及び、モニタリングの内容を適切に評価するための基準について検討を行っている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

省内の組織変更に伴う施策体系の見直しを行い、昨年度の -3-(1)、(2)、(4)及び -5 を本施策 -3-(1)として再編した。それに伴い、昨年度までそれぞれの評価シート内にて設定していた指標「公定法による簡易計測機器数」及び参考指標「水生生物保全環境基準の設定検討物質数」、「地下水位の測定本数」、「地下水質測定件数」、「地下水採取量」を廃止した。また、事業の廃止や終了等により参考指標「良好な水辺空間創出事業支援数」、「汚染底質対策の着手率及び完了率（水銀及びPCB）」、「要調査項目の分析法開発数」を廃止した。

下位目標 2 について、水質汚濁を防止するためには、排水監視の一層の徹底を図ることが重要であるとの観点から、昨年度まで -3-(2)にて設定していた指標「特定事業場への立入検査件数」を廃止し、立入検査に係る「排水基準違反件数」及び「改善命令・一時停止命令発動件数」を新たに追加した。

下位目標 3 について、環境基準超過率の高い硝酸性窒素等による地下水汚染問題の解決のためには、窒素負荷低減対策の推進が重要であることから、指標として 窒素負荷低減対策等実施件数を新たに追加した。

下位目標 4 について、地盤沈下を直接監視する地盤高の測定のために地盤沈下監視の指標として 水準測量の測量延長を新たに追加した。

< 内閣としての重要施策等 >

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
水質汚濁防止法、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号) 公害防止用設備に係る税制措置(所得税・法人税の特別償却制度、固定資産税の課税標準の特例等)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	水質環境基準検討調査費	161,142	131,305	
	水質環境基準生活環境項目検討調査	-	56,688	
	水環境の健全性指標検討調査	-	26,420	
	水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	84,715	55,867	
2	水質汚濁物質排出実態等総合調査	22,868	25,200	
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査	58,963	29,404	
	水質汚濁物質排水規制点検事業	21,085	12,624	
	水生生物保全のための環境管理等検討調査	-	12,606	
	生活排水対策啓発等推進	4,575	3,564	
	生活雑排水の性状に関する検討調査	-	10,000	
3	硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費	28,270	26,000	
	硝酸性窒素重点地域対策モデル事業	9,628	14,000	
	底質調査	5,172	4,095	
	ダイオキシン類底質測定検討調査	-	15,000	
4	効率的・先進的な水環境監視手法開発調査	-	22,000	
	水環境監視基準確立調査	-	20,000	
	水質環境情報高度利用システム推進	-	28,669	
	水質環境総合管理情報システム運営経費	11,264	10,498	
	水質監視業務関連システムの改善	-	-	新
5	健全な水循環の構築に向けた地下水管理手法調査	48,869	44,964	
	健全な水循環・環境用水確保方策等検討調査	31,841	24,317	×
	地域の健全な水循環の確保及び保全支援調査	19,111	17,758	×
	地盤沈下対策調査費	10,357	13,597	
	地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	-	-	新
	湧水復活・保全活動支援の推進調査	-	-	新
	クールシティ推進事業(2)	-	103,516	
クールシティ中枢街区パイロット事業(再掲: -1-(1))	-	-	新	
6	水辺環境保全活動推進費	9,466	10,031	
	水環境保全活動の普及支援事業	10,283	26,975	
	簡易水質診断手法推進	1,351	4,900	
	世界の水環境保全のための国際的活動経費	90,632	124,726	
	2008 年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
5-	予定の終期どおり。	5 - へ移行する。
5-	予定の終期どおり。	5 - へ移行する。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	目 標
指標名	健康項目基準達成率 生活環境項目基準達成率 地下水基準達成率	
指標の解説	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、 健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合 生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合 概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合 を指標としている	
評価に用いた 資料等	公共用水域水質測定結果 地下水質測定結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 1
指標名	(参考)要調査項目の調査実施項目数	
指標の解説	環境基準等の検討のためには、我が国の水環境中での化学物質の存在状況の把握が不可欠であるため、要調査項目に選定している 300 物質のうち、水環境中における存在状況について調査を実施した項目(物質群)数を示した。	
評価に用いた 資料等	水環境中の要調査項目存在状況調査結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 2
指標名	排水基準違反件数 改善命令・一時停止命令発動件数 生活排水対策重点地域数	
指標の解説	水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第 12 条の 1、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 18 条) 水質汚濁防止法における特定施設に対して都道府県知事からの改善命令及び一時停止命令の発動が行われた件数(法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項) 水質汚濁防止法第 14 条の 7 に基づく生活排水対策重点地域の指定件数	
評価に用いた 資料等	「水質汚濁防止法等の施行状況調査」 生活排水対策重点地域指定状況	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 3
指標名	地下水汚染対策等実施件数 窒素負荷低減対策等実施件数 環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策の着手率 / 完了率	
指標の解説	環境基準を超過する井戸が存在する事例のうち、地下水揚水処理等の地下水汚染対策を実施している事例の件数 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る超過事例のうち、施肥量の適正化等の窒素負荷低減対策を実施している事例の件数 対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合 / 対策が完了した割合	
評価に用いた 資料等	「地下水質測定結果」 ダイオキシン類に係る環境調査結果をもとに都道府県などへ直接ヒアリングを実施。	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 4
指標名	公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数) 地下水質常時監視における測定井戸数 水準測量の測量延長(km) 水環境総合情報サイトのアクセス件数	
指標の解説	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数) 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数 地盤沈下の監視を目的とした水準測量の測量延長(km) 水質環境総合管理情報システム運用及び開発業務で開発した水環境総合情報サイトへのアクセス件数	
評価に用いた 資料等	公共用水域水質測定結果、ダイオキシン類に係る環境調査結果 地下水質測定結果、ダイオキシン類に係る環境調査結果 全国の地盤沈下地域の概況 水質環境総合管理情報システム運用及び開発業務結果報告書	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 5
指標名	年間 2cm 以上の地盤沈下面積(km ²)	
指標の解説	地盤沈下の監視を目的とした年間 2cm 以上の地盤沈下のあった面積(km ²)	
評価に用いた 資料等	全国の地盤沈下地域の概況	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 - (1) 水環境の保全	下位目標 6
指標名	全国水生生物調査参加者数	
指標の解説	全国水生生物調査は、川の中にどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。	
評価に用いた 資料等	全国水生生物調査結果について(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	循環型社会の形成の推進のための基本措置	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	企画課長 森本 英香

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	2 節	循環資源の適正な循環的な利用の推進
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行し、循環型社会の形成を推進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	468.492	502.415	548.859	
	一般会計	468.492	502.415	548.859	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>循環型社会形成推進基本計画の点検及び年次報告の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の基盤が整備され、目標の達成に向けて着実な施策の展開を図っている。</p> <p>また、「3R イニシアティブ」について、平成 17 年 4 月に東京で閣僚会合を開催し、3R を国際的な協力に基づき推進することに合意した。我が国は、「ゴミゼロ国際化行動計画」に沿って、途上国での循環型社会づくりへの支援を行うなど、主導的な役割を果たしており、目標達成に向け進展している。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>循環型社会形成推進基本計画にて目標が設定されている物質フロー指標(資源生産性、循環利用率及び最終処分量)は、様々な要因による影響を受けることから、これらの循環型社会形成における位置付けについて更なる検討を行う。</p> <p>高い水準にある国民の廃棄物の減量化等への意識を実践的な取組に結び付けていく。</p> <p>各主体のパートナーシップのもとで、その積極的な参加と役割分担が重要であり、関係主体それぞれの取組の情報の発信や入手手法等に行政が積極的に関与し、改善していく。</p> <p>循環資源は国境を越えて移動しており、3R イニシアティブを通じて国際的な循環型社会の形成を検討する。</p>

今後の取組

<p>物質フロー指標について、今後とも補助的な指標等の導入を図りつつ、詳細な検討を行う。</p> <p>平成 17 年度に実施した循環型社会形成推進基本計画の進捗状況第 2 回点検結果において、「廃棄物減量化等循環型社会形成のための取組には、各主体のパートナーシップに基づいて、十分な意思疎通を行い、効果的な普及啓発・情報発信を行う基盤を整備すること、そして行政が積極的に調整機能を果たすことが必要」と、今後の取組の方向として助言されており、循環型社会の形成に向けた取組を引き続き推進していく。</p> <p>アジア地域で 3R を推進するため、国際会議の開催や日本の経験をまとめたレポートの発信を行う。</p> <p>国内における循環型社会推進に加え、国際的対応の充実・強化等を図るための機構を要求する。</p>

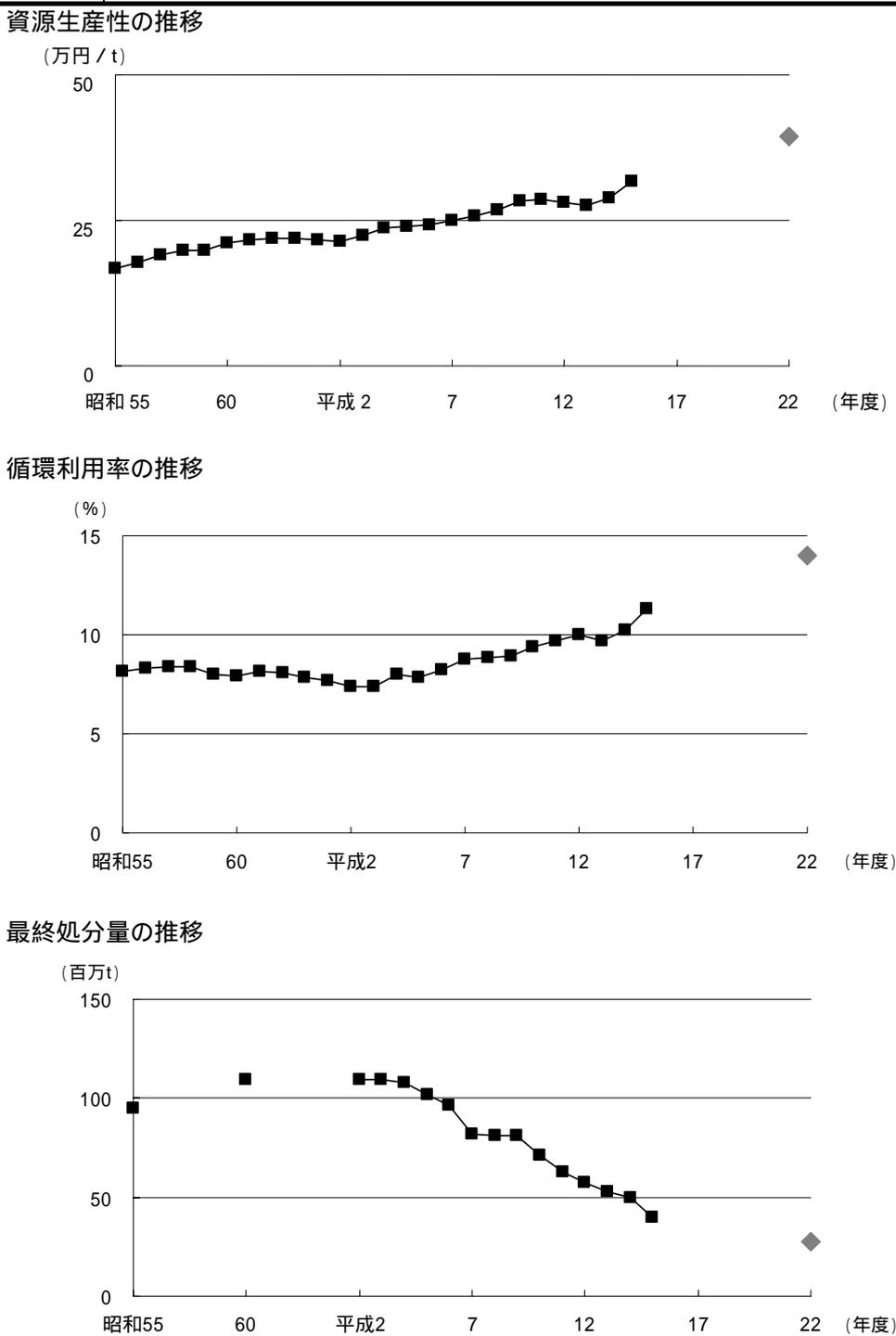
施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成するとともに、政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。					
指標の名称	資源生産性	循環利用率		最終処分量		
指標年度・単位	単位	H13 年度	H14 年度	H15 年度	目標値	H22 年度
指標	万円/トン	約 28	約 29	約 32		39
	%	約 10	約 10	約 11		14
	百万トン	約 53	約 50	約 40	28	
目標を設定した根拠等	基準年	平成 2 年度	基準年の値	約 21 百万トン	約 8%	約 110 百万トン
	根拠等	循環型社会形成推進基本計画				

達成状況



評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、我が国の経済社会活動を循環型に変えていく必要がある。このためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。

平成 15 年 3 月に閣議決定した、循環型社会形成推進基本計画に基づき各種施策を推進しつつ、進捗状況及び計画で定める目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図り、国民のライフスタイルの変革を促すことにより、循環型社会の形成に向けた基盤を整備する必要がある。

また、経済のグローバル化に伴い、循環資源は国境を越えて移動しており、3R イニシアティブの推進により国際的にも循環型社会を形成する必要がある。

【有効性】

循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検していくことにより、循環型社会の形成に向けた国の取組全体を評価することが可能となり、具体的な施策への反映も可能となっている。

こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには出版社を通じて循環型社会白書として市販している（約 10,000 部発行）。

3R イニシアティブの推進により途上国においても廃棄物の適正処理が確保され、天然資源の節約と環境影響の低減が図られている。

【効率性】

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。

国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞ったイベントをインターネットとの連携のもとで効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表により施策の状況を国民に紹介している。

3R イニシアティブについて、国際機関との連携・協力により効率的に推進している。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の目標及び下位目標 1、2 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、目標についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説：第 162 回国会（平成 17 年 1 月 21 日）

第 164 回国会（平成 18 年 1 月 20 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（平成 15 年 6 月 27 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月）

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
1	循環型社会形成年次報告書策定事務費	4,765			15,088					
	循環型社会推進等経費	125,413			113,671					
	廃棄物行政情報システム運営費	55,413			58,941					
	広域最終処分場等計画調査	65,100			52,800					
	広域廃棄物埋立処分場の内大阪湾広域臨海環境整備センター	229,982			736,238					
	3R イニシアティブ国際推進費	68,186			103,031					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置	下位目標 1
指標名	資源生産性 循環利用率 最終処分量	
指標の解説	GDP / 天然資源等投入量 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量) 廃棄物の最終処分量	
評価に用いた 資料等	循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について(第2回)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	次のような例が挙げられる。 資源生産性 大規模公共工事による天然資源等投入量の一時的な増加 循環利用率 鉄くず等の循環資源の海外への急激な輸出の増加
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	循環資源の適正な循環的な利用の推進	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	リサイクル推進室長 藤井 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	4章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	2節	循環資源の適正な循環的な利用の推進
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法()の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。 (各法律の正式名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	715.069	902.493	94.593	
	一般会計	715.069	902.493	94.593	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度を推進してきた。 施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。 容器包装、特定家庭機器、食品循環資源、特定建設資材等はおおむね順調にリサイクルが推進している。 自動車のリサイクルについては自動車破砕残さ、エアバッグともに初年度で目標を達成している。 パソコン、小形二次電池のリサイクルについてはすべての製品区分で目標値を達成している。 今後も引き続き各種リサイクル制度の円滑な施行を図るとともに、更なる循環資源の循環的な利用の促進を図り、施策目標の達成に向け努力する。
--

残された課題・新たな課題

容器包装リサイクル改正法案を第 164 回通常国会に提出(平成 18 年 3 月、同年 6 月可決)したところであり、円滑な施行のための政省令の整備や制度の周知。 家電リサイクル法及び食品リサイクル法については、施行後 5 年を経過したことから、法の規定に基づき、見直しの検討を行う。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、国民や関係事業者の理解を得ながら円滑な施行を図るとともに、更なる再資源化の促進を図る。

今後の取組

容器包装リサイクル改正法案の成立を受けて、政省令の整備や、制度の周知のために容器包装に係る 3R 推進広報事業を実施する。また、啓発・指導事務体制の強化のために定員要求を行う。 家電リサイクル法及び食品リサイクル法に関しては、施行状況について基礎資料を整理し、審議会等で見直しの検討を行う予定である。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、再資源化施設や最新技術の動向把握に努め、更なる再資源化の促進を図る。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

			43	45	集計中 (H19年1月)	目標値	20(H18年度)
	ア	%	69	72			-
	イ		45	41			
	ウ		23	28			
	エ		17	17			
	ア		96(H12年度)	98(H14年度)	集計中 (H19年度中)	95	
	イ	98(H12年度)	99(H14年度)	95			
	ウ	83(H12年度)	89(H14年度)	95			
	ア	%	77.5	76.9	集計中 (H18年度末)	50(各年度)	
	イ		48.7	54.8		20(各年度)	
	ウ		70.9	73.9		55(各年度)	
	エ		63.4	64.2		55(各年度)	
	ア		73.5	73.7		集計中 (H18年度末)	60(各年度)
	イ	77.6	76.8	55(各年度)			
	ウ	56.1	55.1	30(各年度)			
	エ	50.0	50.0	50(各年度)			
	ア	%	-	-	48.0~70.0	30(各年度)	
	イ		-	-	93.0~94.7	85(各年度)	
目標を設定した 根拠等	基準年	-	基準年の値	-			
	根拠等	、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定 特定家庭用機器再商品化法施行令 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進 等に関する基本方針 パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュ タの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の 事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の 基準となるべき事項を定める省令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則					
達成状況	容器包装、特定家庭用機器、食品循環資源についてはおおむね順調にリサイクルが推進さ れている。 パソコン、小形二次電池の再資源化率についてはすべての製品区分で目標値を達成してい る。 使用済自動車の再資源化等に関する法律が平成 17 年 1 月に本格施行されたため、再資源 化率については初めての公表(平成 17 年度)になるが、自動車破碎残さ、エアバッグともに 初年度で目標を達成している。 特定建設資材の再資源化等の実施率について、平成 14 年度でコンクリート塊、アスファルト ・コンクリート塊は目標を達成している。平成 17 年度集計は平成 19 年度に公表予定であ る。						

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。

【有効性】

容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成 9 年度の約 125 万トンから平成 16 年度には約 266 万トンと増加している。また、個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっているものと考えられる。

家電リサイクル法について、平成 17 年度に全国の指定引取場所で引き取られた廃家電は 11,620 千台(対前年度 3.6%増)、全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 11,631 千台(同 3.8%増)であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

食品リサイクル法について、食品関連事業者による再生利用等の実施率について平成 16 年度には 45%(平成 15 年度 43%)と順調に推移した。

建設リサイクル法について、特定建設資材の再資源化等の実施率は順調に推移しており、平成 14 年度でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は目標を達成している。

資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率についてはすべての製品区分で目標値を達成している。

【効率性】

各種リサイクル制度の適正な施行のため、環境省が実施している施策は、各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等というソフト面における施策の推進を通じて、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進を図ろうとするものである。

施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。

これらの各リサイクル法の円滑な施行により、民間事業者によるリサイクル事業が進捗し、ひいては循環型社会の形成により、環境への負荷の低減が期待される。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書から下位目標を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また目標についても表現の見直しを図った。

下位目標 1 について、容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数及び容器包装リサイクル法による分別収集量に関して、新たな市町村分別収集計画(計画期間:平成 18 年度～平成 22 年度)が策定されたことから、当該指標の目標値等を変更した。

下位目標 1 の自動車リサイクル法における再資源化率(ア.自動車破碎残さ)については、昨年に目標値 70%と設定していたが、記載ミスであったため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき、正しい数値とした。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)

第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)

第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)

第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)

第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号） 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号） 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） 再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	関連する予算事項名及びその予算額（千円）		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	35,540	7,483	
	リサイクル制度の体系化・高度化推進事業費	40,193	35,027	×
	事前回収物品等リサイクル促進手法検討調査	18,860	14,107	×
	容器包装に係る 3R 推進事業	-	53,396	
	容器包装に係る 3R 推進広報事業	-	55,551	×
	改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	-	45,296	
	家電リサイクル推進事業	-	-	新
	食品リサイクル推進事業	-	-	新
	建設リサイクル法の施行状況基礎調査	-	-	新
	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費	-	-	新
	資源の有効利用促進に係る適正化事業	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	当該予算はリサイクル制度の見直しを検討する上での基礎データの収集・分析を行うための経費であり、家電リサイクル法と食品リサイクル法について、平成 18 年度に見直しの時期が到来することから、終期を迎える。	平成 19 年度については、改正法の円滑な施行のための普及啓発事業や、改正法の本格施行に係る政省令改正のための法施行状況の実態調査等に要する経費（1- ~ ）を要求する。
1 -	自動車リサイクルの促進手法について予定していた調査の期間が終了するため、予算の終期を迎える。	5 年後の見直しを見据え、新たに開発された再資源化技術に係る有効性の評価手法の検討等を実施するために要する経費（1- ）を要求する。
1 -	改正容器包装リサイクル法の普及啓発のための単年度限りの予算であり、終期を迎える。	本経費は、法改正のタイミングを捉えて、制度改正に係る施策と連動し、強力な広報事業を集中的に実施するための経費であり、平成 19 年度においては、容器包装リサイクル法の円滑な施行のため 3R 推進事業や実態調査等事業のための予算の拡充を要求する。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	下位目標 1
指標名	容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数 容器包装リサイクル法による分別収集量 家電リサイクル法における再商品化率 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 資源有効利用促進法におけるパソコンの自主回収・再資源化率 資源有効利用促進法における小形二次電池の自主回収・再資源化率 自動車リサイクル法における再資源化率	
指標の解説	容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の数 容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の量 家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した割合 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した割合 建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した割合 資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコンを自主回収及び再資源化した割合 資源有効利用促進法に基づき、各事業者が小形二次電池を自主回収及び再資源化した割合 自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した割合	
評価に用いた 資料等	平成 16 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(平成 17 年 9 月 15 日発表) 家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について(平成 17 年 5 月 27 日発表) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会資料(農林水産省ホームページ) 平成 14 年度建設副産物実態調査結果について(平成 16 年 2 月 25 日国土交通省発表) 平成 16 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料(環境省ホームページ)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	市町村合併
-------------------	-------

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	産業廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	産業廃棄物課長 関 荘一郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	1,2,3 節	廃棄物等の抑制 他
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。				
	予算動向	金額(単位:千円)	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
一般会計		17,092.327	31,262.120	31,281.918	
特別会計		500.000	1,000.000	1,505.000	

施策の目標に対する総合的な評価

産業廃棄物の排出は若干増加したが、再生利用等による減量、その他その適正処理は着実に進んでいる。 PCB 廃棄物の処理については、3 箇所の処理施設が操業を開始する等、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け進展しているが、適正処理の確保に一層の努力を傾注していく必要がある。
--

残された課題・新たな課題

排出事業者及び処理業者の優良化。 電子マニフェストの普及拡大、電子報告の仕組みづくり、排出・処理実態の正確な把握等による産業廃棄物処理の透明化。 国と地方の人材育成。 公共関与による安全で安心できる産業廃棄物処理施設整備の推進。 PCB 汚染物(汚泥、ウェス等)や低濃度 PCB 電気機器についての適正な処理体制の構築。 原子炉解体により排出されるクリアランス廃棄物の管理体制の構築。 アスベスト廃棄物を安全かつ円滑に処理するための、新たな処理ルート確保。
--

今後の取組

数次の廃棄物処理法改正により新たに導入された施策を強化・継続するとともに、優良な処理業者の育成、電子マニフェストを活用した産廃処理透明化の推進、産業廃棄物行政に携わる都道府県・政令市職員の人材育成を一層進める。さらに、循環型社会の基盤整備として、安全な産業廃棄物最終処分場等の整備、PCB 汚染物処理施設の整備を推進する。 クリアランス廃棄物管理システムを整備・管理する。 廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、アスベスト廃棄物の無害化処理の促進を図る。 無害化処理認定業務について定員要求を図る。

施策の方向性	施策の改善・見直し
	-a 施策の重点化等
	-b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進
	施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る
	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を 12%に抑制、リサイクル率を 41%から 47%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。					
指標の名称	産業廃棄物の排出量 産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率 産業廃棄物の最終処分量					
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H22 年度
指標	百万トン	393	412	集計中(H18.11)		458
	%	46.3	48.9	集計中(H18.11)		47
	百万トン	40	30	集計中(H18.11)	30	
目標を設定した根拠等	基準年	H 9 年度	基準年の値	410 百万トン	41%	66 百万トン
	根拠等	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針				
達成状況	目標値内ではあるが排出量は若干増加している。しかしリサイクル率及び最終処分量は順調に推移しており、H15 年度において全ての指標が目標値を達成している。					

下位目標 2	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年度末において 50g-TEQ / 年以下とする。					
指標の名称	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量					
指標年度・単位	単位	H15 年	H16 年	H17 年	目標値	H22 年
指標	g-TEQ/年	74	69	集計中(H18.8)		50
目標を設定した根拠等	基準年	H 9 年	基準年の値	1,505 g-TEQ/年		
	根拠等	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画				
達成状況	順調に削減が進み、H15 年度に旧の目標値(H14 年度末:200g-TEQ/年)を達成したため、新たに削減目標値を設定した。					

下位目標 3	平成 28 年 7 月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。					
指標の名称	高圧トランス等の保管量					
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H28 年度
指標	万台	27	27	集計中(H19.1)		0
目標を設定した根拠等	基準年	H13	基準年の値	24 万台		
	根拠等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画				
達成状況	目標を達成すべく、施設整備を進めているところである。事業計画を認可した 5 事業のうち、北九州市、豊田市、東京都の 3 カ所で処理を開始した。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。

これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。

また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

【有効性】

産業廃棄物については、平成 15 年度における排出量は 412 百万トンであり、多少増加してはいるものの目標値（458 百万トン以下）を引き続き下回っている。また、再生利用率は約 2.6 ポイント増の 48.9%（目標値 47%以上）、最終処分量も 30 百万トン（目標値 30 百万トン以下）となり、目標を達成している。

産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減され、目標が達成された。新たに平成 22 年度の目標を設定し、引き続き削減に取り組んでいる。

PCB 廃棄物の処理については、北九州市、東京都、豊田市、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制が具体化し、平成 16 年 12 月には北九州市、平成 17 年 9 月には豊田市、平成 17 年 11 月には東京都において、それぞれ PCB 廃棄物の処理施設の整備を完了し、処理を開始した。また、大阪市、室蘭市においても処理施設稼働に向け工事を進めており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向けて着実に進展している。

【効率性】

産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも独自に費用に対する効果を算出しており、効率性の高い事業を行っている。

その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために、必要最小限の予算要求を行っており、効率性に配慮している。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。

下位目標 2 におけるダイオキシン類の削減目標については、目標の達成と新たな削減計画の作成により平成 22 年度における新たな目標値を設定。

< 内閣としての重要施策等 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)										
PCB 特別措置法(平成13年法律第65号)										
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
1	産業廃棄物情報管理システム構築事業費	17,194	13,388							
	廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	79,369	81,983							
	産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	9,942	9,211							
	産業廃棄物行政人材育成費	15,880	11,764							
	産業廃棄物排出・処理状況調査	9,548	8,093							
	産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	7,015	5,090							
	産業廃棄物処理業優良化推進事業費	52,221	55,730							
	電子マニフェスト普及促進事業費	179,583	97,999							
	クリアランス廃棄物管理システム整備費	-	31,502							
	ロンドン条約対策費	3,285	3,003							×
	産業廃棄物処理施設モデルの整備事業	3,830,130	3,010,000							
	産業廃棄物処理センター整備基本計画調査	25,000	20,700							
	広域産業廃棄物物理立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000							
2	産業廃棄物排出・処理状況調査(再掲:下位目標1)	-	-							
	産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費(再掲:下位目標1)	-	-							
3	PCB 廃棄物データベースの構築・運営	5,553	5,217							
	低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業	-	17,813							
	PCB 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査	20,000	18,055							×
	PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000							
	PCB 処理施設整備事業	24,986,000	21,990,000							
	PCB 廃棄物処理事業に係る事業評価検討調査	5,700	4,300							

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	ロンドン条約に対応した海洋汚染防止法が平成19年4月1日より施行される予定であり、それに伴う廃掃法令改正に必要な調査等が平成18年度中に終了する予定のため。	代替事業等を行わず、今後は、適正な海洋投入処分が行われるよう、指導するための資料として活用していく。
3 -	PCB 廃棄物のトラック、鉄道、船舶による収集運搬に係る調査等が、平成18年度中に終了する予定のため。	代替事業等を行わず、PCB 廃棄物の効率的な収集運搬方法等が確立されることにより、PCB 廃棄物の保管業者や関係自治体等において収集運搬の検討が行われる際の資料として活用していく。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (4) 産業廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 1
指標名	産業廃棄物の排出量 産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率 産業廃棄物の最終処分量	
指標の解説	事業者からの産業廃棄物の排出量 産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合 産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合	
評価に用いた 資料等	産業廃棄物排出・処理状況調査	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (4) 産業廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 2
指標名	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	
指標の解説	産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量	
評価に用いた 資料等	廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (4) 産業廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 3
指標名	高圧トランス等の保管量	
指標の解説	事業者が保管している高圧トランス等の保管量	
評価に用いた 資料等	PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	適正処理・不法投棄対策室長 坂川 勉

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1,4 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策(1節) 他	施策(節)	3,4 節	廃棄物の適正な処理の推進(3節) 他
その他関連する個別計画		不法投棄撲滅アクションプラン(平成 16 年 6 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	一般会計	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展があったと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。目標の達成に向け、引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。 特別管理廃棄物(爆発性、毒性、感染性等を有する廃棄物)については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行うこと等により適正処理が進展している。 アジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口、現場対応の充実等により廃棄物等の適正な輸出入へ向けた取組みが進展している。

残された課題・新たな課題

不法投棄の早期発見、未然防止対策の強化、有害化学物質等が含まれる廃棄物について、特別管理廃棄物の項目の追加、処理基準の強化、シップバック(輸出入貨物の返送)などの問題事例の未然防止、国際資源循環のための 3R の推進、

今後の取組

不法投棄対策については、早期発見、早期対応及び未然防止のため、各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。 廃棄物における安全と安心の確保を図るため、有害化学物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討を実施する。 地方環境事務所による税関との連携や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の一層の強化等を実施する。 不法輸出入対策専門官について定員を要求する
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成 11 年度に対し、平成 22 年度においておおむね半分に削減し、平成 16 年度から 5 年以内に、5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を 0 にする。					
指標の名称	産業廃棄物の不法投棄件数 産業廃棄物の不法投棄量 5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H22 年度
指標	件	894	673	集計中(H18.秋)		H11 年度に対し 概ね半減
	万トン	74.5	41.1	集計中(H18.秋)		0(H21 年度)
	件	4	7	集計中(H18.秋)		
目標を設定した 根拠等	基準年 根拠等	平成 11 年	基準年の値	1,049 件	43.3 万トン	
達成状況	平成 16 年度の産業廃棄物の不法投棄の状況は、平成 11 年度(1, 049 件、43.3 万 t)に対し、量は 5.1%減少し、件数は 35.8%減少した。また、前年度(平成 15 年度)に比べても、量で 44.8%、件数で 24.7%減少している。しかし 5,000 トンを超える件数は増加している。					

下位目標 2	廃棄物等の適正な輸出入を確保するとともに、化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。					
指標の名称	(参考)パーゼル法輸出承認件数 (参考)パーゼル法輸入承認件数 (参考)廃棄物処理法輸出確認件数 (参考)廃棄物処理法輸入許可件数					
指標年度・単位	単位	H15 年	H16 年	H17 年	目標値	H - 年度
指標	件	5	11	15		-
		19	19	29		-
		43	78	30		-
		4	1	5		
目標を設定した 根拠等	基準年 根拠等	-	基準年の値	-		
達成状況	<p>廃棄物の不法輸出を抑止するため、廃棄物処理法を改正(平成 17 年 10 月施行)し、廃棄物の無確認輸出に対する罰則強化及び予備罪・未遂罪の新設を行った。</p> <p>廃棄物等の適正な輸出入を確保するために、平成 17 年 10 月より設置された地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口の拡充、税関との連携強化等、現場対応の充実を図った。</p> <p>アジア地域における廃棄物等の輸出入に関する情報交換等を目的とし、アジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催やウェブサイトの運用を行った。</p> <p>特別管理廃棄物については、排出業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行った。</p>					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。

循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし、優先度の高いものである。

〔有効性〕

第 162 回国会に、廃棄物の不適正処理への対策強化を図るため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪・予備罪の創設、などを内容とする「廃棄物処理法改正法案」を提出し、平成 17 年 5 月 18 日公布、10 月 1 日に施行した。

平成 16 年 6 月、大規模不法投棄事案の 5 年以内の撲滅を当面の目標に、地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを策定した。アクションプランに沿い、廃棄物運搬車両のステッカー貼付、優良産業廃棄物業者の育成、行政における人材育成のための産廃アカデミーの開設等を進めている。

また、平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により平成 17 年度末までに延べ 60 件の事案の支障の除去、適正処理等を行ったほか、平成 10 年 6 月以前に不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく暫定措置として、平成 17 年度末までに 7 事案について県が定めた実施計画に環境大臣が同意し、また平成 18 年度より新規支障除去事業に係る補助は税源移譲することとした。

廃棄物等の適正な輸出入の確保については、平成 17 年 10 月より設置された地方環境事務所による廃棄物等の輸出入に関する事前相談、税関との連携等、現場対応の強化により、廃棄物の不法輸出入を抑制した。

アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。

特別管理廃棄物については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行い、適正処理を推進した。

〔効率性〕

不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約 450 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止対策に重点化していくことが効率的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2、また下位目標 3 及び 4 についてそれぞれ統合・整理し、今回新たに下位目標 1 及び下位目標 2 とした。また施策の目標の表現についても見直しを図った。

下位目標 2 については、設定している指標を基に直接的に評価できないため、参考指標とした。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説及び所信表明演説：第 156 回国会（平成 15 年 1 月 31 日）

第 157 回国会（平成 15 年 9 月 26 日）

第 159 回国会（平成 16 年 1 月 19 日）

第 162 回国会（平成 17 年 1 月 21 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成 15 年法律第 98 号) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境破壊行為早期対応システム整備費	12,549	12,549	
	産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	3,231	9,576	
	不法投棄事案対応支援事業	39,969	39,969	
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	3,970,000	
2	バーゼル条約対策費	14,713	12,666	
	アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	29,812	31,251	
	アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	553	3,007	
	アジア太平洋における電気電子機器廃棄物適正管理事業	-	24,797	
	特別管理廃棄物処理基準設定費	27,432	24,818	
	アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査	-	19,698	-

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等	下位目標 1
指標名	産業廃棄物の不法投棄件数 産業廃棄物の不法投棄量 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	
指標の解説	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚件数 産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚量 「 」のうち、1 件当たりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの	
評価に用いた 資料等	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成 16 年度)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	都道府県等の監視体制の強化 産廃税の導入状況 産廃最終処分場の逼迫状況
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等	下位目標 2
指標名	バーゼル法輸出承認件数 バーゼル法輸入承認件数 廃棄物処理法輸出確認件数 廃棄物処理法輸入許可件数	
指標の解説	、 バーゼル法の規制対象物の輸出入に対する許認可件数 、 廃棄物処理法の規制対象物の輸出入に対する許認可件数 (前者は国際的な取り決めに基づくものであり、その対象物は後者と異なる)	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (6)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	浄化槽推進室長 松原 徳和

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策(節)	2 節	水利用の各段階における負荷の低減
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境保全上効果的である浄化槽の整備の推進により、人口散在地域における効率的な生活排水対策を推進する。				
	予算動向	< 備考 >			
		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	
金額(単位:千円)		21,234,177	25,845,757	26,613,975	
一般会計		21,234,177	25,845,757	26,613,975	
特別会計	0	0	0		

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	目標値	H19 年度末
浄化槽の普及率	%	8.1	8.4	集計中 (H18.8)	11	11
浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の普及率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の増加により、効率的な生活排水対策が着実に進展している。 平成 16 年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は 8.4% となっており、前年度より上昇している。 浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も 39 都道府県 217 市町村(H16 年度)から 41 都道府県 218 市町村(H17 年度)となり、年々増加している。						
上記指標の目標値は、各浄化槽整備事業毎に過年度一定期間の新設基数等の平均伸び率を算出し、それを元に求めたものである。						

残された課題・新たな課題

浄化槽の普及率は上昇しているが、維持管理の適正化は進んでいるとは言えず、生活排水対策を総合的に推進するため、維持管理の適正化に向けた取り組みの強化を図る。
 現在設置されている浄化槽の大半が汚濁負荷の高い単独処理浄化槽であることから、合併処理浄化槽へのさらなる転換を図る。

今後の取組

地域の特性にあった污水处理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに、浄化槽の維持管理を適正に進める。
 単独処理浄化槽使用者への普及啓発を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	浄化槽の整備促進により、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。					
指標の名称	浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	市町村	163	217	218		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-	
	根拠等	-				
達成状況	浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村は 39 都道府県 217 市町村 (H16 年度) から 41 都道府県 218 市町村 (H17 年度) となり、市町村合併が進む状況の中で年々増加している。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

公共用水域の保全に対しては公的な対応が必要であり、水質汚濁の大きな要因となっている生活排水対策のための污水处理施設の整備が重要である。

污水处理施設の方策としては、集合処理、個別処理の方法があるが、人口散在地域においては個別処理の浄化槽が効率的であり、その整備が必要である。

【有効性】

浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の増加により、生活排水が適正に処理され健全な水循環が推進されている。

平成 16 年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は 8.4%となっており、前年度より上昇している。

浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も 39 都道府県 217 市町村 (H16 年度) から 41 都道府県 218 市町村 (H17 年度) となり、年々増加している。

【効率性】

污水处理施設の整備については、地域に応じた効率的・効果的な整備を推進している。

今まで污水处理施設整備が進んでいなかった人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の活用による整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。

浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。

浄化槽市町村整備推進事業(PFI 事業)においては、その具体的な整備・維持管理にあたって民間業者の活用を図っている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標及び下位目標の表現について見直しを図った。

目標に設定している指標「浄化槽の普及率」については、昨年まで「年度」としていたが、設置や撤去等の数値は一年を通して変動があり、集計しているのは年度末であるため、今回「年度末」として記載を見直した。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説: 第 162 回国会 (平成 17 年 1 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	浄化槽対策強化費	3,206	-	-
	浄化槽対策推進費	145,046	82,722	
	汚水処理施設の効率的整備促進に関する調査	27,700	23,000	
	浄化槽整備計画マニュアル改訂調査	9,000	7,200	×
	廃棄物処理施設整備費補助	15,929,023	-	-
	循環型社会形成推進交付金	3,000,000	13,679,023	
	汚水処理施設整備交付金	7,500,000	12,750,000	未定

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	浄化槽整備計画策定マニュアルの作成が完了するため、予算の終期を迎える。	市町村においてマニュアルを用いた計画的かつ効率的な浄化槽の整備を推進するため、マニュアルの PR 等普及啓発にかかわる経費(1-)を要求する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (6) 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	目 標
指標名	浄化槽の普及率	
指標の解説	浄化槽普及人口の総人口に対する割合	
評価に用いた 資料等	浄化槽等処理人口調査(当室にて毎年実施)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (6) 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	下位目標 1
指標名	浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数	
指標の解説	浄化槽市町村整備推進事業における当該年度の当初内示時の実施市町村数の合計	
評価に用いた 資料等	浄化槽等処理人口調査(当室にて毎年実施)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境リスクの評価	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	1 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	5 節	5 化学物質対策	施策(節)	1 節	科学的知見の充実及び環境リスク評価の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > SPEED98 から ExTEND2005 に方針転換を図るに当たり、試験法開発等の見直し、廃止により H17 予算額は縮小。
	金額(単位:千円)	2,515,148	2,387,779	1,875,831	
	一般会計	2,515,148	2,387,779	1,875,831	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

物質・媒体数 345 を対象に平成 17 年度化学物質環境実態調査を実施するとともに、平成 17 年度までに 247 物質について基礎情報を収集し、環境リスク初期評価のための作業を推進するなど、平成 17 年度については「環境リスクを体系的に評価する」という目標の達成に向けて進展があった。

残された課題・新たな課題

化学物質環境実態調査の継続的実施。 環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法を改善しつつ推進する。
--

今後の取組

化学物質環境実態調査については、今後とも、調査要望のあった物質について、調査を実施していく。 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握等を計画的に進める。					
指標の名称	物質・媒体数(カッコ内:行政需要としての調査目標値)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H17 年度
指標	物質	169 (345)	153 (301)	345		345 (毎年度更新)
目標を設定した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	153	
	根拠等	化学物質環境実態調査推進検討会(平成 17 年 4 月 22 日)				
達成状況	平成 17 年度については、化学物質環境実態調査推進検討会において、化学物質関連施策担当部署から調査要望がなされた物質を対象として、化学物質環境実態調査を、種々の行政需要に適切に対応するものとし、且つ効率的、効果的に実施するために、専門的、社会的な観点から検討を行い、物質・媒体数 345 を対象として化学物質環境実態調査を実施し、目標を達成した。 平成 16 年度に実施した化学物質環境実態調査の結果を、調査物質ごとに解析し公表した。					

下位目標 2	PRTR 対象物質等のうち、平成 13 年度から 17 年度までに 250 物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク初期評価を進めるとともに、化学物質の生態系影響に関する調査を進める。					
指標の名称	情報収集対象物質数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H17 年度
指標	物質	174	205	247		250 (毎年度更新)
目標を設定した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	205	
	根拠等	PRTR 対象物質を中心に関連する基礎情報を年 50 物質程度整備する。				
達成状況	環境リスク初期評価の作業に資するため、化管法対象物質等のうち、H17 年度までに基礎情報を収集する物質数として 250 物質を目標値として設定したが、実績は 247 物質となり、概ね目標を達成した。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内化学物質関連施策担当部署においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。
環境リスク初期評価は、情報収集対象物質数の目標値を概ね達成したところであるが、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。
PRTR データを基に環境中濃度、媒体別分配割合等の予測を行うためのツールである PRTR データ活用環境リスク評価支援システムを通じて、PRTR データを環境リスク初期評価に更に活用していく必要がある。
環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。
生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大するとともに、実環境中の生態リスクを把握する手法を検討する必要がある。

【有効性】

化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部署において、化管法見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。
環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。

【効率性】

環境省内化学物質関連施策担当部署から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質環境実態調査推進検討会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標及び下位目標について、表現の見直しを図った。

昨年度評価書の下位目標2について、平成17年度より「環境ホルモン戦略計画 98(SPEED 98)」を改定し新たな取組の方針として「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について -ExTEND2005-」に基づいた取組を進めている。本方針の基本は野生生物の観察からリスクコミュニケーションまでの一連の流れであり、数値化できる関連指標はない。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	関連する予算事項名及びその予算額（千円）		
		H17当初	H18当初	H19反映
目標	複数媒体汚染化学物質環境安全性点検評価等調査費	98,789	75,814	
	化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費	551,676	261,726	
	化学物質の内分泌かく乱作用実態解明推進事業	197,628	284,759	
1	化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	691,764	663,737	
2	化学物質リスクアセスメント基礎調査	40,286	38,274	
	化学物質の環境リスク評価推進費	245,052	228,847	
	小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	50,636	46,250	
	環境リスク評価普及事業費	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 6 - (1) 環境リスクの評価	下位目標 1
指標名	物質・媒体数	
指標の解説	化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	
評価に用いた 資料等	化学物質環境実態調査結果(毎年 3 月公開) 化学物質と環境(毎年 4 月公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 - (1) 環境リスクの評価	下位目標 2
指標名	情報収集対象物質数	
指標の解説	環境リスク初期評価の作業のために基礎情報の収集を行った物質数	
評価に用いた 資料等	化学物質の環境リスク評価(環境省環境保健部環境リスク評価室)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境リスクの管理	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	化学物質の環境リスクの低減	施策(節)	2 節	環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進
その他関連する個別計画	わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(H12.9 策定, H17.6 変更)				

施策について

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 各種法律()に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。(各法律の名称は 政策手段等の欄に記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > ダイオキシン類対策費に関しては、三位一体に係る補助金廃止や、事業の終了等により予算は減少している。
	金額(単位:千円)	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	一般会計	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

ダイオキシン類対策については、H16年の排出総量がH15年比で約10%削減されており、目標達成に向け削減は順調に進んでいる。また、環境基準達成率及び一日摂取量の目標の達成状況は概ね良好である。

農薬に関しては、水産動植物に係る改正登録保留基準を施行(平成 17 年 4 月)し、申請に基づく当該基準の設定に係る検討を開始した。また、水質汚濁に係る登録保留基準についても平成 17 年 8 月に告示改正を行い、平成 18 年 8 月からの施行に向けた準備を進める等、人の健康保護と生態系保全の充実にに向けた着実な進展が見られる。

平成 16 年 4 月に施行された改正化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)に基づき生態系保全を視野に入れた対策を進めるとともに、平成 17 年 6 月に開始した官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)に基づき事業者による安全性情報収集の取組を着実に実施しつつあり、目標の達成に向けて大きく前進した。

PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)については、平成 18 年 2 月に PRTR データの第 4 回集計・公表を行うとともに、その結果等を環境省のホームページ上に掲載した。また、化学物質排出把握管理促進法附則により、施行後 7 年を経過した場合(平成 19 年 3 月)において施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、総合的な見直しの検討が必要である。

残された課題・新たな課題

POPs 条約への対応及び簡易測定法の一層の普及。
年々排出総量全体に占める割合が増大している小型焼却の対策、及び廃棄物焼却炉解体時のダイオキシン類汚染不安への対応、汚染土壌処理対策、汚染底質対策の推進。
農薬に関し、生態系保全の充実にに向けた取組の強化、及び人の健康保護の充実にについて、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実。
国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の見直し。
引き続き、Japan チャレンジプログラムによる既存化学物質の安全性点検の推進。
化学物質排出把握管理促進法の附則に基づく PRTR 制度等の見直しの検討(排出量把握の強化、化学物質の分類表示の導入等)。

今後の取組

POPs 条約に関して、ダイオキシン類等非意図的生成物削減のための BAT (利用可能な最良の技術)及び BEP (環境のための最良の慣行)の指針の作成へ貢献する。また、簡易測定法に関して、排出ガス・ばいじん等に加え、土壌・底質等への技術評価並びに適用可能性を検討する。
小型焼却炉のダイオキシン類排出削減対策を図るとともに、廃棄物焼却炉解体時のモニタリング調査を実施する。
排出総量の把握、環境汚染状況の監視、高濃度汚染地域対策等を実施。
農薬の水産動植物や水質汚濁に係る登録保留基準の着実な設定に取り組む。また、健康被害の未然防止の観点から、農薬の大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実にに向けた取組を強化する。
欧州新化学品規制(REACH 規則案)等の検討状況、導入に向けた影響調査等について調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。
Japan チャレンジプログラムの実施における国の役割を果たすため、国際的取組により収集・評価された生態毒性等の情報の整理・発信、事業者から提出されたデータ等について、専門家による信頼性評価の実施、同プログラムへの更なる参加に向けた働きかけを行うこととし、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。
PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用の推進、及び化学物質排出把握管理促進法の見直しの検討を行う。見直しの中で課題となっている排出量把握の強化、分類表示の導入等に伴う事務処理体制の整備を要求する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映
	機構・定員要求への反映

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	ダイオキシン類について、排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%に、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。																																			
指標の名称	ダイオキシン類排出総量削減率(H 9 年比) (H16 年以降は H15 年比) ダイオキシン類に係る環境基準達成率 ア. 大気 イ. 公共用水域水質 ウ. 公共用水域底質 エ. 地下水質 オ. 土壌 一人あたりの一日摂取量																																			
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度																														
指標	%	95 (H15 年)	10 (H16 年)	集計中(H18.11)		約 15 (H22 年)																														
		99.9	100.0	集計中(H18.11)		100 (可及的速やかに)																														
		97.6	97.9	集計中(H18.11)																																
		99.5	99.7	集計中(H18.11)																																
		100	99.9	集計中(H18.11)																																
		99.9	100.0	集計中(H18.11)																																
	Pg-TEQ/kg/日	1.36	1.35	集計中(H19.3)	4																															
目標を設定した根拠等	基準年	H15		基準年の値	372 ~ 400g - TEQ/年																															
	根拠等	「わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」																																		
達成状況	<p>ダイオキシン類の排出総量は、平成 16 年において、平成 15 年と比べて、約 10%削減されている。</p> <p style="text-align: center;">ダイオキシン類の排出量の推移</p> <table border="1"> <caption>ダイオキシン類の排出量の推移 (単位: Pg-TEQ/年)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (Pg-TEQ/年)</th> <th>達成率 (H15年比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 9</td> <td>~8000</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>~4000</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>H11</td> <td>~3000</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>~2500</td> <td>69%</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>~2000</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>~1000</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>~500</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>~400</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>新目標</td> <td>~400</td> <td>10% (H15年比)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン法」という。)に定める常時監視等の環境調査結果では、概ね環境基準に適合している。 平均的な一人あたりの一日摂取量は、TDI(耐用一日摂取量:生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量:4pg-TEQ/kg 体重/日)と比較しても低くなっている。</p>						年度	排出量 (Pg-TEQ/年)	達成率 (H15年比)	H 9	~8000	100%	H10	~4000	52%	H11	~3000	63%	H12	~2500	69%	H13	~2000	75%	H14	~1000	88%	H15	~500	95%	H16	~400	96%	新目標	~400	10% (H15年比)
年度	排出量 (Pg-TEQ/年)	達成率 (H15年比)																																		
H 9	~8000	100%																																		
H10	~4000	52%																																		
H11	~3000	63%																																		
H12	~2500	69%																																		
H13	~2000	75%																																		
H14	~1000	88%																																		
H15	~500	95%																																		
H16	~400	96%																																		
新目標	~400	10% (H15年比)																																		

下位目標 2	農取法に基づき新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。					
指標の名称	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H22 年度
指標	剤数	-	-	0		300
目標を設定した根拠等	基準年	平成 17 年		基準年の値	0	
	根拠等	新たな水産動植物に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行)				
達成状況	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定に向け、申請のあった剤について当該基準設定に関する検討を開始した。					

下位目標 3	化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。					
指標の名称	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数(累計) Japan チャレンジプログラムによるスポンサー登録が行われた物質数(参加企業数)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H20 年度
指標	物質数	-	38	63		130 (H16～20年度の合計)
	物質数 (参加企業数)	-	-	75 (61)	約 160 物質	
目標を設定した 根拠等	基準年	H16 年度	H17 年度	基準年の値	38	75(61)
	根拠等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第 156 回国会) 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)				
達成状況	平成 17 年度には、既存化学物質及び既審査新規化学物質の安全性点検のため、25 物質について生態影響試験を実施した。 平成 17 年 6 月から Japan チャレンジプログラムを開始し、平成 17 年度中に、58 企業及び 3 団体から自主的な参画を得、海外で情報収集の予定がない 75 物質について、安全性情報の自主的な収集に当たるスポンサー登録が行われた。					

下位目標 4	PRTR データの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供し、環境リスクの管理などに幅広く活用するとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の附則に基づき、PRTR 制度等の所要の見直しの検討を進める。					
指標の名称	市民ガイドブックの作成及び普及 PRTR データの集計等及び公表 個別事業所データの開示件数(の公表日以後、その開示請求を開始)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	-	第 2 回	第 3 回	第 4 回		各年度
		第 2 回	第 3 回	第 4 回		
		585	427	307	-	
目標を設定した 根拠等	基準年	平成 14 年	基準年の値	-		
	根拠等	PRTR データの届出・集計・公表は毎年度 1 回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年 1 回作成・公表することとなる。				
達成状況	PRTR データの公表に伴い、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック(第 4 回公表分)」を平成 18 年 3 月に公表し、その普及を図った。 平成 14 年度より事業者からの排出量等の届出の受付を開始するとともに、届出対象外の排出源からの推計を行い、第 4 回の集計結果(平成 16 年度 PRTR データ)等を平成 18 年 2 月に公表し、環境省ホームページに掲載した。 公表日以後、個別事業者データの開示請求への対応を随時行っている。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

[必要性]

ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、更に事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。

農業は開放系で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、その結果を踏まえたリスク管理措置を講ずることが、人の健康保護及び生態系保全の観点から重要かつ有効である。

化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境への悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。

【有効性】

平成 16 年のダイオキシン類の排出総量は平成 15 年比で約 10%削減されており、目標達成に向けその削減は順調に進んでいると評価。また、平成 16 年度のダイオキシン法の常時監視等の環境調査結果より、環境基準は概ね達成。また、一日摂取量も耐用一日摂取量と比較しても低く推移している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。

平成 16 年 4 月に施行された改正化審法の着実な施行により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。平成 17 年度中に、58 企業及び 3 団体から自主的な参画を得、海外で情報収集の予定がない 75 物質について、安全性情報の自主的な収集に当たるスポンサー登録が行われる等、取組が進展している。

平成 18 年 2 月に PRTR データの第 4 回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。PRTR データ公表後、環境省に対して延べ 1590 件の開示請求があり、着実に対応を行っている。

【効率性】

平成 17 年より、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成 18 年 3 月には、生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。

農薬の環境リスク対策について、農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合はより詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に見合う申請コストが課される制度が実現しており、効率性も考慮されている。

化審法に基づく取組について、新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。既存化学物質の安全性点検については、化審法共管省の 3 省で分担により効率化を図ってきた。また、Japan チャレンジプログラムにより、産業界との連携も図られている。

PRTR 制度に基づく取組については、約 4 万 1 千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の -7-(3)の下位目標 1 を当該施策の下位目標 4 として整理し、その他目標等の表現についても見直しを図った。

昨年度評価書の下位目標 1 では、ダイオキシン類の排出総量に関する目標は達成され、平成 17 年 6 月に「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更を行い、新たな削減目標を定めたため、今回新たな目標値を設定した。また、昨年まで設定していた指標「ダイオキシン類対策着手率 / 完了率」については、-3-(1)で評価を行っており、重複しているため適正化を図り今回削除した。

下位目標 2 の指標の新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数については、新規剤の申請や既存剤の失効のほか、当該基準の作成が不要な剤があることから、母数に対する割合ではなく基準を作成した剤数を指標とした。

下位目標 3 については、平成 17 年度から Japan チャレンジプログラムにより、官民連携して既存化学物質の安全性情報の収集に当たる枠組みが開始されたことから、参加企業数及び物質数を今回新たに下位目標の指標に加えた。

下記目標 4 については、定量的な指標の導入を図るため、個別事業所データの開示件数を今回新たに指標とした。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) 農薬取締法(昭和 23 年 7 月法律第 82 号) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 地方税法によるダイオキシン類の排出削減装置に係る特別償却 固定資産税の課税標準の特例				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	等		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	ダイオキシン類削減対策総合推進費	14,557	12,770	
	ダイオキシン類総合調査費	261,737	240,997	
	臭素化ダイオキシンの人への健康影響に関する調査研究	52,299	49,709	
	ダイオキシン類未規制大気汚染源対策等検討	63,969	47,602	
	ダイオキシン類総合対策費	159,106	154,288	
	排出基準等緊急立入調査費	3,260	3,156	
	健康項目検討調査の内数	-	7,990	
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査	58,963	29,404	
	ダイオキシン類底質測定検討調査	-	15,000	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査	26,020	20,000	
	ダイオキシン類土壌汚染防止対策費	340,214	898,652	
	廃棄物処理等科学研究費補助金	1,149,720	1,300,000	
	廃棄物循環型処理施設の内ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)	22,758,689	14,651,147	
	廃棄物循環型処理施設のうちごみ燃料化施設	463,670	512,441	
ダイオキシン類環境モニタリング研修費	19,745	18,868		
2	農薬対策推進費	198,702	188,904	
	環境汚染等健康影響基礎調査費	49,569	34,930	
	農薬対策調査研究費	117,748	102,645	
3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	387,974	437,598	
4	PRTR 制度運用・データ活用事業費	275,363	248,617	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 1
指標名	ダイオキシン類排出総量削減率 ダイオキシン類に係る環境基準達成率 一人あたりの一日摂取量	
指標の解説	ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比) 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数 ダイオキシン類の一人あたりの一日摂取量	
評価に用いた 資料等	ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) ダイオキシン類に係る環境調査結果 ダイオキシン類の人への蓄積状況調査	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 2
指標名	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数	
指標の解説	登録保留基準を設定・作成した農薬の数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。
-------------------	--

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 3
指標名	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数 Japan チャレンジプログラムによるスポンサー登録が行われた物質数(参加企業数)	
指標の解説	既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するため、生態影響試験を実施する数 Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われた物質数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 4
指標名	市民ガイドブックの作成及び普及 PRTR データの集計等及び公表 個別事業所データの開示	
指標の解説	PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。 化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。 化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。	
評価に用いた 資料等	平成 13～16 年度 PRTR データ集計結果(公開) 平成 17 年度市民ガイドブック(公開) PRTR ホームページ(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	リスクコミュニケーションの推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質対策	施策(節)	2 節	環境リスクの低減及びコミュニケーションの推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	49.397	62.530	67.873	
	一般会計	49.397	62.530	67.873	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H21 年度
化学物質ファクトシートの作成(物質)等	物質	約 50	約 50(既作成済約 50 の情報更新)	約 50(既作成済約 100 の情報更新)	-	PRTR 対象の 354 (根拠:化管法)
化学物質と環境円卓会議	回	3	4	4	-	当面定期的開催

化学物質のリスクコミュニケーションについては、化学物質ファクトシートやかんたん化学物質ガイドの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣等の対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等の場の提供等着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ており、目標達成に向け進展があった。しかしながら、化学物質と環境円卓会議については、参加者が固定化する傾向にある。

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

残された課題・新たな課題

化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大。

今後の取組

各事業の質を高く維持しつつ、化学物質と環境円卓会議の開催や事業の成果物の普及に係る広報や化学物質と環境円卓会議の地方開催などにより、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p>【必要性・有効性】 ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・住民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。 円卓会議については、平成 17 年度は化学物質対策の基本的な方向性に関する議題を 2 回、地方に密着した化学物質対策に関する議題を 2 回とりあげ、毎回 100 名を超える参加者（傍聴者）があり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。 このほか、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するための小冊子、「かんたん化学物質ガイド」の発行や化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、「かんたん化学物質ガイド」については増刷を要する等利用者から高い評価を得ている。 ファクトシートやかんたん化学物質ガイドといった成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。円卓会議については、地方開催などを通じてより多くの国民に参加の機会を提供することが課題。</p> <p>【効率性】 化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム及び小児等の環境保健に関する国際シンポジウム等の開催、PRTR や化学物質環境実態調査等に係る HP や一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。</p>
--

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を、当該年度評価書 -6-(2)の下位目標 4 へ整理・適正化し、また昨年度評価書の下位目標 2 を目標に統合・整理した。 昨年度評価書の下位目標 2 で設定していた化学物質アドバイザー事業は、現在パイロット事業期間中であり、登録者数は 25 名に固定して運用しており、派遣回数拡大を図ることが困難になっていることから、評価指標として妥当性を欠くため、今回指標から削除した。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	関連する予算事項名及びその予算額（千円）		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	化学物質（環境）安全社会推進費	68,615	70,288	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 6 - (3) リスクコミュニケーションの推進	目 標
指標名	化学物質ファクトシートの作成(物質)等 化学物質と環境円卓会議	
指標の解説	新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数 化学物質と環境円卓会議の年間開催回数	
評価に用いた 資料等	化学物質ファクトシート(公開) 化学物質と環境円卓会議のホームページ(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	国内における毒ガス弾等対策	担当部局	環境保健部
		評価者	環境リスク評価室長 北窓 隆子

施策の位置づけ（当該施策は平成 15 年度から加えられたため、第二次計画に記載なく、今回第三次計画の該当箇所を明示）

第三次環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策	施策(節)	4 節	国内における毒ガス弾等に対する取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 平成 15 年度の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,083.127	2,680.158	1,745.739	
	一般会計	1,083.127	2,680.158	1,745.739	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>フォローアップ調査で分類した事案について、各事案に応じた環境調査を実施し、所要の環境調査を継続する事案を除き、日常生活上の安全性を確認することができた。</p> <p>茨城県神栖市の事案については、これまでの汚染メカニズム解明調査の結果をまとめた中間報告を公表し、発見されたコンクリート様の塊が、神栖地域の地下水汚染の汚染源を引き起こした可能性が高いとの結果が得られた。また、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等の処理に向けて実証試験等を実施した。</p> <p>茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給し治療を促すことなどによって、未解明の部分はあるものの、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候や病態の解明のための調査研究を進めることができた。</p> <p>以上のように、各分類に応じた対応、神栖市における汚染メカニズムの解明や緊急措置事業など、目標達成に向け進展があった。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>A 分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、現状として環境調査未実施地域がある。</p> <p>B、C 分類の事案については、これまでの環境調査の結果、毒ガス弾等を疑わせる不審物の存在が確認されている。</p> <p>茨城県神栖市の事案については、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等が未処理である。</p> <p>緊急措置事業については、事業開始から 5 年間を目途として実施することとされている。</p>
--

今後の取組

<p>A 分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、環境調査未実施地域において、土地改変指針に基づき必要に応じ環境調査を実施する。</p> <p>B、C 分類の事案については、毒ガス弾等を疑わせる不審物の具体的状況を確認するため、不審物確認調査を実施する。</p> <p>茨城県神栖市の事案については、汚染土壌等を適切に処理する。</p> <p>緊急措置事業については、引き続き着実に実施する。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

平成 14 年 9 月に神奈川県寒川町でマスタード等の入った瓶が発見されたほか、平成 15 年 4 月には同県平塚市において青酸等の入った瓶が発見され、被害者も発生したことから、国内における旧軍毒ガス弾の状況を把握するとともに、被災の未然防止の対策を講ずる必要がある。

茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、引き続き汚染メカニズムの解明を行う必要性がある。

【有効性】

平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案を A～D の 4 つに分類し、各事案について被災未然防止のために必要な施策の円滑な実施につなげることができた。具体的には次のとおりである。

- ・ A 分類事案（茨城県神栖市事案）では、これまでの汚染メカニズム解明調査の結果をまとめた中間報告を公表した。中間報告では、別の汚染源が存在する可能性は完全には否定できないものの、A 井戸南東 90m 地点で発見された高濃度の有機ヒ素を含むコンクリート様の塊が、神栖地域の地下水汚染の汚染源を引き起こした可能性が高いとされた。また、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等について、神栖市の廃棄物処理施設における焼却処理に向けて実証試験等を実施した。
- ・ A 分類事案（寒川、平塚、習志野事案）については、平成 16 年度に裸地での環境調査を完了し、裸地以外の舗装や植栽等の土地については、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル（土地改変指針）を作成し、公表した。この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を寒川、習志野で実施した。
- ・ B、C 分類の事案及び新規事案については、平成 16 年度に各事案の評価を実施し、平成 17 年度は特に現段階での切迫した危険性はないものの、日常生活上の安全性の確認をするために、大気、土壌等の調査が必要とされた 10 事案の環境調査を実施するとともに、毒ガス情報センターにおいて情報を追加的に収集した。緊急措置事業については、茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給し治療を促すことが促進された。また、人への健康影響について、これまでの知見をまとめた中間報告を公表した。毒ガス情報センターでは、寄せられた情報をもとに、毒ガス弾等の疑いが持たれる不審物についてホームページを作成し、公表した。また、道路建設現場等において作業員が割れたビンから流出した毒ガス等により被災する事故が発生したため、建設作業員向けのパンフレットを作成した。

【効率性】

関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。

調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。

調査にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。

緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

より分かりやすくなるよう目標の表現を見直した。

< 内閣としての重要施策等 >

関係省庁：内閣官房、警察庁、防衛庁、消防庁、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
茨城県神栖町における有機と素化合物等への緊急対応策について(平成 15 年 6 月 6 日閣議了解) 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成 15 年 12 月 16 日閣議決定)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	茨城県神栖市における有機と素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業	101,281	103,244	
	健康に関する調査研究	200,588	162,750	
	環境調査等業務	1,382,874	1,163,336	
	毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動	60,996	75,267	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	1,2,10 節	生物多様性の保全のための国家戦略他
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。					
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1.145.311	1.000.812	834.382		
	一般会計	1.145.311	1.000.812	834.382		
	特別会計	0	0	0		

施策の目標に対する総合的な評価

新・生物多様性国家戦略の基本的方向や施策の方針に沿って、自然再生に向けた取組、遺伝子組換え生物の使用規制、棚田や里山等の適切な保存及び活用、外来生物の飼養規制、国立公園の特別保護地区等における動植物の放出規制を始めとした具体的な施策が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があったが、多くの動植物が依然として絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していることなどから今後一層の施策の推進が必要である。

残された課題・新たな課題

新・生物多様性国家戦略を策定後、4 年経過したことから、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら見直しの検討を行う。

今後の取組

新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら生物多様性国家戦略の見直しの検討を行う。
また、生物多様性保全に係る推進体制の充実・強化を図るための組織及び定員の要求を行う。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	、

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。					
指標の名称	モニタリングサイト設置数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	箇所	120	406	618		1000
目標を設定した根拠等	基準年	H14 年度		基準年の値	0	
	根拠等	新・生物多様性国家戦略				
達成状況	<p>第 6 回自然環境保全基礎調査として、植生図の更新、動植物分布調査及び浅海域生態系調査を実施するとともに、過去の自然環境保全基礎調査の成果を電子化し、インターネットにより公表した。</p> <p>国土の生態系の総合的管理を図るための基盤情報整備について、試行的に基盤情報図の作成を進めた。</p> <p>全国に 1,000 箇所程度の定点を設定し、生態系の長期的なモニタリングを行うモニタリングサイト 1000(平成 15 年度から 5 年間でサイトを設定)について、平成 17 年度までに 618 箇所の調査サイトを設定し、調査手法の検討を実施した。</p>					

下位目標 2	開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。					
達成状況	<p>二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和 49 年条約第 8 号、日豪:昭和 56 年条約第 3 号、日中:昭和 56 年条約第 6 号、日露:昭和 63 年条約第 7 号)等に基づき、米国とはアホウドリ、中国とはズグロカモメに関する共同調査を実施したほか、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進のための国際会議をタイにおいて開催した。</p> <p>ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)附属書掲載種の保護を図っていくため、象牙国内管理体制評価と改善のための検討調査を実施した。</p> <p>国際自然保護連合及び国際湿地保全連合の会員として必要な拠出金の拠出を行った。</p> <p>平成 17 年 7 月より、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局をパラオ共和国と共同運営を実施している。</p>					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

<p>【必要性】 平成 14 年 3 月に策定した新・生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、国は総合的な施策の実施を通じて、着実な成果をあげていくことが必要である。</p> <p>【有効性】 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。 サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO 等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。 平成 17 年 7 月より、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局をパラオ共和国と共同運営することにより、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</p> <p>【効率性】 新・生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</p>
--

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理した。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号) 二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和 49 年条約第 8 号、日豪:昭和 56 年条約第 3 号、日中:昭和 56 年条約第 6 号、日露:昭和 63 年条約第 7 号) ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	自然環境保全基礎調査費	286,571	308,105	× 新
	重要生態系監視地域モニタリング推進事業費	285,675	288,000	
	生物多様性情報システム整備推進費	63,071	50,840	
	生態系総合管理基盤情報整備費	68,872	80,020	
	生物多様性センター維持運営費	-	78,249	
	生物多様性国家戦略の見直し検討調査費	-	13,393	
	第三次生物多様性国家戦略実施等推進費	-	-	
国土生態系ネットワーク形成推進費	-	35,031		
2	アジア地域における生物多様性保全推進費	55,649	54,642	新
	アジア地域渡り鳥等国际共同研究推進費	19,798	21,174	
	ワシントン条約対策費	6,485	11,316	
	第 10 回生物多様性条約締約国会議招致準備経費	-	-	
	国際自然保護連合分担金	1,230	1,206	
	国際自然保護連合拠出金	6,394	6,323	
国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)推進事業	40,526	55,118		

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	当初より平成 18 年度限りの単年度事業であり、予定の終期通り。	代替事業等を行わず、当該事業で得られる結果を基に、今後の生物多様性の確保に係る総合的な施策を講じていく。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	下位目標 1
指標名	モニタリングサイト設置数	
指標の解説	モニタリングサイトとは、全国の自然環境の劣化を早期に把握し、動植物や生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、全国満遍なく自然環境変化を測定するため、1,000箇所程度設置するものである。	
評価に用いた 資料等	新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の保全	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	1,3,4,5 節	生物多様性の保全のための国家戦略 他
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園の適切な管理により原生的な自然及び優れた自然の保全を図るとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	一般会計	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、知床が世界遺産に登録されるなど、目標達成に向けた着実な進展があった。しかし、依然として、多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立て、林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していること等から今後も引き続き一層の施策の推進が必要である。

残された課題・新たな課題

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境の効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討するとともに、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。社会状況の変化に応じた国立公園等の保全部管理を行っていくとともに、その適正な利用を推進していく。

今後の取組

国立公園等において、巡視や保全施設の整備を行い、指定区域の見直しの必要性を含めた調査を実施し、引き続き適正な保全部管理を推進していく。
 多くの国民が訪れる国立公園において、重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期するとともに、自然とのふれあいの場の整備と活用を推進し、国民各層に対し普及啓発を図る。
 世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。
 里地里山の保全と持続可能な利用を推進するため、モデル事業を引き続き実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな遺産地域登録の準備を進める。
達成状況	<p>海氷が育む豊かな海洋生態系と陸上生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウといった絶滅危惧種の重要な生息地となっている点が評価され、平成 17 年 7 月に知床が我が国で 3 番目の世界自然遺産として登録された。</p> <p>知床においては、海域管理計画の策定など登録に際して世界遺産センターから勧告のあった事項について適切に対応するため、科学委員会を設置して検討等を実施した。</p> <p>白神山地においては、遺産地域及び周辺地域の自然環境の連続性を把握し、適切な保全の在り方を検討した。</p> <p>屋久島においては、昨年に引き続き、現在の利用状況と自然環境への影響を把握し、人数制限や施設の維持管理の利用者負担を可能とする協力金制度の導入に向けた検討を行った。</p> <p>自然遺産地域の適正な利用と保全を図るため、年間を通じて巡視を行った。</p> <p>新たな遺産地域の登録に向け、小笠原諸島と琉球諸島について学術的価値の証明を行うなど準備を進めた。</p>

下位目標 2	国立公園の適正な保全・管理のため、国立公園計画の点検を行う。					
指標の名称	国立公園計画の点検実施済地域数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	地域	25	35	53		57
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	国立公園の 57 地域すべてにおいて実施する必要があるため。				
達成状況	17 年度は、点検作業が順調に進み、目標達成率は 93%となった。					

下位目標 3	里地里山、湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系の保全及び生物の生育・生息空間のつながりを確保し、生態系ネットワークの形成を推進する。
達成状況	<p>里地里山については、モデル的取組を全国に発信し、全国各地の様々な主体による里地里山における保全・再生活動を促進するため、全国 4 地域で、国、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO 等が連携・協力して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていく「里地里山保全・再生モデル事業」を昨年度に引き続き実施した。</p> <p>湿地については、湿原、干潟、サンゴ礁、カルスト地形等様々なタイプを含む国内湿地 20 か所について新たにラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地に登録された。また、渡り鳥の渡来地である宮島沼では環境学習等の拠点施設の整備を進め、谷津干潟では鳥類の生息環境を阻害するアオサの除去を実施する等、その保全と適切な利用に向けて取組を実施した。</p> <p>自然環境保全基礎調査の一環として「生態系多様性調査(浅海域生態系調査)」を全国の干潟及び藻場で引き続き実施した。</p> <p>自然公園の区域及び公園計画の見直しにより、世界最北・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地を保護するための海中公園地区の指定や、オフロード車や水上スキー等の乗入れによる動植物の生息環境等への被害を防止するために、ウミガメの産卵地となる海浜等における乗入れ規制地区の指定等を行った。</p>

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。

特に国立公園は、環境基本計画及び新・生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。

世界自然遺産地域の認定、保護等は締約国の義務とされており、屋久島、白神山地及び知床の各地域については、引き続き適正な保全管理を行っていく必要がある。さらに、平成 15 年に世界自然遺産の候補地として選定された小笠原諸島及び琉球諸島の地域については、世界自然遺産の登録を目指し、推薦・登録に向けた条件の整備を進める必要がある。

生物多様性保全のためには、全国的な見地や国際的知見からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地、干潟・藻場、サンゴ礁等の重要地域の保全の強化、及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。

【有効性】

自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。

平成 17 年 7 月に我が国で 3 番目の世界自然遺産として知床が登録された。

国立公園における優れた自然環境の保全のため、自然公園法に基づく許認可事務を適正に実施するとともに、国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を変更（点検）した。

国立公園のうち、平成 11 年度以降の 7 年間に公園計画の点検が終了した地域は、全地域（57 地域）中の 53 地域であり、全 57 地域の点検を実施するという目標に対して 9 割超の達成率となっている。

グリーンワーカー事業による登山道の整備、活動困難地における美化清掃等の実施、山小屋へのし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。

原生自然環境保全地域及び国立・国定公園内特別保護地区における動植物の放出等を規制するため、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の改正を行った。

平成 15 年に施行された改正自然公園法によって創設された利用調整地区制度について、地区指定の調整を進めたほか、特別地域において捕獲を規制する指定動物の指定について作業を進めた（H18 年内には、指定・告示の見込み）。

2 つの国立・国定公園において区域又は特別保護地区の拡張が行われ、国土全体の 9% が国立・国定公園に指定され、生物多様性保全が図られている。

里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、保全再生のための実施計画である「地域戦略」が策定され、本戦略に基づく保全活動が実施されるなど成果を挙げている。

干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟・藻場、マングローブ等のタイプ毎の保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。

【効率性】

我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力を活かして提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。

湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理し、下位目標 4 及び 5 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)
 (「自然環境・景観の保全を通じた自然との共生を推進する。」)

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)				
自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)				
自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	25,031	96,681	
2	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	110,000	150,000	
	国立公園管理計画等策定調査費	-	11,714	
	国立公園利用適正化システム策定費	22,470	25,313	
	自然公園民間活動推進モデル事業費	5,801	1,640	×
	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業費	276,690	300,000	
	やんばる地域国立公園指定計画策定調査費	9,151	7,000	×
	やんばる地域国立公園指定推進調査費	-	-	新
	地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	31,530	24,234	
	国立公園内生物多様性保全対策費	37,345	42,171	
	特定民有地買上事業費	45,742	100,244	
	国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	82,763	218,247	
	知床世界遺産センター(仮称)整備事業費	-	35,006	
	景観法を活用した景観形成推進事業(H19 名称変更:景観形成推進事業)	-	14,157	
広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	-	15,805		
国立・国定公園総点検事業	-	-	新	
自然公園法制定 50 周年記念事業	-	-	新	
3	里地里山保全・再生モデル事業調査費	72,514	63,904	
	里地里山・里親プラン事業費	-	-	新
	自然環境保全地域等保全対策費	-	3,516	
	海域国立公園保全強化方策検討事業費	-	18,321	
	サンゴ礁保全行動計画策定事業費	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2 -	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、2- に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
2 -	予定の終期通り。	平成 19 年度からは、2- で作成した公園計画の案をもとに 2- の新規事業を実施する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (2) 自然環境の保全	下位目標 2
指標名	国立公園計画の点検実施済地域数	
指標の解説	自然公園法に基づいて指定されている国立公園の公園計画を定期的に見直すことになっており、その見直し地域数を指標としている。	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する可能性がある。
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の再生	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	自然の再生・修復
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施することにより、自然と共生する社会を実現する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度以降、自然環境整備交付金の創設により、他の自然公園等事業と一括して計上。
	金額(単位:千円)	1,002.056	1,264.562	11,981.028 の内数	
	一般会計	1,002.056	1,264.562	11,981.028 の内数	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)環境省の自然再生事業実施地区数	地区	17	21	21	-	-

自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。参考指標とした環境省の自然再生事業実施地区数については、平成 14 年度の本格的な事業実施以来増加の傾向にある。しかし、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も一層の施策の充実が必要である。

残された課題・新たな課題

地域の多様な主体の連携による自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生に参加する NPO 等の支援を一層充実させる。
--

今後の取組

平成 13 年度に決定した新・生物多様性国家戦略、平成 14 年度に施行された自然再生推進法を踏まえて、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援などの施策を着実に推進する。 自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO 等に対する支援を充実するよう検討を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p>【必要性】 かつて身近であったメダカまでが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつあり、残された生態系の保全を強化することだけでなく、過去に失われた自然を、多様な主体の参画によって積極的に再生・修復していくことが必要不可欠である。 平成 15 年 1 月に施行された「自然再生推進法」の下で自然環境の再生を着実に推進していくために、関係省庁や専門家等と密接に連携して具体的な事業を展開するとともに、地域住民や NPO 等市民の参加が確保されるよう市民活動を支援することが必要である。</p>
<p>【有効性】 自然再生に係る調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で、有効に機能している。 計画段階から専門家、地元の市民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取組を、合意を得つつ推進することが可能となっている。 自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来に渡って市民等に活用される。 自然再生推進法の運用を推進することにより、全国で法に基づく自然再生協議会が、平成 17 年度には 1 年間で 5 箇所（計 18 箇所）設立。また、17 年度末現在、法に基づく自然再生全体構想が 11 箇所で策定され、主務大臣への自然再生事業実施計画の送付が 3 件行われている。</p>
<p>【効率性】 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っていることから、効率的に事業を推進している。 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している。</p>

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標の表現の見直し・適正化を図った。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > 関係省庁：国土交通省、農林水産省</p>
--

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号)				
自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	自然再生事業関係費(自然公園等事業費の内数)	11,935,920	11,582,190	
	自然再生活動推進費	の内数 45,108	の内数 51,313	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (3) 自然環境の再生	目 標
指標名	環境省の自然再生事業実施地区数(参考指標)	
指標の解説	自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	これまで人間活動により損なわれてきた自然環境を取り戻すことが自然再生であるが、社会の要請に基づいて自然を壊してきた場合が多く、ある場所を自然再生すべきか否かは、行政の意思や自然環境の状態だけではなく、地域住民や関係者の意思、費用対効果等が非常に大きく影響する。
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	野生生物の保護管理	担当部局	自然環境局
		評価者	野生生物課長 名執 芳博

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	野生生物の保護管理
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	種の保存法()に基づいた希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、鳥獣保護法()に基づいた野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、カルタヘナ法()に基づいた遺伝子組換え生物対策の推進、外来生物法()に基づいた侵略的な外来生物対策の推進等により生物多様性等への影響を防止する。 (:正式名称については事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	一般会計	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>保護増殖事業計画の策定、国指定鳥獣保護区の指定、国内のラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)湿地数の倍増などの各種施策を推進するとともに、外来生物法を施行し、特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げたが、各法に基づくより一層の施策の推進が必要である。</p> <p>鳥獣保護法改正案を国会へ提出(平成 18 年 3 月 7 日第 164 回国会)し、鳥獣の生息状況の変化等に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しについて大きな進捗が見られた。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>希少野生動植物対策を進めるための科学的な基盤であるレッドリストについて、定期的な更新及びそのための情報収集を行う。</p> <p>種の保存法に基づく、希少種の譲渡規制の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。</p> <p>深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化するとともに、鳥獣害に強い地域づくりの推進。</p> <p>改正鳥獣法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施。</p> <p>国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、国際的に重要なラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の推進。</p> <p>渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成。</p> <p>遺伝子組換え生物及び外来生物への対応については、各法の適切な運用と、各種施策の充実を図る。</p>
--

今後の取組

<p>第二次レッドリストを完成させるとともに、トキの野生馴化施設の建設を完了させ、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。</p> <p>その他、法の適正な運用により、希少野生動植物種の保護対策を進める。</p> <p>鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向けた鳥獣保護法の改正を行い、より科学的・計画的な保護管理を推進する。</p> <p>鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。</p> <p>国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における遺伝子組換え生物等の生育状況の把握に努める。</p> <p>特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、非意図的導入生物対策の検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る。</p> <p>野生鳥獣の広域的管理に関する事務の体制強化について定員を要求する。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映し、必要性の高い種についてモニタリングを行うとともに、希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護・増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。					
指標の名称	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)保護増殖事業計画数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	種数/種数	245/約 1350	245/約 1350	245/約 1350		
		139/約 30000	139/約 30000	139/約 30000		
		1665/約 7000	1665/約 7000	1665/約 7000		
		21	34	37		
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>平成 18 年度中完了を目的にレッドリストの見直し作業を進めた。また、希少種に関する調査研究を行った。</p> <p>ワシントン条約に基づく象牙の国際取引の適正化を図るため、国内の象牙流通の管理体制の強化に取り組んだ。また、その他の希少野生動植物種の国内流通規制に係る業者指導等、法の適正な運用を図った。</p> <p>新たにオオワシ、オジロワシ及びヤシャゲンゴロウに関する保護増殖事業計画を策定した。他の種の保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。</p>					

下位目標 2	鳥獣の保護を図るための事業の実施や、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するとともに、猟具の使用に係る危険を予防する。					
指標の名称	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	箇所	59	60	66		80
目標を設定した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	60	
	根拠等	全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの				
達成状況	<p>鳥獣保護法に基づき、特定鳥獣保護管理計画の推進、国指定鳥獣保護区の新規指定等を行った。</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」中央環境審議会答申(平成 18 年 2 月)を踏まえ、鳥獣保護法の改正案を作成し、第 164 回国会へ提出(平成 18 年 3 月 7 日、同年 6 月 14 日成立)した。</p> <p>野鳥の鳥インフルエンザウイルス保有状況に関するモニタリング調査等を実施した。</p> <p>国指定鳥獣保護区等のうち国際的に重要な湿地について、新たに国内の 20 か所の湿地がラムサール条約湿地として登録された。</p> <p>アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の後継となる国際的な枠組みとして、豪州と共同で、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの検討を進めた。</p>					

下位目標 3	遺伝子組換え生物の国内使用規制等を実施するとともに、特定外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等を実施する。
達成状況	<p>遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止については、カルタヘナ法を着実に運用し、遺伝子組換え生物等の使用に係る第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）の審査等を行い、遺伝子組換え生物等の環境中での使用に際して生物多様性への影響の防止を図った。また、遺伝子組換えナタネの一般環境中における生育状況調査を行った。</p> <p>平成 17 年 6 月より外来生物法を施行した。第二次指定種として新たに 43 種類の特定外来生物を指定した。特定外来生物の防除については、第一次指定種のうち残る 17 種類と第二次指定種のすべてについて公示を行い、防除事業の推進を図るための措置を講じた。</p>

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。

特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。

〔有効性〕

レッドリストの見直し作業の進展と調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進捗が見られた。

希少野生動植物の流通規制の適正化、保護増殖事業計画の新規策定、保護増殖事業の推進等により、希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。

鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の新規策定、国指定鳥獣保護区の新規指定、ラムサール条約湿地の新規登録等により、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。また、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しに進捗が見られた。

カルタヘナ法の施行により、遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等の生物多様性への影響の防止が図られた。

外来生物法の施行を開始し、予防的観点から侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）等、総合的かつ体系的な外来生物対策に向けて進捗が見られた。

〔効率性〕

野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性を高める。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し今回新たに下位目標 1 とするとともに、目標・下位目標の表現についても見直しを図った。

下位目標 1 に、より定量的な評価とするため今回新たに参考的な指標として、「脊椎動物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「保護増殖事業計画数」を設定した。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成 4 年法律第 75 号）				
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）（平成 14 年法律第 88 号）				
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）（平成 15 年法律第 97 号）				
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年法律第 78 号）				
ラムサール条約（昭和 55 年条約第 28 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	トキ生息環境保護推進協力費	14,634	18,438	
	野生生物との共生推進費	45,146	40,990	
	特定野生生物保護対策費	-	145,304	
	希少野生動植物種保存対策費	-	14,021	
	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	-	13,714	
	鳥獣保護基盤整備費	44,392	43,911	
	希少種保護推進費	450,385	233,963	
	野生生物保護管理施設等整備費	697,446	648,761	
	野生生物保護センター等維持費	58,164	110,580	
	地球温暖化対策関連施設整備	-	59,662	
2	国際湿地保全連合分担金	5,488	5,488	
	野生鳥獣情報整備事業費	63,391	58,634	
	共生のための自然環境維持形成技術実証事業	21,208	24,731	×
	国立公園における大型獣との共生推進費	-	-	新
	国指定鳥獣保護区対策費	61,191	13,982	
	特定鳥獣対策費（H19 名称変更：鳥獣保護管理対策費）	69,649	51,299	
	野生鳥獣感染症対策事業費	64,207	67,199	
	国指定鳥獣保護区管理強化費	-	29,730	
	国指定鳥獣保護区の保護管理マスタープラン策定事業費 （H19 名称変更：国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業）	-	5,500	
	鳥獣保護基盤整備費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	希少種保護推進費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	野生生物保護管理施設等整備費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	野生生物保護センター等維持費（再掲：下位目標 1）	-	-	
地球温暖化対策関連施設整備（再掲：下位目標 1）	-	-		
3	カルタヘナ議定書事務局拠出金	6,731	5,979	
	遺伝子組換え生物対策事業	49,672	58,129	
	外来生物対策費	234,888	58,947	
	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	64,763	98,717	
	外来生物対策管理事業地方事務費	-	32,783	
	特定外来生物防除等推進事業	-	350,000	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2 -	予定の終期通り。	2- で蓄積したデータを活かし、平成 19 年度からは 2- 「国立公園における大型獣との共生推進費」に組み替えて、大台ヶ原、尾瀬及び知床においてニホンジカの保護管理をさらに進めていくとともに、公園利用者との間に軋轢を生じさせ、公園利用の安全性確保に支障を及ぼす可能性のあるクマについて、公園利用の安全性向上のための総合的な対策実施の枠組み作り等を実施する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (4) 野生生物の保護管理	下位目標 1
指標名	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)保護増殖事業計画数	
指標の解説	レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 種の保存法第 45 条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数	
評価に用いた 資料等	第 1 次レッドリスト	



指標に影響を 及ぼす外部要因	~ 野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 - (4) 野生生物の保護管理	下位目標 2
指標名	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数	
指標の解説	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国の指定する鳥獣保護区の面積及び箇所数	
評価に用いた 資料等	国指定鳥獣保護区指定状況(平成 18 年 3 月 31 日現在)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。
-------------------	------------------------------

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (6)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然とのふれあいの推進	担当部局	自然環境局
		評価者	自然ふれあい推進室長 中島 慶二

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	10 節	自然とのふれあいの推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然とのふれあい活動を通じた自然への理解や大切にす る気持ちを育成するとともに、自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情 報の提供を行う。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	13,474.578	12,959.233	12,790.841	
	一般会計	13,474.578	12,959.233	12,790.841	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られ、目標達成に向け進展があった。</p> <p>また、改正温泉法施行規則が施行されたことなどにより、温泉事業者による温泉利用者への情報提供の充実と国民の温泉に対する信頼の回復が図られている。</p>

残された課題・新たな課題

<p>国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保、 地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズム推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進、 温泉の持続的かつ適正な利用のため、温泉資源の保護対策などを推進する。</p>
--

今後の取組

<p>パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに自然体験の機会や情報を積極的に提供する。 地域資源の持続的な保全・活用のためエコツーリズムを推進するとともに、インターネット自然研究所の必要なバージョンアップを図る。 環境教育・環境学習、地球環境保全、自然環境の保全・再生、地域の活性化等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。 エコツーリズム推進等による事務の体制強化を図るため、必要な定員要求を行う。 温泉法の運用状況を把握し、温泉の保護及び適正利用の調査、検討を推進する。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	自然公園指導員やパークボランティア及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図るなど、自然とのふれあい活動をサポートする人材を育成・確保する。					
指標の名称	(参考)パークボランティア活動人数 (参考)パークボランティア活動地区数の推移					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	人	1,616	1,737	1,825		-
	件	36	38	40		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>国立公園及び国定公園において、約 3,000 人の自然公園指導員が活動した。</p> <p>全国 40 地区において、約 2,000 人のパークボランティアが活動した。国立公園の 10 地区において、パークボランティアの追加登録に係る研修会を実施した。</p> <p>質の高い効果的な自然解説を行うことを目的とした自然解説指導者研修を 4 コース実施した。</p>					

下位目標 2	自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼び掛けるとともに、ホームページ(インターネット自然研究所及びエコツアー総覧)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事、エコツアーの総合情報等を提供するなど、自然とのふれあいの機会と情報の提供を図る。					
指標の名称	エコツアー総覧の登録件数 (参考)子どもパークレンジャー参加者数 (参考)インターネット自然研究所のアクセス数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	件	-	690	1,162		1,000
	人	1,064	834	840		-
	件	897,229(H16.1)	1,163,618(H17.1)	1,321,705(H18.1)		
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>「自然に親しむ運動」期間中に全国の地方環境事務所において自然とふれあうための行事を開催するとともに、地方公共団体等にも実施を呼び掛けた。</p> <p>西海国立公園佐世保地区(長崎県佐世保市)において、第 47 回自然公園大会を開催し、環境大臣表彰等を実施した。</p> <p>全国各地の国立公園等の利用拠点 11 地区において、自然保護官(レンジャー)の指導の下、約 800 人の小・中学生が国立公園等のパトロール、利用者の指導啓発、自然探勝路や登山道等の清掃・維持補修、動植物の生息・生態調査、自然観察活動等に取り組むプログラムを実施した。</p> <p>エコツーリズム憲章、エコツアー総覧、エコツーリズム大賞、エコツーリズム推進マニュアル及びモデル事業の 5 つのエコツーリズム推進方策を推進した。中でも、エコツアー総覧については、目標を大きく上回る登録数となった。</p> <p>インターネット自然研究所について、操作性の向上や新たなコンテンツの追加などのバージョンアップを実施し、アクセス数についても着実に増加した。</p>					

下位目標 3	国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。					
指標の名称	(参考)自然公園等利用者数					
指標年度・単位	単位	H15年	H16年	H17年	目標値	H-年度
指標	千人	916,716	908,118	集計中(H19.3)		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>全国 28 の国立公園において、国立公園の核心となる特に優れた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、自然学習や自然探勝のためのフィールドの整備、並びに滞在型及び高齢者・障害者対応型の公園利用を推進することによって地域の再活性化を図るための総合的な施設の整備及び歩道・野営場・園地・公衆トイレ等利用の基幹となる施設の整備を推進した。</p> <p>地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を創設し、平成 17 年度には、34 都道府県において実施される自然環境整備計画に位置づけられた国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備について交付した。</p>					

下位目標 4	温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査・検討を実施する。					
指標の名称	(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人員					
指標年度・単位	単位	H15年度	H16年度	H17年度	目標値	H-年度
指標	人	15,320,428	15,098,986	集計中(H19.2)		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>温泉の保護及び効率的利用等に関する調査として「国民保養温泉地における温泉の利用に関する検討調査」、「鉱泉分析法指針改定検討調査」及び「飲用利用基準改定検討調査」などの調査・検討を実施した。</p> <p>温泉の適正利用を図り、温泉利用施設における硫化水素を原因とする事故を防止するため「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を定め、平成 18 年 3 月 1 日付けで告示した。</p> <p>温泉事業者による温泉利用者への情報提供の充実を図るために改正した温泉法施行規則を施行(平成 17 年 5 月 24 日)し、温泉利用施設において、温泉に加水・加温などを行っている場合、その旨及びその理由の掲示を義務づけ、温泉事業者から利用者への情報提供の充実を図った。</p>					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

[必要性]

環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の増大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズは高まっており、これらのニーズに対応する施策の必要性は高い。自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るためには行政の継続的な支援や普及啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のより良い手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。

利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国定公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施する。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で実施しており、行政による事業実施の必要性が認められる。

国民の温泉に対するニーズの変化や関心が高まりを見せており、温泉法の適正な運用による温泉の保護と適正利用の促進を図る施策を実施し、温泉地を訪れる国民に対して利益を広く享受することが必要である。

【有効性】

自然公園指導員、パークボランティアなど人材の育成・確保を図るとともに、自然体験活動拠点のモデルとなるよう田貫湖ふれあい自然塾で自然体験活動プログラムの検討など先駆的な取組を行い、また、自然観察の森のガイドブック作成など全国各地において自然とのふれあいの機会や情報を積極的に提供し、自然ふれあい活動に寄与した。

都道府県等に対し、自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼び掛けるとともに、自然観察会の実施やホームページでの情報提供等、自然への理解と関心を高めた。また、地域資源を持続的に保全・活用するエコツーリズムの普及・定着のため、エコツーリズム推進会議による5つの推進方策を推進し、モデル地区における利用のルールやガイダンスの構築、高質かつ多彩な体験プログラムの提供などを行い、環境保全に対する意識の向上に効果的に寄与した。

インターネット自然研究所については、前年同月に比べアクセス数は増加しており、より広範な人々に対して情報提供を行った。

自然公園の利用者数は年間延9億人を超えており、自然公園等事業によって快適な利用施設が整備されることが自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。温泉利用施設において、新たに加水・加温等の行為に関する掲示を義務付ける等の適正な情報提供の充実を図ることにより、国民の温泉に対する信頼が回復されている。また、国民保養温泉地の年間延宿泊利用人員は1,500万人を超える利用があり、公共的な利用の増進を図る上で有効である。

【効率性】

自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、情報の提供とサポートを効率的に実施している。

施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト以上の効果がある事業を実施するなど、コスト削減に努めており、事業実施にあたっての効率性の向上に努めている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標・下位目標について、表現の見直し等適正化を図った。

下位目標1に、より定量的な評価をするため、参考指標として「パークボランティア活動人数」及び「パークボランティア活動地区数の推移」を新たに設定した。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）								
-								
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初			H18当初		H19反映	
1	自然環境学習指導者育成事業費	4,483	5,000					
	自然公園指導員実施経費	-	2,148			×		
	パークボランティア活動推進事業実施経費	-	1,088			×		
	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	-	-				新	
2	自然ふれあい体験学習等推進事業費	15,196	5,000					
	エコツーリズム総合推進事業費	130,291	30,044					
	エコツーリズムモデル事業実施経費	-	101,530				×	
	子どもパークレンジャー事業費	-	11,737					
	自然公園等利用推進事業費	2,293	4,962					
	自然公園等利用推進事業実施経費	-	1,877				×	
	インターネット自然研究所バージョンアップ事業費	58,960	64,047					
新宿御苑「環境の杜」事業費	8,137	8,262				×		
3	自然公園等事業に必要な経費	10,498,471	10,145,190					
	自然環境整備交付金に必要な経費	1,437,449	1,437,000					
	自然公園等事業工事諸費に必要な経費	595,080	567,810					
4	温泉の保護・適正利用対策費	27,646	26,737					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	予算事項の見直しにより廃止する。	-4 の自然公園等利用ふれあい推進事業経費に一本化して運用することで、より効果的・効率的に運用していく。
1-	予算事項の見直しにより廃止する。	-4 の自然公園等利用ふれあい推進事業経費に一本化して運用することで、より効果的・効率的に運用していく。
2-	当初より平成 16～18 年度の 3 か年で実施することとしているため終期となる。	平成 18 年度で終了し、これを機に新たな展開が求められており、2 - エコツーリズム総合推進事業費において充実強化を図る予定である。
2-	予算事項の見直しにより廃止する。	自然公園等利用ふれあい推進事業経費に一本化して運用することで、より効果的・効率的に運用していく。
2-	当初より平成 14 年～18 年度の 5 か年で実施することとしているため終期となる。	平成 18 年度の「新宿御苑 100 周年事業」をもって終了し、新規の代替案はないが、管理基本計画等にそって、新たな展開が求められており、新宿御苑の一層の充実強化を図る予定である。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (6) 自然とふれあいの推進	下位目標 1
指標名	(参考)パークボランティア活動人数 (参考)パークボランティア活動地区数の推移	
指標の解説	パークボランティアの延べ活動者数 パークボランティアが国立公園等で活動している地区の数の推移	
評価に用いた 資料等	パークボランティア活動状況報告書	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 - (6) 自然とふれあいの推進	下位目標 2
指標名	エコツアー総覧の登録件数 (参考)子どもパークレンジャー参加者数 (参考)インターネット自然研究所のアクセス数	
指標の解説	エコツーリズムを实践するエコツアー事業者、宿泊施設等の環境省ホームページへの登録件数 環境省と文部科学省が協力して実施する子どもパークレンジャー事業への参加者数 インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数	
評価に用いた 資料等	環境省のホームページによる「エコツアー総覧」の登録件数 H17 年度子どもパークレンジャー事業報告 環境省インターネット自然研究所のアクセス数	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 - (6) 自然とふれあいの推進	下位目標 3
指標名	(参考)自然公園等利用者数	
指標の解説	国立公園、国定公園、都道府県立公園の利用者数	
評価に用いた 資料等	自然公園等利用者数調べ(環境省)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	自然公園等の利用者数は、景気動向、天候状況等により影響を受けることがある。
-------------------	---------------------------------------

施策番号 及び施策名	- 7 - (6) 自然とふれあいの推進	下位目標 4
指標名	(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人員	
指標の解説	自然とのふれあいを求めて、保健・休養・健康づくりのため国民保養温泉地を宿泊利用した人員数	
評価に用いた 資料等	平成 16 年度温泉利用状況(平成 17 年 2 月)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、温泉地に対する風評等により影響を受ける。
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	担当部局	地球環境局
		評価者	総務課長 清水 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及
施策(節)	4 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進	施策(節)	9 節	国際的取組に係る施策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を発揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。</p> <p>世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。</p>				
	予算動向	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,616.363	1,878.139	1,730.092	
	一般会計	1,616.363	1,878.139	1,730.092	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>地球環境保全に関して、国連、G8、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化の環境影響評価手法の検討、他国の協定のレビュー等、経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行った。</p> <p>森林の保全や砂漠化対策については、モデル事業の実施とその成果報告等、また、南極地域の環境保全等の分野については、責任附属書の作成に関する議論への積極的な参加等により、国際的な環境政策の推進に寄与した。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施。また、海外広報の充実。さらに、EPA の協力案件にもなっている環境影響評価手法の検討等政策研究を行う。</p> <p>「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。</p> <p>砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進及び国連砂漠と砂漠化に関する国際年に定められている 2006 年に国民に対する普及啓発の推進。</p> <p>南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月に採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。</p>
--

今後の取組

<p>引き続き、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、環境影響評価手法の検討を行うことを始めとし、これまでの事業を充実させる。</p> <p>環境面からの「持続可能な森林経営」、また、木材輸入国側の観点からの違法伐採対策の調査、検討を行う。</p> <p>砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組を今後も継続的に進めていく。また、国連砂漠と砂漠化に関する国際年の記念シンポジウムを開催し、砂漠化の現状及びその対策を国民に対し普及啓発する。</p> <p>南極基地でモニタリングするための技術指針の作成、関係省庁と協力して責任附属書への対応検討、関係団体への説明会の開催等普及啓発を一層進める。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	国連森林フォーラム、生物多様性条約、砂漠化対処条約等に基づき、違法伐採対策等を含め、森林の保全や砂漠化の対処について積極的に国際的な貢献を行う。
達成状況	<p>森林の保全及び砂漠化対策については、学識経験者等の知見を活用して、対策手法について調査・検討を行い、その成果を踏まえ国際会議等での議論の場で成果・意見等を報告するなど、積極的に貢献した。</p> <p>関係省庁との連携の下、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における森林保全に係る議論に積極的に参加した。</p> <p>国連森林フォーラムにおける森林に関する国際的枠組みについての議論に貢献するため、森林分野の行動規範の分析や、生物多様性条約における森林に関する議論の分析等を行った。</p> <p>違法伐採問題について、海外の先進木材輸入国等の取組状況等の調査を行った。</p> <p>北東アジアを対象に、統合的生態系管理を通じた砂漠化対策のパイロットスタディ(モデル形成)等について検討した。</p> <p>伝統的知識が生きている砂漠化対処のための在来技術・簡易技術について、他地域への移転手法及びその活用方法等を検討した。</p>

下位目標 2	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。					
指標の名称	南極環境保護法に基づく手続き率					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	%	83.2	68.3	調査中(H18.8)		100
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>南極地域における活動に必要な確認及び届出制度の運用を通じて、議定書及び国内担保法(南極環境保護法平成 11 年 1 月全面施行)の着実な施行を図った。</p> <p>議定書に基づく国際的な動向への対応については、平成 17 年 6 月に南極条約協議国会議で採択された、新規南極特別保護地区の指定等の保護施策の強化に対応し、南極環境保護法施行規則を改正(平成 17 年 9 月)した。また、環境上の緊急事態から生ずる責任に関する附属書が同会議で採択されたことを受け、その対応を検討した。</p> <p>国内担保法の施行については、ホームページや関係団体への説明会等を通じて、確認・届出手続き及び環境保護に関する普及啓発を推進したが、手続き率は 83%から 68%へ低下しており、引き続き、一層の普及啓発に係る取組が必要。</p>					

下位目標 3	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用した地球変動研究の促進及びアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)による政策研究の推進を図る。
達成状況	<p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、最大の拠出国としてアジア太平洋地域における地球環境研究について多くの課題を支援し、その推進に寄与した。</p> <p>平成 17 年度の公募型のプロジェクトでは、国際共同研究プロジェクト 25 課題、ヨハネスブルグサミットにおけるパートナーシップの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」では、気候変動や水・食糧安全に関連する科学的な能力向上プロジェクト 9 課題、有力研究者による国際共同研究プロジェクト 2 課題を実施、途上国の地球変動に関する科学的な能力の開発を着実に推進した。</p> <p>アジア太平洋環境イノベーション戦略(APEIS)は、第 I フェーズ(平成 14~16 年度)において、アジア太平洋地域の持続可能な開発のための政策決定を支援するため、衛星データ等を活用した統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルによる分析・評価、革新的な戦略オプションの開発を行った。平成 17 年 6 月開催の第 13 回エコアジアにおいて、その成果をアジア太平洋地域の政策決定者に発信し、平成 17 年度から第 II フェーズを開始することが合意されたことを受け、引き続き前述の研究を推進し、積極的に成果を発信した。</p>

下位目標 4	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)、UNCRD(国連地域開発センター)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。
達成状況	我が国が支援している IPCC イベントリータスクフォースの技術支援組織において、森林等の温室効果ガス吸収量の良好手法指針に即し、2006 年の IPCC ガイドラインの策定に向けた作業が進められた。また、IGES では第 3 期戦略(平成 16～18 年度)の中間年として、戦略研究の充実を図るとともに国際機関化を目指し、国際的な研究機関、研究者とのパートナーシップの形成に向けた取組が進められている。

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

ヨハネスブルグサミットにおいても確認されたように、地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動により土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に施行し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。APN に対する支援、活用や、APEIS の推進による、科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発・提供は、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、我が国が主体的に取り組む必要がある。IPCC、IGES のような国際的に高く評価されている機関を支援することは、国際的な貢献と連携の確保という観点から積極的に推進する必要がある。

【有効性】

地球環境保全に関して、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイトの開設等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。他国の締結している EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップへの参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等へ積極的に関与するなどにより南極地域の環境保全が適切に行われた。APN の活動の一環である CAPaBLE は、アジア太平洋地域における地球温暖化に関する科学的能力の向上に大きく貢献した。また、APEIS が開発・提供する科学的ツールや政策オプションは、アジア太平洋地域各国の政策形成・実施に活用することが期待される。2007 年に公表予定の IPCC 第 4 次評価報告書を始め、IPCC、IGES 等による成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での重要な科学的基礎を構築した。

【効率性】

地球環境保全に関しては、一国のみでの取組みには限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報を海外に提供するとともに、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことは、地球環境保全のための効率的な問題解決の手法である。WTO 交渉の論点を整理し、また EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。
 政策決定プロセスに科学的知見を活用するため、既存のネットワークである APN やエコアジア (APEIS の成果のインプットを行う) 等の政策対話の枠組みを活用することで、少ないコストで高い効果が見込まれる。
 IPCC、IGES の成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での科学的基礎として、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理し、下位目標 2 及び 3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、下位目標 5 及び 6 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

平成 17 年 7 月の G8 グレンイーグルズサミットにおいて発表された「日本政府の気候変動イニシャティブ」に、地球観測・気候変動監視の推進及びアジア・太平洋地域での途上国協力が実施すること、また違法伐採対策が盛り込まれ、APN を通じた、地球変動研究の推進や途上国専門家の能力開発を目指すことが述べられている。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成 17 年 6 月 21 日) (違法伐採対策)

主な関係省庁: 外務省・林野庁

予算事項 (事務事業) について

当該施策に関する主な政策手段等 (法律・税制等)

砂漠化対処条約 (1994 年 6 月採択、1996 年 12 月発効)

生物多様性条約 (1992 年 5 月採択、1993 年 12 月発効)

南極地域の環境の保護に関する法律 (平成 9 年法律第 61 号)

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額 (千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
目標	国際会議等派遣等経費	166,234			151,795					
	二国間国際会議関係経費	22,623			18,000					
	経済協力開発機構分担金	14,001			12,769					
	経済協力開発機構拠出金	35,496			35,496					
	国際連合環境計画拠出金	172,805			167,621					
	内外の環境情報の管理推進費	13,130			12,578					
	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	107,000			98,001					
	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	161,066			142,146					
	国際連合地域開発センター拠出金	30,000			30,000					
	ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	64,559			33,648					
	貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	6,360			5,000					
	G8 環境大臣会合開催準備等経費	-			-				新	
	1	熱帯林等森林保全対策調査経費	17,827			20,213				
	砂漠化防止対策調査経費	19,510			18,438					
2	南極地域自然環境保全対策費	12,496			11,092					
	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費	-			17,652					
	南極条約事務局拠出金	1,716			1,239					
3	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	124,011			124,011					
	アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費 [第 II フェーズ] (APEIS-II)	93,210			72,213					
4	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 拠出金	16,020			15,840					
	地球環境戦略研究機関拠出金	550,000			550,000					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 8 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	下位目標 2
指標名	南極環境保護法に基づく手続き率	
指標の解説	確認申請及び届出で把握される南極渡航者数の日本人南極観光旅行者推定数に対する割合	
評価に用いた 資料等	地球環境局環境保全対策課資料(インターネット非公開) 国際南極旅行協会資料(インターネット公開 http://image.zenn.net/REPLACE/CLIENT/1000037/1000116/application/pdf/touristsbynationality_landed1.pdf)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	担当部局	地球環境局
		評価者	総務課長 清水 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加
施策(節)	4 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進	施策(節)	9 節	国際的取組に係る施策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	開発途上国における持続可能な開発に向けた取組に対する支援などにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化し、国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を発揮する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	301.398	317.942	291.816	
	一般会計	301.398	317.942	291.816	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。</p> <p>開発途上地域の環境保全への協力については北東アジア地域の国々と環境政策対話や環境協力プロジェクトを推進しており着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。</p> <p>平成 17 年 6 月に、中央環境審議会地球環境部会国際環境協力専門委員会において「今後の国際環境協力の在り方について」を取りまとめ、地球温暖化対策や 3R の推進などの分野を中心とした国際的取組への戦略的かつ積極的な関与と、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善を重点的な目標として設定し、地球環境保全と持続可能な開発の実現に向けて、積極的な貢献が期待される。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。</p> <p>特に中国の経済活動に伴う東アジア地域及び地球レベルへの環境影響を低減するために取り組む方策の検討及び実施。</p> <p>我が国の多彩な環境管理の技術とノウハウを持つ人材の活用。</p> <p>途上国からの要請・要望に応えるための体制整備や予算措置、多様な主体の活用等。</p>
--	---

今後の取組

	<p>国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。</p> <p>新たな国際環境協力の基本戦略に基づき、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善に重点化し、事業の拡充を行う。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。
達成状況	循環型社会の形成に関わる日中韓三カ国の地方自治体、企業等の多様な主体によるセミナーを開催し、各国の状況の報告及び意見交換を行い、取組みの相互理解を促進するとともに、主体間のネットワーク構築の支援を行った。

下位目標 2	国際協力の実施等にあたっての環境配慮や、円滑な実施のための国内基盤の整備を行う。
達成状況	国際協力の実施について、環境配慮のための国内基盤整備を促進するために、世界銀行等の環境社会配慮政策の現在までの評価、及び改定が進められている国際金融公社(IFC)のセーフガードポリシー(開発に伴う問題を予防・回避する諸政策)について、特に環境面に焦点をおき、その改定に当たっての議論のポイント、経緯、背景などについて情報収集・整理を行い、とりまとめて、企業、研究機関等を含む関係機関に提供した。

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。
 開発途上国政府による環境対策の推進に当たっては、当該国において一貫した環境政策の立案と実施が進むことにより、例えば民間や NGO 等の具体的活動も進展するため、第一に政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

【有効性】

アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。
 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上にある国や地域の環境保全に貢献している。

【効率性】

従来より重要な北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げ施策を重点化するとともに、実施に当たって、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全効果を生みだしてきたが、平成 17 年 6 月に、中央環境審議会地球環境部会国際環境協力専門委員会において「今後の国際環境協力の在り方」について取りまとめを行い、より戦略的な環境協力の目標設定を行っている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理し、下位目標 3 及び 4 を統合・整理して今回新たに下位目標 2 とした。

< 内閣としての重要施策等 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	0	60,000	
	アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFEDII)活動 推進費	128,251	128,322	
	開発途上国草の根環境保全活動普及推進費	13,649	7,690	
	対中環境保全協力促進費	25,772	25,000	
	北東アジア環境協力推進費	7,688	8,403	
	日中韓環境協力推進費(循環型社会を除く)	47,700	47,042	
	島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化費	-	-	新
	中東地域等環境連携強化費	-	-	新
	途上国地域における相互環境協力推進調査	-	-	新
1	日中韓環境協力推進費循環型社会	5,908	5,320	
2	我が国のODA及び民間海外事業における環境配慮強化調査費	10,421	11,630	×
	我が国のODAにおける環境配慮強化調査費	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2-	平成 16 年度から実施している民間海外事業における環境配慮調査が予定の終期を迎えた。	海外進出企業の環境人材育成等の課題を検討するため、新たに 2- 我が国の ODA における環境配慮強化調査費の予算要求を行う。

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境基本計画の効果的実施	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第4部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	- 章	-	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	全節	各主体の連携と推進体制の強化 他	施策(節)	1 節	政府の総合的な取組
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	環境基本計画の策定及びその効果的な実施により環境保全に関する施策を効果的に実施する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	92.733	84.609	63.308	
	一般会計	92.733	84.609	63.308	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

第二次環境基本計画を効果的に実施するため、IT も活用した環境白書をはじめとした様々な手段を通じた普及啓発、環境指標についての検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定や取りまとめの実施、各種計画と環境基本計画との調和、などに係る取組を適切に実施した。

また、平成 17 年度末までに環境配慮の方針がすべての関係府省で策定された。

さらに、第二次環境基本計画の点検結果等を踏まえ、計画の進捗状況の把握などに資する指標の枠組みを盛り込んだ第三次環境基本計画を平成 18 年 4 月 7 日に閣議決定した。第三次計画の策定により、計画を効果的に実行していくための仕組みづくりは大きく前進した。

残された課題・新たな課題

新たに策定された第三次環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策を適切に実施する。

同計画において目指すべき方向として打ち出された、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を促進する。

同計画において国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割が明確化されたが、各主体がその役割を効果的に果たせるよう必要な支援を行う。

中央環境審議会における点検の際に、計画に定めた指標を効果的に活用できるよう、指標の適切な運用・見直しを行う。

法令に環境基本計画との調和規定がある各種計画について、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。

今後の取組

第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行うとともに、点検の結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映することで、各種施策を実施するための財政上の措置を講ずる。

第三次環境基本計画に盛り込まれた指標を適切に活用するとともに、指標の運用を通じて目標の具体化及び指標の充実化などを図る。

平成 19 年度に策定予定の国土利用計画など他の計画と第三次環境基本計画との調和を図る。

環境政策の企画立案等に活用するほか、環境保全に取り組む各主体に対し、環境白書等を通じた適切な情報提供を行うため、環境情報の提供の在り方を検討するとともに、環境統計データの更なる整備を進める。これに際し、組織の体制強化のため、定員要求を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	地方公共団体等における環境への取組の推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行う。					
指標の名前	(参考)環境白書の発行部数 (参考)環境白書ホームページへのアクセス件数 (参考)環境配慮の方針の策定状況					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	部	22,000	約 20,000	約 20,000		-
	件	-	268,768	364,376		-
	府省	11	15	16	全府省	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	第二次環境基本計画第 3 部第 2 章第 3 節、第 4 部第 1 節				
達成状況	<p>環境白書(発行部数:約 20,000 部)のほか、「図で見る環境白書」(発行部数:約 45,000 部)、「こども環境白書」(発行部数:約 60,000 部)等各種啓発媒体の作成や効果的な頒布、また、全国 9 箇所での「環境白書を読む会」の開催などの広報活動を実施した。</p> <p>環境白書ホームページのアクセス件数は、約 36 万件と平成 16 年度に比べ約 10 万件増加している。</p> <p>平成 17 年度末までに、環境配慮の方針はすべての関係府省で策定され、目標を達成した。第二次環境基本計画の点検結果等を踏まえ、第三次環境基本計画を平成 18 年 4 月 7 日に閣議決定した(目標体系の見直しにより統合・整理された、昨年度評価書の下位目標 2 に対応)。</p>					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

〔必要性〕

地球温暖化問題や廃棄物問題など環境をめぐる状況がそれらの対策を上回る速度で深刻化する中で、環境基本計画を効果的に実施することにより、政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進める必要性が高い。

〔有効性〕

平成 18 年 4 月 7 日に第三次環境基本計画が閣議決定され、国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割が明確化されるとともに、第三次計画に計画の進捗状況を計る指標が盛り込まれたことなどにより、施策を効果的に実施する枠組みが構築された。

平成 17 年度末までに環境配慮の方針がすべての関係府省で策定されるとともに、国土利用計画及び国土形成計画などの各種計画と環境基本計画との調和が図られたことなど、政府における環境保全施策の総合的な推進について一定の成果が見られた。

関係府省は通常の経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することが第三次環境基本計画に盛り込まれたため、環境配慮の取組の一層の充実が期待される。

環境白書ホームページのアクセス件数が、平成 16 年度に比べ約 10 万件増加するなど、環境保全に関する国民の意識啓発が有効になされている。

〔効率性〕

インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画等の普及啓発を効率的に進めた。環境白書については、「図で見る環境白書」や「子ども環境白書」、英語版の環境白書など、対象に応じた効果的な啓発資料の作成を行うとともに、全国各地において「環境白書を読む会」を開催するなど、効果的で効率的な環境保全に関する意識啓発を進めた。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 2 を目標に統合・整理した。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

昨年度評価書の下位目標 1 の参考指標「環境基本計画の認識率(国民、事業者の順)」は、本調査が計画の点検のために行われていたこと、また、計画の見直し作業を開始したことから、平成 16 年度以降調査を行っていないため今回削除した。

< 内閣としての重要施策等 >

関係府省：内閣府、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
1	国土利用計画に係る環境保全政策の策定	1,584			2,020					
	環境行政年次報告書作成費	10,838			16,226					
	環境保全経費の見積りの方針の調整事務費	2,334			2,357					
	環境基本計画推進等事務費	1,324			4,251					
	環境と経済、社会の統合的向上に関する調査研究	14,030			16,228					
	環境基本計画及び環境白書に係る普及啓発	20,532			23,358					
	指標に基づく第三次環境基本計画の実施状況調査経費	-			10,000					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 環境基本計画の効果的実施	下位目標 1
指標名	(参考)環境白書の発行部数 (参考)環境白書ホームページへのアクセス件数 (参考)環境配慮の方針の策定状況	
指標の解説	環境白書の発行部数は、配布・市販の合計を計上したもの インターネットへのアクセス件数は、環境省ホームページのうち、環境白書の掲載しているページ(http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/)へのアクセス件数を計上したもの 環境配慮の方針を策定した府省数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート(平成 17 年度に実施した施策)

施策番号	- 2	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境教育・環境学習の推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境教育推進室長 渋谷 晃太郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	1 章	戦略的プログラムの展開	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力にかかる施策
施策(節)	7 節	環境教育・環境学習の推進	施策(節)	2 節	環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進
その他関連する個別計画		環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(平成 16 年 9 月 24 日閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 各主体が人間と環境との関わりについて理解し、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できるよう、あらゆる場であらゆる主体に対して環境教育・環境学習を推進する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 度より、学校エコ改修事業が新たに追加されたため予算が増大した。
	金額(単位:千円)	290.666	352.782	1.756.157	
	一般会計	290.666	352.782	756.157	
	特別会計	0	0	1.000.000	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>都道府県・政令指定都市の担当者会議の開催、環境教育・環境学習総合データベース整備等を行い、環境教育への基盤整備を進めるとともに、こどもエコクラブ事業、学校エコ改修事業、我が家の環境大臣事業により、学校、家庭などにおいて環境教育・環境学習、環境保全活動に関する場や機会の提供及び情報提供を進めることができた。</p> <p>愛知万博会場での「COOL BIZ Collection」の開催や環境省出展「ECO LINK(エコ・リンク)」の実施等により、環境問題・環境配慮の取組に関する普及・啓発を行うことができた。</p> <p>環境教育指導者育成のため、環境教育指導者研修を全国 5ヶ所で実施したほか、環境カウンセラー登録制度の推進、人材認定等事業の登録制度の推進により、環境教育の人材育成、人材の確保を進めることができた。</p> <p>関係府省庁連絡会議により我が国における「持続可能な開発のための教育の 10 年(以下、ESD という)」実施計画と持続可能な開発のための環境教育のについてのガイドラインを定めたことにより、ESD の実施に向けて進展があった。</p> <p>以上により、本施策の目標達成に向けて着実な進展があった。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>環境教育の人材育成、確保は一定の進展があったが、教育現場のニーズと人材活用にミスマッチがみられる。行政による環境教育の場や機会の提供については、これが一過性のものとならず、継続的な取組となり、持続可能な社会づくりへの参画が定着するよう施策を推進する。</p> <p>わが国における「ESD 実施計画」に基づく施策を推進する。なお、同実施計画においては、高等教育機関における取組も重点課題の一つとして位置づけられたため、高等教育機関に関する施策についても取り組む。</p>
--	--

今後の取組

	<p>人材育成、環境教育プログラムの整備、情報提供、環境教育・環境学習の場や機会の拡大などを引き続き進める。さらに、各地域において、多様な主体が参加し、人材の有効活用が図られ、継続的な取組となるよう、環境教育・環境学習を「環境保全の人づくり、地域づくり」(第 3 次環境基本計画)の視点から捉え、持続可能な地域づくりへつなげる取組となるよう施策を推進する。</p> <p>また、「ESD 実施計画」においても、地域づくりへと発展する取組が重要とされており、同計画に基づき施策を推進する。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	環境教育・環境学習の指導者の確保及び育成を進める。					
指標の名前	環境カウンセラーの登録者数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	人	3,611	3,900	4,169		5,500
目標を設定した根拠等	基準年	平成 8 年		基準年の値	0	
	根拠等	市民や事業者が必要などきに速やかに助言等を得られることを基準に中学校校区数約 11,000 × 1/2=5,500 名という目標値を設定。				
達成状況	<p>環境カウンセラーの登録人数は、毎年増加しており、平成 17 年度は延べ 359 名が新規登録され、平成 17 年度までの延べ登録者数は 4,169 名に達した。環境カウンセラーの能力向上のために実施している研修には、平成 17 年度は新規登録者向け研修に 381 名、専門研修に 506 名が参加した。また、平成 15 年度から提出が義務付けられた毎年の活動実績等報告書を HP で公開することによって、個々の環境カウンセラーの活動実績を容易に把握できるようにし、情報提供体制の向上を図るとともに、パンフレット等の配布に努めるなど広報活動を積極的に行った。</p> <p>環境教育指導者育成事業は、平成 17 年度には、北海道・山形県・富山県・大阪府・佐賀県の 5 カ所で開催され、265 名が参加した。</p> <p>環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度(人材認定等事業の登録制度)を関係省と連携して実施し、平成 17 年度には 12 件の登録を行った。</p>					

下位目標 2	環境教育・環境学習に関し、指導者、プログラム、拠点等について、国民に対して広く情報を提供するとともに、場や機会の提供を推進する。					
指標の名前	こどもエコクラブの会員数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	人	82,299	83,156	110,236		110,000
目標を設定した根拠等	基準年	平成 14 年		基準年の値	77,417 人	
	根拠等	平成 14 年度文部科学省統計要覧によると、小・中学生は約 1,100 万人であるため、その 1%となる 11 万人を達成根拠とする。				
達成状況	<p>都道府県・政令指定都市に対して、環境教育担当者会議等にて情報を提供し、共有を図った。環境教育・環境学習データベース総合整備事業を開始し、情報収集やデータベースの構築作業を進めた。</p> <p>こどもエコクラブの会員数は平成 7 年度の事業開始以来増加傾向が続いており、引き続き、会員募集ポスター・パンフレット等の配布等広報活動を積極的に行った結果、目標の 11 万人を達成した。ここでは、全国の小・中学生が水質調査やリサイクル活動など地域における環境保全活動に参加した。</p> <p>平成 17 年度より新たに家庭向けの支援策として我が家の環境大臣事業を開始した。インターネットを通じた情報提供及び参加型サイトの提供等を行い、さらに約 10 万 4000 の家庭に教材の配付等を行った。また、全国 3 ヶ所において事業広報も兼ねたイベント等も開催しエコライフの体験の機会の提供等を行った。</p> <p>愛知万博では、「環境の日」である 6 月 5 日に「COOL BIZ Collection」と銘打ったファッションショーを開催したほか、自分にできることから始めるきっかけづくりを目指したパビリオン「ECO LINK(エコ・リンク)」の出展、万博会場内の環境配慮の取組・施設を分かりやすく伝える万博エコツアー等を実施した。</p>					

下位目標 3	各主体の連携の下、先進的な取組を推進し全国への普及を図る。					
達成状況	<p>学校エコ改修と環境教育事業において、全国 9 カ所において、学校校舎やその改修を活用した環境教育を推進した。本取組は、校区内の住民や地域の建築技術者が一緒に改修計画を検討する過程を環境教育とみなして、事業を推進しており、これによりエコ建築に関する取組が地域に広がり、持続可能な地域づくりへの取組としても位置づけられる先進事例である。各地域の事業の様子を逐一ホームページに掲載し、取組状況をリアルタイムで見られるようにし、その取組を全国に詳細かつわかりやすく提供した。</p>					

下位目標 4	日中韓 3 国環境教育ネットワーク(TEEN)等において環境教育に関する情報交換・交流等を図ることにより、国際的な視点から環境教育を推進する。
達成状況	平成 17 年 12 月に韓国ソウル市で日中韓環境教育ネットワークのワークショップ及びシンポジウムが開催された。3 カ国の教員や環境教育の専門家等が参加し、共同で作成している環境教育教材の発表や、環境教育と持続可能な開発のための教育(ESD)に関する討論が行われ、それぞれの国における環境教育の現状や課題について相互理解が深められた。

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

持続可能な社会を築いていくためには、国民各界各層が環境問題について理解し、環境に配慮した行動ができるよう、幼児から高齢者までの全ての年齢層において環境教育・環境学習を行うことが必要となる。「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び同法基本方針に基づき、様々な場における環境教育・環境学習の場や機会の提供、民間団体、地方公共団体、事業者等の各主体が、環境教育・環境学習を行うための基盤の整備を進めることが必要である。

愛知万博は「自然の叡智」をメインテーマとして開催され、自然との共生や環境保全についての意識を高めることが開催目的の一つであった。このため、環境省としても、このような開催目的を達成するために、環境配慮の取組等に関する普及啓発活動を実施する必要があった。

2005 年から国連持続可能な開発のための教育の 10 年が始まり、持続可能な社会の構築を目指した環境教育の必要性が、さらに高まっている。

【有効性】

こどもエコクラブ会員について、平成 17 年度は 11 万人を超え、環境カウンセラーの登録数は同年度に 4 千人に達し、両者とも増加を続けている。しかしながら環境カウンセラーの登録数については、現状では目標達成が難しいため、登録数の目標達成に向け、各媒体を通してさらに積極的に PR していく予定である。我が家の環境大臣も初年度ながら多くの方の参加を得ることができた。

平成 17 年度も引き続き文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会を実施したほか、共同して環境教育・環境学習に関するデータベースの構築作業を進め、運用を開始した。

文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して人材認定等事業の登録を実施し、平成 17 年度より登録事業の情報を HP で公開している。

愛知万博の「COOL BIZ Collection」は約 2,200 人の観客を動員したほか、マスメディアを通じて全国に紹介され、その後のクールビズ普及の大きなきっかけの一つとなった。「ECO LINK(エコ・リンク)」には約 10 万人が来場、万博エコツアー事業ではエコブックを約 30 万部作成・配布するとともに、ワークショップには合計 7,000 人の参加があり、多数の来場者に普及啓発を行うことができた。

【効率性】

文部科学省等と連携し事業を推進することで、学校関係者を始め広く環境教育施策を展開しており効率的である。

インターネットや CD-R などの電子メディアを広く活用することにより、低いコストで環境保全に対する情報を広く普及することができた。

愛知万博関連事業では、マスメディアを有効に活用できたほか、巨大な集客力を持ち、かつ様々な環境配慮の取組がなされているという特性を持った万博会場という場において種々の施策を実施することにより、効率的に普及啓発を行うことができた。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 2～4 を統合・整理し、今回新たに下位目標 2 とした。また、その他目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)
 関係府省:文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)				
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境カウンセラー活用推進事業	22,886	30,961	
	環境教育・環境学修推進活動基盤整備事業(1)	5,398	10,260	
	環境教育等人材認定等事業登録事業	7,019	4,344	
2	環境教育・環境学修推進活動基盤整備事業(2)	12,983	9,517	
	こどもエコクラブ事業	108,290	108,290	
	我が家の環境大臣事業	149,803	100,000	
3	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特会)(再掲: -1-(1))	-	-	
	学校エコ改修と環境教育事業	30,000	45,000	
	国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業	8,938	34,716	
4	-	-	-	-

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 2 環境教育・環境学習の推進	下位目標 1
指標名	環境カウンセラーの登録者数(累計)	
指標の解説	平成 18 年度の審査、更新を経て、平成 19 年 4 月 1 日時点で登録された環境カウンセラーの人数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 2 環境教育・環境学習の推進	下位目標 2
指標名	こどもエコクラブの会員数	
指標の解説	平成 19 年 3 月 31 日時点でのこどもエコクラブの登録会員数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	経済活動における環境配慮の徹底	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境経済課長 鎌形 浩史

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	1 各主体の取組	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境税(温暖化対策税制)等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	189.288	119.774	73.479	
	一般会計	89.288	119.774	73.479	
	特別会計	100.000	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

経済的手法の活用について、税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資することができた。また、環境税については、政府・与党内の税制改正論議において活発な議論が行われ、与党税制改正大綱において、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされ、一定の進展が見られた。 事業者の自主的な環境保全活動の推進について、環境報告書、環境会計やエコアクション 21 に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつあり、経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組に寄与した。

残された課題・新たな課題

経済的手法の活用において、税制優遇措置について今後とも規制改革及び技術開発の動向等を踏まえ、適切に実施していくこと、及び、環境税について引き続き真摯に総合的な検討を進めていくこと。 事業者の自主的な環境保全活動の推進における事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責任投資)等の金融グリーン化の更なる促進、及び環境配慮促進法(平成 16 年法律第 77 号)に基づいた環境配慮の取組を公的法人に加え、民間の事業者にも促進すること。
--

今後の取組

経済的手法の活用において、環境配慮の促進に効果を挙げている税制優遇措置を引き続き実施し、環境税についても、引き続き、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進める。 事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境配慮促進法の確実な施行、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上等の取り組みを行う。また、環境に配慮した金融の取組を推進するとともに、CSR(企業の社会的責任)推進等について定員要求を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

<p>下位目標 1</p>	<p>税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じるとともに、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き環境負荷の減少に資するように努める。</p>
<p>達成状況</p>	<p>< 税制優遇措置等の租税特別措置の導入 > 自動車の低公害化、低燃費化の促進を図るため、自動車税のグリーン化について、一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置(課税標準を取得価額から30万円控除等)について、対象を重点化した上で延長した。またディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置について、対象を重量車燃費基準を満たし、かつ、排出ガス性能が良いディーゼル車に見直しを行い、排出ガス規制に適合した特定特殊自動車(オフロード車)の固定資産税の軽減措置の創設を行った。また、バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加した。 リサイクル施設の整備推進を図るため、再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長した。また、廃棄物対策を推進するため、廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長し、アスベスト廃棄物処理用設備に係る特別措置を拡充した。 公害防止対策の推進を図るため、各種公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例措置について延長を行った。</p> <p>< 環境税の検討 > 平成 17 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画においては、「環境税」という項目が設けられ、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。 平成 16 年に引き続き 17 年 8 月末にも環境税の創設等を要望し、10 月に環境税の具体案を公表し、政府税制調査会を初めとする関係各方面において活発な議論が行われた。 関係各方面における議論と並行し、環境税に関する産業界等との意見交換を引き続き行った。また、環境税に関する国民との意見交換のためタウンミーティングや中央環境審議会施策総合企画小委員会による地方ヒアリングなどを開催し、関係各方面における理解と協力を求めるための取組を実施した。 平成 17 年 8 月、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会が「環境税の経済分析等について-これまでの審議の整理-」を公表した。 平成 17 年末の与党税制改正大綱においては、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、また、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされた。</p>

<p>下位目標 2</p>	<p>環境配慮を織り込むための手法や評価手法の開発・普及により、環境マネジメントシステム、環境報告書等の、企業が自ら行う活動の把握・公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムの構築により、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されるよう社会的基盤整備を図る。</p>				
<p>指標の名前</p>	<p>環境報告書公表企業(上場企業 / 非上場企業) 環境会計実施企業(上場企業 / 非上場企業)</p>				
<p>指標年度・単位</p>	<p>単位</p>	<p>H15 年度</p>	<p>H16 年度</p>	<p>H17 年度</p>	<p>H22 年度</p>
<p>指標</p>	<p>%</p>	<p>38.7 / 17.0</p>	<p>45.3 / 20.8</p>	<p>集計中(H18.9)</p>	<p>目標値 約 50 / 約 30</p>
		<p>31.8 / 17.2</p>	<p>36.9 / 21.2</p>	<p>集計中(H18.9)</p>	<p>約 50 / 約 30</p>
<p>目標を設定した根拠等</p>	<p>基準年</p>	<p>平成 13 年度</p>	<p>基準年の値</p>	<p>約 30% / 約 12%</p>	<p>約 23% / 約 12%</p>
	<p>根拠等</p>	<p>循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)</p>			
<p>達成状況</p>	<p>近年、環境に関する取組を企業の社会貢献のひとつとして位置付ける企業が高い水準で推移するなど、企業の社会的責任(CSR)の観点から、企業が積極的に環境問題に取り組むことに加え、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定し、またセミナー等を通じその普及促進を図ったことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。 中小事業者向けの環境配慮のためのツールであるエコアクション 21 について、その指導者を育成するための講習会を 3 回開催し、その普及に努めた。</p>				

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、環境税等の経済的手法の活用や、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。このため、環境基本計画等においても、経済的手法及び情報的手法の活用や事業者の自主的な取組の促進が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところである。このことから、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

【有効性】

経済的手法の活用において、自動車税のグリーン化（グリーン税制）について、その導入後、税制優遇対象車の登録台数や対象車種数の増加が見られる。また環境税について、国民の一人一人が税負担を感じることで、行動に変化を与える「価格効果」、環境負荷に対して費用負担がかかることを汚染者に恒常的に意識させる「アナウンスメント効果」、地球温暖化対策に必要な財源を確保するための「財源効果」の三つの効果がある。

事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進や、はじめて環境報告書を作成しようとしている事業者を対象にセミナーの開催等により、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。

環境マネジメントシステムの構築について、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成17年12月現在で2万件を越えている。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関が実施している認証制度における認証登録数が、平成18年3月末現在で700件を越えている。

SRIの普及促進を図るため、SRIに馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、その入門編としてSRIの考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資（SRI）に関するシンポジウム」を、平成17年6月に開催し、約300名の参加を得た。

【効率性】

経済的手法の活用において、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える手法や事業者の自主的な環境保全活動の推進は、規制的手法のように行政の事後の関与を必要としないので、行政コストが抑えられ、効率的である。

また、経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討などの調査研究を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実施できることから、効率的である。

事業者の自主的な環境保全活動の推進において、本施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

より分かりやすくなるよう目標の表現について見直しを行った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）（平成 16 年法律第 77 号） 自動車税のグリーン化等				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	関連する予算事項名及びその予算額（千円）		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境政策における経済的措置検討経費	11,859	13,527	
2	企業行動推進経費	59,397	58,815	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底	下位目標 2
指標名	環境報告書公表企業(上場企業 / 非上場企業) 環境会計実施企業(上場企業 / 非上場企業)	
指標の解説	上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・ 公表状況をアンケート調査により把握した割合 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況 をアンケート調査により把握した割合	
評価に用いた 資料等	環境省「平成 17 年度環境にやさしい企業行動調査」	



指標に影響を 及ぼす外部要因	事業者の統廃合等
-------------------	----------

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境影響評価制度の運営及び充実	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境影響評価課長 平野 秀樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤 各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	環境影響評価等	施策(節)	5 節	環境影響評価等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	260.780	249.871	164.826	
	一般会計	260.780	249.871	164.826	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)	件	144 (94)	152 (102)	161 (111)	-	-

環境影響評価法施行(平成 11 年 6 月 12 日)後、法に基づく環境影響評価手続実施案件(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件)は、平成 18 年 3 月末現在、のべ 161 件(内、当初から法に基づく手続実施案件は 111 件)である。環境影響評価法対象事業については、その手続の過程において、最新の知見等に基づき述べられる環境大臣意見等を踏まえて環境影響評価書の補正がなされる等、環境保全への適切な配慮の確保が図られている。また、基本的事項の改正(平成 17 年 3 月 30 日)とそれを受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月 30 日)が行われ、より事業や地域の特性に応じた環境影響評価が行われるなど、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上を図るため、調査・予測手法を更に開発・改良する。
 的確な環境保全措置の実施を図るため、事業者、行政、住民等間で環境保全措置に関する情報を共有する。
 環境影響評価制度の理解は進んでいるものと考えられるが、関係者間のコミュニケーションについてはまだ十分とは言えない。
 手続が終了した案件について、事業が環境影響評価の結果を踏まえ適切に実施されているか注視する。

今後の取組

干潟生態系や景観に関する調査・予測手法の開発、環境保全措置に関する体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、関係者間のコミュニケーションの促進などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
 また環境影響評価法については、完全施行から 7 年が経過するところであり、基本的事項の見直しの過程等においても法手続について様々な指摘が出されていることから、これまでに環境影響評価手続を終了した案件の結果等、施行状況について実態を把握し、よりよい環境影響評価のあり方を検討する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われるよう、必要な情報や技術手法等の基盤整備を行う。
達成状況	景観や干潟生態系に関する環境影響評価の今後のあり方を検討し、「景観に関する環境影響評価の今後のあり方(平成 18 年 3 月)」及び「干潟生態系に関する環境影響評価の今後のあり方(平成 18 年 3 月)」としてとりまとめた。また、大気・水・土壌・環境負荷分野の技術手法に係る技術ガイドを作成した。

下位目標 2	国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出されるとともに、国及び地方公共団体によって適切な審査を行う。					
指標の名称	(参考)環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	件	71	81	93		-
目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	- -	基準年の値	-		
達成状況	環境影響評価法の施行以降、環境大臣宛に意見照会がなされた全ての案件について、現地調査等を通じて環境保全の見地からの審査を行っており、平成 17 年度末の時点で、93 案件に対し環境大臣意見を提出した(「特に意見はなし」と回答したもの(3 案件)を含む)。当該意見の趣旨は、対象事業の許認可大臣意見等に反映された。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。

【有効性】

環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や自治体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮や、事業者が当初考えている以上の環境上の配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正(平成 17 年 3 月)を受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月)により、より事業や地域の特性に応じた環境影響評価が行いやすい制度となっている。

【効率性】

本制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることが出来る。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1、2 及び 5 の一部を統合・整理し今回新たに下位目標 1 に、下位目標 3、4 及び 5 の一部を統合・整理し、今回新たに下位目標 2 とした。また、目標の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
環境影響評価法（平成9年法律第81号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
		目標	環境影響評価制度等推進費	8,588
	環境影響評価制度充実推進費	55,165	24,980	
	環境影響評価技術調査費	45,346	34,252	
	環境影響評価審査実施経費	24,750	31,246	
	環境影響評価追跡調査費	30,977	17,287	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実	目標
指標名	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数	
指標の解説	環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件。累積)	
評価に用いた 資料等	環境省資料(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実	下位目標 2
指標名	(参考) 環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数	
指標の解説	環境影響評価法施行以降、環境影響評価法に基づき、現地調査等を通じて環境保全の見地から審査を行い、環境大臣が意見を述べた案件数(累積)('特に意見はなし'と回答したものを含む)	
評価に用いた 資料等	環境省資料(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	戦略的環境アセスメントの推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境影響評価課長 平野 秀樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	環境影響評価等	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	国や地方公共団体の政策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムの導入を推進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	29.137	28.953	35.808	
	一般会計	29.137	28.953	35.808	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数	制度数	-	4	4	-	-
<p>一般廃棄物処理計画等について、上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムについての具体的な考え方や手法が示されている。また、東京都 埼玉県等において、上位計画等に係る環境影響評価に関する条例や要綱が制定されており、平成 17 年度においても複数の事例について手続が実施される等、上位計画や政策について、環境保全上の配慮の確保が図られており、目標達成に向け一定の進展があった。</p>						

残された課題・新たな課題

未だ全ての上位計画や政策について環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にはない。

今後の取組

地方公共団体との協力関係の強化や海外調査の実施を通じて事例の集積等を図り、地方公共団体等における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、上位計画に対する戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図るなど、上位計画や政策に対する戦略的環境アセスメントの考え方を更に具体化し、その仕組みの確立に向けての検討を行う。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組を引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
機構要求を図る		
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

当該施策は、行政機関等が策定する上位計画や政策に対して、環境保全上の配慮がなされるために必要である。国が策定する上位計画や政策については国が、地方公共団体が策定する上位計画や政策については地方公共団体が、それぞれ環境保全上の配慮を行う必要がある。

【有効性】

戦略的環境アセスメントは、上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みであり、手続を経て策定された上位計画や政策は、より環境へ配慮したものとなり、取組の有効性は高いと考えられる。

【効率性】

上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を目標に統合・整理した。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初			H18当初			H19反映		
目標	戦略的環境アセスメント導入推進費	35,808			29,988					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (2) 戦略的環境アセスメントの推進	目 標
指標名	(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数	
指標の解説	上位計画等に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数	
評価に用いた 資料等	環境省資料(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境に配慮した地域づくりの支援	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	各主体の自主的積極的取組に対する支援策	施策(節)	4 節	地域づくりにおける取組の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 情報の提供やモデル事業により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 平成 16 年度から環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施したため予算額が増大している。
	金額(単位:千円)	372.445	1.313.104	2.558.248	
	一般会計	372.445	113.104	158.248	
	特別会計	0	1.200.000	2.400.000	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、平成 17 年度には年間平均 1 日当たり 1,351 件のアクセス数となり、一定のニーズは満たしていたと評価できる。しかし、その成果は十分ではなく、平成 18 年度に一日当たり 2,000 件という目標達成に向け、更なる努力が必要である。</p> <p>環境と経済の好循環のまちモデル事業については、ハード整備により CO₂削減効果が得られる等の直接効果や、整備した施設へ多数の視察がある等の波及効果など、一定の成果が得られているが、未だ全国 20 箇所で行われているだけであるので、対象地域数を拡充することにより、更に効果を高めていく必要がある。</p> <p>また、本モデル事業は、3 か年事業として実施されるが、事業 1 年目終了時において、事業効果の測定・評価手法が事業実施者から報告され、事業 2 年目終了時及び事業完了時において、この手法に基づいた事業効果の測定・評価結果が報告される。その報告結果について毎年、環境と経済の好循環のまちモデル事業選定評価委員会で評価を行うこととしているが、平成 16 年度に本事業により市町村や民間団体等が設置した設備等について、CO₂削減量などの事業効果(平成 17 年度分)が報告されており、今後その成果を測るため、事業評価を行っていく必要がある。</p>

残された課題・新たな課題

地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、システム利用者のニーズの変化への対応及びシステムの周知を図る。 環境と経済の好循環のまちモデル事業について、対象地域数の拡充及び事業効果の評価を行う。

今後の取組

地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、情報提供内容の質的・量的な充実を追求するとともに、システムの周知を図り、さらなる利用を呼びかける。 環境と経済の好循環のまちモデル事業について、平成 18 年度も新規地域として 2 箇所を公募・選定し(予定)、継続地域とともにその取組を推進していく。また、実施地域から報告された事業効果について評価・公表を行っていく。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図るとともに、全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。					
指標の名称	地域環境総合計画策定団体数 地域環境行政支援情報システム(知恵の環)のアクセス件数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	団体	588	678	576		-
	件/日	1,286	1,829	1,351		2,000
目標を設定した根拠等	基準年	H18 年度		基準年の値	2,000	
	根拠等	全国の地方自治体の環境行政職員(2万人)が10日に1回アクセスすることを目標とする。				
達成状況	地方公共団体における地域環境総合計画は、平成17年度当初までに576団体で策定された(全地方公共団体(2,465団体)の23.4%)。「平成の大合併」により市区町村数は減少しているが、全地方公共団体に対する策定団体の割合は前年度(21.4%)と比べ増加している。知恵の環へのアクセス数は、1,351件あった。					

下位目標 2	環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創る。					
指標の名称	(参考)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	地域	-	10	20		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-	
	根拠等	-				
達成状況	平成17年度は大規模12箇所、小規模8箇所の計20箇所で事業を実施した。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、環境基本計画にも見られるように、地域の特色、各主体の参加を伴った「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。

【有効性】

地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、全国各地の様々な環境保全に関する取組状況を容易に入手できる有効な手段である。平成16年度と比べてアクセス数が増加するには至らなかったが、一定のニーズを満たしており本施策は有効である。今後目標の達成に向け、内容の充実やシステムの周知を図るなど更なる努力が必要である。

環境と経済の好循環のまちモデル事業については、全国20箇所で環境と経済の好循環に向けたモデル的な取組が3か年計画で進められており、平成16年度に整備した施設についてCO2削減効果が得られる等の直接効果や、整備した施設へ多数の視察がある等の波及効果など、事業計画の進捗に応じた成果を上げている。

【効率性】

地域環境行政支援情報システムの運用保守については、高度な情報管理・提供技術が必要とされることから民間業者が請負うこととしており、コスト面からも民間委託により効率的に事業が行われたと考える。

環境と経済の好循環のまちモデル事業については、本事業の実施による直接的な事業効果の他、モデル地域から他地域への波及効果も期待されるため、環境に配慮した地域づくりを支援する施策としては効率的な手段であると考えられる。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また、目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	地域環境計画等情報提供システム運営費	7,522	7,542	
2	地域エコ推進事業	150,726	116,913	
	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特会)(再掲: -1-(1))	-	-	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 6 環境に配慮した地域づくりの支援	下位目標 1
指標名	地域環境総合計画策定団体数 地域環境行政支援情報システム(知恵の環)のアクセス件数	
指標の解説	地域環境総合計画を策定している地方公共団体の数 地域環境行政支援情報システム(知恵の環)への1日当たりのアクセス件数	
評価に用いた 資料等	アクセス数統計表	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 環境に配慮した地域づくりの支援	下位目標 2
指標名	(参考)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域数	
指標の解説	環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施している地域数	
評価に用いた 資料等	実施地域数(累計)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境研究技術室長 宇仁菅 伸介

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	2 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	施策(節)	6 節	調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等
その他関連する個別計画		第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定) 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成18年3月30日)			

環境白書内「平成17年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により、環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するための基礎となる環境分野の研究・技術開発を推進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	8,333,467	9,958,565	10,529,166	
	一般会計	8,333,467	8,324,565	7,853,124	
	特別会計	0	1,634,000	2,676,042	

施策の目標に対する総合的な評価

環境省の平成18年度の科学技術関係経費は、政府全体の科学技術関係経費の約1%と割合は小さく、第3期科学技術基本計画において、重点推進4分野の一つとされた環境分野の重要性から鑑みて、一層の増額を図り推進することが必要である。一方、競争的資金については、近年増額が図られているとともに、プログラムダイレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理を行う等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究・技術開発の質の向上を図った。また、環境技術を客観的に実証する手法・体制の整備を進めることにより、環境技術の普及を図るとともに、研究・技術開発の成果の発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政及び民間企業等に対して研究成果の普及広報を行った。これらにより、目標に向けて着実な進展が見られた。

残された課題・新たな課題

環境分野の科学技術を今後も重点的に推進していく上で、産学官連携の視点や地域の優良技術の発掘、実用化といった視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する一層の取組や、専門的な研究・技術開発の成果を普及啓発していく。政府の研究開発評価については、波及効果の把握を含む追跡的な評価等を着実に実施する。

今後の取組

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」については、毎年度、フォローアップを実施し、専門委員会において専門家の助言等を求める。技術開発については、現行の課題も踏まえ、その開発・普及体制の整備に努める。研究評価については、「環境省研究開発評価指針」を改定し、追跡評価を実施する体制を確立する。地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を図り、地域発の優良技術を実用化するための技術開発と成果の普及を行う。環境研究・技術開発に係る評価の一元管理を引き続き行うため、PDについて機構を要求する。環境省が所掌する競争的資金制度に係る評価のあり方、不正防止等、適正な運用のあり方の検討や、環境研究・技術開発に係る情報の普及・促進について定員を要求する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	環境分野における競争的資金を拡充する。					
指標の名称	競争的資金の予算額					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H17 年度末
指標	百万円	4,880	6,614	7,656		5,700
目標を設定した根拠等	基準年	平成 12 年		基準年の値	2,850	
	根拠等	第 2 期科学技術基本計画				
達成状況	<p>第 2 期科学技術基本計画では、期間中(13 年度～17 年度)に競争的資金の倍増を目指すとして、環境省の競争的資金は、平成 12 年度の 2,850 万円から目標年度である平成 17 年度は、7,656 百万円となり目標を達成した。</p> <p>今後は、第 3 期科学技術基本計画期間(18 年度～22 年度)でも引き続き拡充を目指すとしていることから、競争的な研究開発環境の形成に貢献していくことが重要である。</p>					

下位目標 2	競争的資金の採択課題の事後評価において、配分研究費に照らして概ね期待通りの研究成果をあげた研究課題の割合を指標として、研究・技術開発の質を向上させる。					
指標の名称	<p>環境技術開発等推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数 (A～E の 5 段階評価で、B 以上が概ね期待以上の成果)</p> <p>地球環境研究総合推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数 (A～E の 5 段階評価で、B 以上が概ね期待以上の成果)</p>					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H21 年度
指標	%	-	-	50(4/8)		70
	%	-	-	68(11/16)		70
目標を設定した根拠等	基準年	平成 17 年度		基準年の値	-	
	根拠等	-				
達成状況	<p>環境省の競争的資金の平成 16 年度に終了した課題の平成 17 年度における事後評価において、環境技術開発等推進費では、8 課題中 4 課題、地球環境研究総合推進費では、16 課題中 11 課題で A から E までの 5 段階評価で B 以上と評価され、概ね期待通りの成果を上げた。また、廃棄物処理等科学研究費では、事業ごとに点数を偏差値化して評価を行い、廃棄物処理対策研究事業では 18 課題、次世代廃棄物処理技術基盤整備事業では、12 課題の事後評価を行った。</p> <p>今後も、着実に研究管理を行い、研究・技術開発の質を向上していくことを目指すことが重要である。</p> <p>平成 16 年度から新たに始まった地球温暖化対策技術開発事業は、3 年を技術開発期間としているため、平成 18 年度終了課題から事後評価を行う。</p>					

下位目標 3	ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。							
指標の名称	着手数、開発数(累積)							
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度末	H20 年度末	H21 年度末
指標	着手数	3	5	6		3 技術の 実用化	5 技術の 実用化	6 技術の 実用化
	開発数	-	-	-				
目標を設定した根拠等	基準年	平成 15 年		基準年の値	-			
	根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)						
達成状況	<p>平成 15 年度より超小型・高機能環境モニタリング技術、健康・生体影響の多角的評価システム、有害物質の高効率除去膜の 3 技術の開発に着手し、実用化に向けた一部の要素技術の開発に成功した。</p> <p>平成 16 年度より、環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術、新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発に着手し、実用化に向けた一部の要素技術の開発に成功した。</p> <p>平成 17 年度より、環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発に着手した。各課題の研究開発期間は原則 5 年間である。</p> <p>平成 15 年度開始の 3 課題については、中間評価を平成 17 年度実施した。平成 16 年度開始の 2 課題については、同様に中間評価を 18 年度実施。</p>							

下位目標 4	環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。					
指標の名称	実証着手分野数・体制確立分野数(累積)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度末 8 技術分野以上について技術実証手法・体制確立
指標	着手数	3	6	8		
	確立数	-	-	5		
目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	平成 15 年 -	基準年の値	-		
達成状況	<p>酸化エチレン処理、小規模事業向け有機性排水処理、山岳トイレ、化学物質に関する簡易モニタリング、ヒートアイランド対策(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)、VOC 処理(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)、非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)、湖沼水質浄化技術分野の 8 技術分野について、モデル的な実証試験による環境技術の環境保全効果等に関する客観的なデータの取りまとめを実施した。</p> <p>平成 15 年度開始の 3 技術分野及び平成 16 年度開始の内 2 技術分野については、平成 17 年度に実証手法を確立し、平成 18 年度より実証費用の申請者負担を求める体制に移行。</p>					

下位目標 5	地球温暖化対策に向けた基礎情報を充実させるため、関係府省・機関と連携の上、地球温暖化に関して、地上、衛星、航空機及び船舶等からの、各種監視・観測(気象、温室効果ガス、生態系等の影響等)の強化を図るとともに、得られた観測データを活用し、気候変動影響に係る国民等への情報提供や広報活動を推進する。					
指標の名称	連携拠点への参加府省・機関数 連携拠点 HP へのアクセス数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	機関	-	-	-		
	アクセス	-	-	-		-
目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	平成 18 年度 -	基準年の値	-		
達成状況	<p>平成 19 年度に打ち上げ予定の温室効果ガス観測衛星(GOSAT)に搭載するセンサについては、平成 15 年度より宇宙航空研究開発機構(JAXA)、国立環境研究所との共同研究開発体制に移行し、平成 17 年度からは、センサの開発を実施している。</p> <p>小型航空機を用いた温室効果ガスの鉛直分布を継続的に観測するためのシステム開発や船舶を用いた二酸化炭素吸収の長期間にわたる変化の検出のための観測研究等を実施している。</p> <p>平成 18 年度より、関係府省・機関と連携し、地球温暖化観測に係る連携拠点を設置する。この連携拠点関係府省・機関等連絡会議(仮称)への参加機関数によって、関係府省・機関との連携状況の指標とする。また、あわせて、連携拠点では気候変動影響に係る国民等への情報提供や広報活動を推進することとしており、この連携拠点 HP へのアクセス数を情報提供の指標とする。</p>					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第 3 期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても指摘されているところである。

多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

【有効性】

競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及広報が図られた。

地球環境研究総合推進費等を活用し、政策的な観点を重視し、地球温暖化防止や生物多様性の保全といった様々な分野の地球環境研究を実施した。特に、地球温暖化研究の成果については、これまで IPCC 第 3 次評価報告書の作成に大きく貢献した。

ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。

平成 15 年度開始の 3 課題については、中間評価を平成 17 年度実施した。平成 16 年度開始の 2 課題については、同様に中間評価を 18 年度実施。

環境技術の効果を客観的に実証する手法・体制の確立について、広範な環境技術を第三者が実証することにより(平成 17 年度実証技術分野数 8・技術数 21(平成 15 年度は 3・17))、環境技術の普及が促進された。また、実証機関の参加数が増えたことにより、地方自治体環境試験研究機関等の技術的対応能力が強化された(平成 17 年度実証機関数 14(平成 15 年度は 5))。実証方法が確立された平成 15 年度に開始した 2 技術分野については、本来の目的である申請者費用負担体制に移行し、体制の確立を目指す。

総合科学技術会議の「地球観測の推進戦略」(平成 16 年 12 月)を踏まえ、航空機、船舶等による温室効果ガスの総合モニタリングシステム構築に向けた技術開発等の取組が進められている。

バイオレメディエーション(微生物の働きを利用して汚染物質を分解等することにより、土壌、地下水等の環境汚染の浄化を図る技術)の利用については、株式会社クボタから提出された浄化事業計画について、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」(平成 17 年 3 月)に適合していることを確認した(平成 18 年 3 月)。

【効率性】

競争的資金(環境技術開発等推進費及び地球環境総合推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行う PD、PO を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

温室効果ガスの広域モニタリングについては、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシアティブ及び我が国における地球観測の実施方針に基づいて各府省で連携し、効率的な体制で実施されている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 6 及び 7 を統合・整理して今回新たに下位目標 5 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。これに伴い、当該評価シートの下位目標 5 において、今回新たに、既存の観測環境(観測プラットフォーム)を、関係各省・機関連携し有効な利活用を促進するという理由から「連携拠点への参加府省・機関数」を、また、連携拠点からの情報発信・情報提供が有効に機能していることを確認するという理由から、「連携拠点 HP へのアクセス数」を指標として設定した。

昨年度評価書の下位目標 2「独立行政法人国立環境研究所に係る中期目標を達成する。」は、独立行政法人の目標であり、独立行政法人評価委員会等で評価をされていることから、下位目標から外すこととした。

昨年度評価書の下位目標 5「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 4 次評価報告書における我が国の研究者の引用貢献度を、同第 3 次評価報告書に比べ大幅に増加させる。」は、環境省の競争的資金の 1 つである地球環境研究総合推進費についてのみしか評価していないこと、また、地球環境研究総合推進費は、IPCC 第 4 次評価報告書に引用される温暖化関係の研究以外に、酸性雨、海洋汚染、生物多様性等の研究も実施しているが、これらの研究課題の努力は評価指標に反映されないこと等の問題点を踏まえ、全ての環境省の競争的資金を対象に指標を 1 つにまとめて「環境技術開発等推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数」及び「地球環境研究総合推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数」を設定し、今回新たに下位目標 2 とした。

下位目標 3 及び 4 において、昨年度まで指標として設定していた「技術数」及び「技術分野数」については、より分かりやすくする観点から今回「着手数・開発数」及び「実証着手分野数・体制確立分野数」に修正し、また、下位目標 3 の目標値についてもよりの確となるよう年度ごとに分けるとともに、下位目標 4 についても目標値を適正化した。

< 内閣としての重要施策等 >

施策方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)
 第 157 回国会(平成 15 年 9 月 26 日)
 第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)
 第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)
 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)
 第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)

総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシアティブ及び我が国における地球観測の実施方針に基づいて、気象庁等と連携し、地球温暖化に係る連携拠点を平成 18 年度に設置する。

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
目標	地球環境研究計画策定等経費	7,602			4,301					
	公害防止等試験研究費	1,232,718			1,047,810					
	地球環境保全試験研究費	328,850			328,850					
	環境試料タイムカプセル化事業	94,628			80,747					
	環境研究・技術開発推進事業	-			25,000					
	環境測定分析精度向上対策経費	31,189			40,301					
	地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	-			-				新	
	環境技術イノベーション創出事業	-			-				新	
1、2	環境技術開発等推進費	815,000			881,000					
	地球環境研究総合推進費	3,015,000			3,256,000					
	廃棄物処理等科学研究費	1,149,720			1,300,000					
	地球温暖化対策技術開発事業	2,676,042			2,715,874					
3	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	400,000			400,000					
4	環境技術実証モデル事業	200,000			248,675					
5	衛星搭載用観測研究機器製作費	400,000			390,000					
	気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	-			300,000					
	地球環境研究総合推進費(再掲:下位目標 1、2)	-			-					
	IPCC 第 4 次報告書作成支援調査経費	23,437			20,425					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	下位目標 1
指標名	競争的資金の予算額	
指標の解説	第 2 期科学技術基本計画期間における競争的資金(広く研究開発課題を募り、提案された課題から専門家等の評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等の配分する研究開発資金)の予算額	
評価に用いた 資料等	第 2 期科学技術基本計画	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	下位目標 2
指標名	環境技術開発等推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数 地球環境研究総合推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数	
指標の解説	未解明の環境問題に係る環境研究・技術開発を支援するための研究開発資金である環境技術開発等推進費により行った課題のうち、その事後評価が B 以上の評価を受けた課題の数 地球環境問題に係る研究・技術開発を支援する研究開発資金である地球環境研究総合推進費により行った課題のうち、その事後評価が B 以上の評価を受けた課題の数	
評価に用いた 資料等	各終了課題の事後評価	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	下位目標 3
指標名	技術数	
指標の解説	ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	下位目標 4
指標名	技術分野数	
指標の解説	環境技術実証モデル事業を行っている対象技術分野の数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	下位目標 5
指標名	連携拠点への参加府省・機関数 連携拠点 HP へのアクセス数	
指標の解説	平成 18 年度より、関係府省・機関と連携し、地球温暖化観測に係る連携拠点を設置する。この連携拠点関係府省・機関等連絡会議(仮称)への参加機関数によって、関係府省・機関との連携状況の指標とする。 連携拠点では気候変動影響に係る国民等への情報提供や広報活動を推進することとしており、この連携拠点において作成される HP へのアクセス数を情報提供の指標とする。	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	公害防止計画の推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 公害防止計画	施策(節)	4 節	地域づくりにおける取組の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	公害防止計画に基づいて、各種の公害防止計画を推進すること等により、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	12.930	11.777	6.196	
	一般会計	12.930	11.777	6.196	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
公害防止計画策定地域数	地域	33	33	32		減少傾向の維持
<p>公害防止計画は、制度が創設された昭和 45 年度以降、52 地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成 17 年度末現在では、32 地域にまで減少した。また、公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 209 市町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。これらにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与したものの、公害防止計画策定地域はまだ残っている状況である。</p> <p>上記指標の目標値の根拠: 公害防止計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域の数は減少することが望ましいため。</p>						

残された課題・新たな課題

平成 17 年度末現在、287 市区町村が公害防止計画策定地域として指定されており、大都市部を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が存在している。平成 13 年 12 月の中央環境審議会答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」の中で、課題対応型の計画を作成するよう指摘されている。

今後の取組

公害の著しい地域等の解消のため、引き続き公害防止計画の達成を図っていく。引き続き、都道府県に対し課題対応型の計画を作成するよう指導を行い、より実効性のある計画の推進を図っていく。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市区町村数を減少させる。				
指標の名称	公害防止計画策定地域を構成する市区町村数				
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値
指標	市区町村数	316	306	287	H - 年度 減少傾向の維持
目標を設定した 根拠等	基準年	-	基準年の値	-	
	根拠等	公害防止計画の策定を要するほど大気、水質等が汚染されている地域の数は、減少することが望ましいため			
達成状況	平成 16 年度に終了した公害防止計画地域の中で、6 市(八戸市、三条市、燕市、呉市、山陽小野田市、丸亀市)6 町(府中町、海田町、熊野町、坂町、宇田津町、多度津町)において環境の状況が改善され、平成 17 年度の策定地域から除外した。				

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p>【必要性】</p> <p>平成 17 年度末現在、287 市区町村が公害防止計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>平成 17 年度においても公害防止計画に基づいて、大気汚染、水質汚濁、騒音等の防止など、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 209 市町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。</p> <p>【効率性】</p> <p>実際の計画策定・実施は、策定主体である地方公共団体の経費で行われている。国における計画策定事業の 9 割は公害防止計画実施状況調査に係る経費であり、その調査を都道府県に委託することによって、効率的に地域の公害対策の実施状況及び環境の現況等を把握している。</p>
--

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 ></p> <p>より分かりやすくなるよう目標の表現について見直しを図った。</p> <p>目標に設定している指標「公害防止計画策定地域数」については、計画の策定を要するほど大気、水質等が汚染されている地域は減少することが望ましいため、今回新たに目標値を「減少傾向の維持」とした。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 ></p> <p>-</p>
--

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	公害防止計画策定経費	6,196	15,830	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 8 公害防止計画の推進	目 標
指標名	公害防止計画策定地域数	
指標の解説	現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域について指定された公害防止計画の策定地域数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 8 公害防止計画の推進	下位目標 1
指標名	公害防止計画策定地域を構成する市区町村数	
指標の解説	都道府県が策定した公害防止計画策定地域を構成する市区町村の数であり、個々の市区町村毎に、環境質についてその環境基準の達成状況を点数評価し、その合計点により個々の市区町村について、策定指示を行うかどうかを判断している。	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	公害健康被害対策(補償・予防)	担当部局	環境保健部
		評価者	企画課長 柴垣 泰介

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。					
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)		1,780.485	1,823.467	2,211.223	
	一般会計		1,780.485	1,823.467	2,211.223	
	特別会計		0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)による被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、公害に係る健康被害について成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。	
--	--

残された課題・新たな課題

公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償を確保する。 公害による健康被害の未然防止を図るとともに、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査を一層、推進する。	
---	--

今後の取組

公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償の確保及び公害による健康被害の未然防止を引き続き図っていく。 局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査「そらプロジェクト」について、「学童コホート調査」(小学生を対象とした 5 年間の追跡調査)を着実に継続して実施するほか、新たに、幼児を対象とした症例対照調査を実施する。	
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。さらに、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。
達成状況	<p>公健法の補償給付等に要する財源に充てるための汚染原因者からの適正な賦課金徴収等を行い、公健法による被認定者約 5 万人に対し、公正な補償給付等を実施した。</p> <p>また、地域の健康被害予防に直結する健康相談、健康診査、機能訓練事業を中心に健康被害予防事業を実施した。</p> <p>さらに、環境保健サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康影響調査等により、環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を行い、加えて、局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査については、「そらプロジェクト」を着実に実施した。</p>

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

<p>【必要性】 我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【有効性】 被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p>【効率性】 公健法による被認定者に対する補償に係る事務については、地方公共団体への事務費交付金、公害健康被害補償予防協会への補助金等により効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で効率的に実施した。</p> <p>【公平性】 公健法に定められたとおり、被認定者に対する公平な補償給付や予防事業等を実施した。</p> <p>【優先性】 被認定者への補償や予防事業は公健法に規定された業務であり、環境汚染による健康影響の継続的監視、調査研究や疫学調査は、国民の健康に係る課題でもあるため、優先して実施する必要がある。</p>

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また、目標の表現についても見直しを図った。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）（昭和 48 年法律第 111 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
		1	環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査） 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 高齢認定患者リハビリテーションプログラム開発費 公害健康被害補償給付支給事務費交付金 公害健康被害補償基礎調査費 公害健康被害補償不服審査会等経費 イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 重金属等の人体影響に関する総合的研究 イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実 態調査費	211,490 530,338 - 1,211,336 7,614 56,466 40,097 8,198 26,294

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	は事業内容を考慮し、 に統合するため、今 回終期となる。	に統合することで、自治体と連携し、より効率的 に事業を推進する。

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	水俣病対策	担当部局	環境保健部
		評価者	特殊疾病対策室長 青木 龍哉

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 平成 7 年の政治解決に際しての閣議了解や平成 16 年 10 月の関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成 17 年 4 月 7 日に発表した「今後の水俣病対策について」に従い、以下の取組を進める。 水俣病総合対策(健康管理事業、医療手帳、保健手帳等)及び地域再生・振興 水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	9,539,727	9,114,353	8,671,417	
	一般会計	9,539,727	9,114,353	8,671,417	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

「今後の水俣病対策について」(平成 17 年 4 月 7 日)に基づき、地域の高齢化をふまえた対策として、総合対策医療事業の給付内容を拡充し、保健手帳の申請受付を再開した。また、水俣病公式確認 50 年を前に水俣病被害者に対して慰謝の気持ちを表す施策として水俣病慰籍の慰霊の碑の建立の支援を行った。

悲惨な公害を二度と繰り返さないよう、水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病問題の国内外への発信を実施した。

水俣病に関する総合的研究については、医学的な研究や臨床・疫学研究を進めているが、近年、WHO 等を中心として種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応した。

以上のように、目標達成に向け着実に進展しているものの、最高裁判決後新たな申請者が急増するなどの課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。

残された課題・新たな課題

すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようになるための施策の継続の実施。

3 千 8 百人を超える公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施や、新たに提訴された訴訟への対応。

水俣病経験の情報発信と水銀汚染問題への国際的貢献の推進。

水銀汚染による影響究明等の国際的な取組への積極的対応。

今後の取組

「今後の水俣病対策について」に基づく保健手帳申請交付再開や水俣病被害者の社会活動支援等をはじめとする施策の着実な実施。

公健法の認定申請者について、円滑な検診及び審査の実施、及び訴訟への迅速な対応。また、これらについて定員の要求を図る。

水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等。

水俣病に関する総合的研究の実施。

WHO 等を中心として、種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p>【必要性】 水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないように、次世代への教訓の継承や国内外への情報発信を進め、さらに、水俣病に関する研究の推進を図るとともに、平成 18 年に水俣病公式確認から 50 年という節目の年を迎えるに当たり、平成 7 年の政治解決や平成 16 年 10 月の水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにすることが必要である。 また、三千七百人を超える認定申請者について、その検診及び審査を円滑に実施するとともに、新たな訴訟にも対応する必要がある。</p> <p>【有効性・効率性】 平成 7 年の政治解決に際しての閣議了解事項及び「今後の水俣病対策について」等に基づき、平成 17 年 10 月 13 日に保健手帳の申請受付を再開した。その際、関係県と協力し、周知に努めた結果、3 月末までに約 2,000 人の対象者に交付することができた。また、水俣病経験の普及啓発セミナーの東京での開催や、途上国等から行政担当者を水俣市に招聘し水俣病問題について研修を行う等、水俣病の経験を若い世代や海外の人々に伝えた。</p>

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を目標に統合・整理した。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>
--

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	健康被害救済特別措置費	1,660,497	2,643,528	
	水俣病対策地方償還費	6,601,620	5,651,000	
	水銀汚染対策等調査推進事業	29,845	27,212	
	水俣病に関する総合的研究	29,525	26,896	
	調査研究費	349,930	407,585	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境保健に関する調査研究の推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心が高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 花粉症と一般環境との関係 本態性多発化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症) 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	47.847	47.689	35.769	
	一般会計	47.847	47.689	35.769	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

国民的な関心事となっている環境保健問題である「施策の目標」～ について、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。 花粉飛散予測に関する調査研究の成果をいかして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取組の中で重要な役割を担っている。 過敏状態の原因がごく微量の化学物質であると言われていることから、環境中極微量化学物質の分析法開発を着実に実施している。 電磁界に関する情報収集を行い、また熱中症については熱中症保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。
--

残された課題・新たな課題

花粉症発症には複数の因子が関与することから、花粉症と一般環境との関係の究明に向けて、調査研究等を推進する。 環境中の微量化学物質測定を可能とする分析法は開発途中であり、特に複数の物質が混合した状態を評価する手法は未確立である。 電磁界については、未だ WHO の総合的な評価結果が公表されておらず、今後も情報収集を行う必要がある。また、熱中症だけでなく、紫外線の健康影響等についても情報収集・情報提供を実施する。
--

今後の取組

花粉症については、個々の患者への詳細な聞き取り調査や、花粉飛散数理モデルの開発を目的とした研究を推進する。また、本格的な花粉飛散予測を行うとともに、定期的に保健指導マニュアルの更新を行う。 環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。特に複数の物質が混合した状態での分析について、検討する。 電磁界についての情報収集を継続し、熱中症や紫外線については定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

花粉症については、患者数が現在国民の 10 数%ともいわれている。また、日常生活に与える影響などによる社会的損失も大きい疾患である。
 本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）については、シックハウス症候群等の関連から国民の関心が高い。
 電磁界や紫外線については、疫学研究結果等からいくつかの疾病との関連等について注目されており、また、ヒートアイランド現象が進む中で熱中症の罹患者が増えているといわれている。
 以上のようにいずれの研究も国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。

【有効性】

国民的な関心事となっている環境保健問題である上記必要性部分の課題について、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、環境省花粉情報サイトにおける花粉症対策情報（花粉飛散量の予測及び観測、関連する調査研究等の紹介）をはじめとする一般国民への有効な情報提供を実施してきている。

【効率性】

いずれの研究についても、関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

より分かりやすくなるよう目標の表現の見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

-

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初			H18当初			H19反映		
		金額	種別	内容	金額	種別	内容	金額	種別	内容
目標	大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究 環境中微量化学物質の分析法開発等調査 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響等調査	22,517			19,950					
		8,724			19,116					×
		5,528			5,338					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
	平成 19 年度予算事項組替えのため、平成 18 年度限りとなる。	本事業における予算は、化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費（-6-(1)）の内数とし、環境リスクを体系的に評価するとともに、より効率的に運用していく。

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	石綿健康被害救済対策	担当部局	環境保健部
		評価者	石綿健康被害対策室長 瀬川 俊郎

施策の位置づけ（当該施策は平成 17 年度途中から加えられたため、第二次計画に記載なく、今回第三次計画の該当箇所を明示）

第三次環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	- 章	- (新規施策のため該当なし)
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	- 節	
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
予算動向	金額 単位:千円)	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 補正予算において、以下について措置した。 ・石綿健康被害救済事業交付金(救済給付金等)として約 388 億円 ・石綿健康被害救済事業交付金等(徴収のための準備費)として約 8 億円 ・アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等として約 2 億円
	一般会計	0	0	0	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号。以下「救済法」という。)が、平成 18 年 2 月 3 日に可決・成立し、一部を除き、同年 3 月 27 日から施行された。当面は石綿により健康被害を受けた者の数は増加していくものと考えられ、本制度の円滑な施行が求められる。

残された課題・新たな課題

救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされている。救済法の附帯決議において、以下の通りとされている。

- ・指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること、また、指定疾病の認定にあたっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと
- ・政府は石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、制度の施行に反映させるよう努めること
- ・政府は、本制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後 5 年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと

事業主は、平成 19 年度以降の救済給付の費用の一部を拠出することとしている(労災保険適用事業主、船舶所有者は一般拠出金。石綿の使用量、特定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める要件に該当する事業主は特別拠出金)。

今後の取組

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。

「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成 18 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、平成 18 年度以降は以下の調査等を実施する。

- ・中皮腫死亡者の医学的所見に関する解析調査
- ・石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査
- ・石綿ばく露による肺がん死亡者の実態把握調査
- ・石綿健康被害に係る医学的判断に関する調査
- ・被認定者に関する医学的所見の解析調査

事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て、平成 18 年度前半の出来るだけ早い時期に決定する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

石綿を原因とする中皮腫、肺癌については、重篤な病気を発症するかもしれないことを知らずに石綿にばく露し、石綿へのばく露から30年～40年という非常に長い期間を経て発症すること、石綿は事業活動のみならず建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきたことから、どのような状況において石綿にばく露したのかを明らかにすることは難しく、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて困難である。加えて、中皮腫や肺癌は重篤であり、発症から1、2年で死亡するケースが少なくない。このように、石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にある。また、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されている。これらのことから、石綿により健康被害を受けた方の迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。

【有効性】

3月20日の申請受付開始から1ヶ月弱で、約1千件の申請が機構に行われている。（速報値）

【効率性】

中央環境審議会に新しい部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めることとしている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

-

< 内閣としての重要施策等 >

第163回国会所信表明演説（平成17年9月26日）

「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」

第164回国会施政方針演説（平成18年1月20日）

「多くの健康被害が発生しているアスベスト問題に迅速に対処するため、既存の制度では補償を受けられない被害者を救済するための法案を提出するとともに、アスベストの早期かつ安全な除去など被害の拡大防止に取り組みます。」

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

税制上の所要の措置（特別拠出金、一般拠出金の損金算入、救済給付として支給を受けた金品について非課税、医療費の支給に係る医療について消費税非課税）

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初			H18当初			H19反映		
目標	石綿健康被害対策室関係経費	-	67,214							
	一般環境経由による石綿ばく露の健康影響調査	-	29,699							
	一般環境経由による石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査	-	40,499							
	石綿の健康被害に係る医学的判断に関する調査	-	9,699							
	被認定者に関する医学的所見等の解析調査	-	-							新
	石綿健康被害救済事業交付金	-	106,061							

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 10	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	担当部局	大臣官房
		評価者	総務課環境情報室長 藤倉 まなみ

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	3 環境情報の整備と提供	施策(節)	2 節	環境教育・環境学習の推進及び環境
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 電子政府構築計画(H15.7.17 決定)に基づき、行政手続の電子化、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者の視点に立った行政ポータルサイト等の整備、及び環境情報の国民等への提供を図るとともに、内部管理業務及びシステムの見直しを行う。 国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を目的として、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修を実施する。 地方環境事務所の体制を整備する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,912.394	2,386.694	1,474.325	
	一般会計	1,912.394	2,386.694	1,474.325	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

環境情報の体系的整備・提供や、「e-Japan 重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備が図れ、目標達成に向け進展があった。 従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、地方支分部局である地方環境事務所を平成 17 年 10 月に設置したことにより、地域の実情に応じた機動的できめ細かな環境行政を展開できるようになった。 国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を図る上で、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修が果たす効果は大きい。
--

残された課題・新たな課題

省内ネットワーク等システムの最適化計画の策定。 更なる手続のオンライン化を実施。 更なるアクセシビリティ対応の充実。 情報セキュリティ対策の充実・強化。 地方環境事務所の体制の強化。 脱温暖化社会及び循環型社会の構築に資する研修の一層の充実。 経済・社会データなども含めた環境情報の更なる収集、適切な利用推進、きめ細かな情報提供の充実。 長期的な視野からの環境政策形成の検討。

今後の取組

環境情報の体系的整備と提供、電子政府の実現に向けて各種施策を充実させる。 地方環境事務所の実質新年度となる平成 18 年度においては、組織の充実を図るとともに、その機能を十分に発揮し、業務を円滑に軌道に乗せる。 新たなニーズに対応した研修コース、カリキュラムの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。 環境データの総合的な整備・利用を推進するとともに、定員の要求をする。 50 年といった長期間の環境政策のビジョン(超長期ビジョン)を策定する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。また、「e-Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。					
指標の名称	環境省ホームページファイル数(情報数) 環境省ホームページアクセス件数 環境省ホームページで提供している情報量 オンライン化手続数 オンラインによる申請・届出件数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H17 年度
指標	万ファイル	15	18	22		18
	百万アクセス	95	117	162		100
	MB	10,029	11,833	15,542		-
	件	323	345	358		
	件	4	26	119		
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>地方環境事務所ネットワーク回線の増強、文書管理システム等の機能改良等による内部管理業務の効率化を図った。</p> <p>環境省ホームページによる提供情報の着実な増加及びアクセシビリティ対応を図った。</p> <p>環境省ホームページ管理業者との専用線を接続し、よりセキュリティを強化したデータ交換を可能とした。</p> <p>報道発表管理システムを構築し適切な報道発表管理及び業務の効率化を図った。</p> <p>省内ネットワーク及びホームページに係る外部セキュリティ監査を実施した。</p> <p>オンラインによる申請・届出件数が前年度の 26 件から 119 件へと増加した。</p> <p>国民に対する利便性の向上、情報提供の迅速化等により、平成 16 年度に引き続き目標を達成した。</p>					

下位目標 2	新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。													
達成状況	<p>新たな重要施策に対応した研修を新設し、新規施策の円滑な推進に寄与した。</p> <p>平成 17 年度新設研修コース 動物愛護管理研修、産業廃棄物対策研修、環境汚染有機化学物質(POPs等)分析研修、特定機器分析研修 (ICP/MS)、特定危機分析研修 (LC/MS) 平成 17 年度研修実施実績(48 コース(53 回)) 実施コース数 修了者数(2008 名:前年比 228 名増)</p> <table border="0"> <tr> <td>行政研修: 15 コース(17 回)</td> <td>行政研修: 1,249 名</td> </tr> <tr> <td>国際研修: 8 コース(8 回)</td> <td>国際研修: 189 名</td> </tr> <tr> <td>分析研修: 16 コース(19 回)</td> <td>分析研修: 270 名</td> </tr> <tr> <td>職員研修: 9 コース(9 回)</td> <td>職員研修: 300 名</td> </tr> </table>						行政研修: 15 コース(17 回)	行政研修: 1,249 名	国際研修: 8 コース(8 回)	国際研修: 189 名	分析研修: 16 コース(19 回)	分析研修: 270 名	職員研修: 9 コース(9 回)	職員研修: 300 名
行政研修: 15 コース(17 回)	行政研修: 1,249 名													
国際研修: 8 コース(8 回)	国際研修: 189 名													
分析研修: 16 コース(19 回)	分析研修: 270 名													
職員研修: 9 コース(9 回)	職員研修: 300 名													

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

環境情報の体系的整備と提供は、民間の環境保全活動を促進する上で国が果たすべき基本的な責務である(環境基本法第 27 条参照)。

電子政府構築施策は、内閣の方針として各府省に義務付けられているものであり、国民の利便性の向上等のために必要とされている。

廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策、国立公園の保護管理水準の向上など、国として軸足を地域に置いた環境施策の展開が求められており、機動的できめ細やかな対応が行える現場の組織である地方環境事務所の設置は必要不可欠である。

研修の実施について、環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種施策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

【有効性】

環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮したアクセシビリティソフトの導入、報道発表の表示の改善、英文ホームページの拡充等、広く国民や海外に対する利便性の向上、広報の充実を図った。

環境省ホームページのファイル数(情報数)及び情報量については、着実に増加しており、国民等への電子的提供が適切に実施されている。

地方環境事務所ネットワーク回線の増強、文書管理システム等の機能改良等により、業務の効率性の向上を図ることができた。

省内ネットワークシステム及びホームページの情報セキュリティに係る外部監査を実施するとともに、政府機関統一基準に基づき環境省情報セキュリティポリシー(環境省組織内の情報セキュリティを確保するための方針、方策及び体制等を包括的に定めた文書)を制定し、セキュリティレベルの向上を図った。

従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、法律権限を委任できる地方支分部局である地方環境事務所を設置したことで、地域の視点で様々な意志決定を行えることとなり、機動的で地域に密着した活動が行えるようになった。

研修については、今後とも、環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要である。

【効率性】

環境情報の体系的整備と提供については、具体的効果は見えにくいものである。国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう継続的な努力が必要。

報道発表管理システムを構築し期日内の適切な報道発表管理及び業務の効率化が図れた。

地方環境事務所を設置したことで、より地域の視点に立った活動を効率的にできるようになる。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また、目標の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)				
-				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	環境投資等実態調査	-	15,217	
	環境統計の整備・利用のあり方検討	-	12,029	
	環境研究連絡調整等経費	6,949	6,332	
	環境政策研究調査等経費	20,992	42,746	
1	情報基盤の強化対策費	1,362,000	1,326,829	
2	環境保全に関する調査、研修等に必要経費	99,871	101,471	
	環境調査研修所の運営に必要な経費	550,999	538,360	
	環境調査研修所施設整備費	112,487	94,475	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	下位目標 1
指標名	環境省ホームページファイル数(情報数) 環境省ホームページアクセス件数 環境省ホームページで提供している情報量 オンライン化手続数 オンラインによる申請・届出件数	
指標の解説	環境省ホームページに掲載されている環境施策に関するファイル数(情報数) インターネットを通じ環境省ホームページ(トップページ)にアクセスされた件数 環境省ホームページ全体で提供している情報量 職員が電子申請システムを利用したオンライン化手続の件数 一般国民よりオンラインにより申請・届出のあった件数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	アクセス数は、国民・企業等が利用した結果であり、環境に関する重要な問題の発生状況等、また、インターネットの普及状況等の様々な要因の影響を受ける。 各部局が制定する法令の制定、改正等の影響を受ける。 申請者側の申請・届出発生状況等、様々な外部要因の影響を受ける。
-------------------	--